

史跡中頭方西海道及び普天満参詣道 保存活用計画書



令和3（2021）年3月
浦添市教育委員会

序文

国指定史跡 中頭方西海道及び普天満参詣道のうち、中頭方西海道は琉球王国時代に首里と浦添を結び、沖縄本島中部の読谷まで続く当時の幹線道路です。地元では公事道とも呼ばれていました。普天満参詣道は中頭方西海道から枝分かれして宜野湾へ向かう道です。どちらも国王の行幸や参詣の道として王府と深い関係がありました。

豊かな自然環境と先人達の努力によって守られてきたかつての美しい街道は、先の大戦とその後の復興や都市化により、その多くが失われてしまいました。

多くの来訪者に称賛された旅情あふれる琉球石灰岩の石畳道と石橋、琉球松が続く沖縄らしい街道風景を再び現すため、平成7年度より文化庁と沖縄県の補助を受けて、調査、復元整備を実施し、平成24年9月には国の史跡に指定されました。その後、平成8年度には中頭方西海道が文化庁「歴史の道百選」に選出され、令和元年度には周辺の文化財とともに沖縄県の日本遺産ストーリーの構成文化財に認定されました。おかげさまで日々の生活道路としての利用はもとより、ウォーキングイベントなどで多くの皆さまに歩いて頂いております。

この保存活用計画書は、これまでに実施した調査・整備事業の成果を取りまとめ、史跡の価値を明らかにし、その価値を確実に保存し活用を図るとともに、将来に継承するための指針として策定しました。

今後はこの計画書を本市の文化財保護の手引きとして活用し、この史跡を本市の誇る歴史遺産として市民の皆様とともに守り伝え、未来の子どもたちにも誇りや親しみのある場所となることを願います。

最後となりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご支援、ご協力をいただいた関係機関並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

浦添市教育委員会

教育長 當間 正和

例言

- 1 本書は、沖縄県浦添市字安波茶、字経塚、字当山に所在する国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」の保存活用計画書（以下、「本計画」）である。
- 2 本計画の策定事業は、浦添市教育委員会教育部文化財課が主体となり、令和元年度から令和2年度の2ヵ年にかけて国庫補助事業を受け実施した。
- 3 本計画の策定にあたっては「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」）における各専門的見地からの指導・助言を基本に、文化庁文化財部文化財第二課及び沖縄県教育庁文化財課の指導を受けて実施した。
- 4 本計画の策定にあたっては、『史跡等整備のてびき』（平成16年 文化庁文化財部記念物課 監修）及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年 文化庁文化財部記念物課）により内容を検討した。
- 5 表紙の写真は『みんなの文化財図鑑＜史跡・名勝編＞』（沖縄県教育委員会 平成27年度）より掲載した。
- 6 本計画の執筆並びに編集は策定委員会事務局である浦添市教育委員会文化財課と調査業務受託者である榎国建が行った。

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革.....	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の対象範囲.....	1
4. 委員会の設置及び開催経緯.....	3
5. 他の計画との関係	5

第2章 史跡等の概要

1. 指定に至る経緯	23
2. 指定の状況	25
3. 史跡の自然的環境	29
4. 史跡の歴史的環境	42
5. 史跡の社会的環境	58
6. 指定地の状況	66

第3章 史跡等の本質的価値

1. 史跡の本質的価値.....	69
2. 構成要素の特定.....	70
(1)構成要素を特定するにあたっての類型	
(2)構成要素の概要	

第4章 保存活用にあたっての課題

1. 中頭方西海道	91
(1)史跡の保存・管理の課題	
(2)活用における課題	
(3)公開・活用のために行う整備の課題	
(4)その他の課題	
2. 普天満参詣道	95
(1)史跡の保存・管理の課題	
(2)活用における課題	
(3)公開・活用のために行う整備の課題	
(4)その他の課題	

第5章 大綱・基本方針	
1. 大綱	101
2. 基本方針	102
(1)保存(保存管理)	
(2)公開・活用	
(3)整備	
(4)運営・体制	
3. 地区設定	103
第6章 保存(保存管理)	
1. 保存管理の方向性.....	107
2. 史跡指定範囲の保存管理の方法.....	109
3. 史跡指定範囲外の保存管理の方法	124
4. 追加指定及び公有化の方向性	128
第7章 活用	
1. 活用の方向性	129
2. 活用の方法	131
第8章 整備	
1. 整備の方向性	135
2. 整備の方法	141
3. 周辺環境整備の考え方	142
第9章 運営・体制の整備	
1. 運営・体制の方法.....	145
第10章 施策の実施計画及び経過観察	
1. 施策の実施計画	147
2. 経過観察	149

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

「中頭方西海道」は、首里城を起点に浦添を経て沖縄本島西側を北上し、読谷村喜納（旧番所）につながる宿道（琉球王国時代の幹線道）である。中頭方西海道のうち首里と浦添を結ぶ道は、尚寧王の命により石畳道に改修されたことが1597年建立の「浦添城の前の碑」に記されており、ルート上にある安波茶橋もこのときに木橋から石橋へ架け替えられたと考えられている。

「普天満参詣道」は、「中頭方西海道」から枝分かれし、宜野湾へ向かう道である。1644年に尚賢王の普天満参詣が始められたことから、この頃にはすでにこの道は存在し、1671年の宜野湾間切の新設以降は宿道としても使用されたと考えられている。現在でも当山の石畳道に往時の面影を偲ぶことができる。昭和59年には「当山の石畳道」として市の文化財に指定された。

その後、浦添市指定史跡となっている「中頭方西海道」と「当山の石畳道」について、それぞれの一部地域を広げ、平成24年9月19日に国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」に指定された。

本計画では、令和元年度から2年度にかけて、浦添市が主体となり、国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」保存活用計画を策定するものである。なお、策定にあたっては、史跡等保存活用計画策定費国庫補助要綱に基づく補助金を得ている。

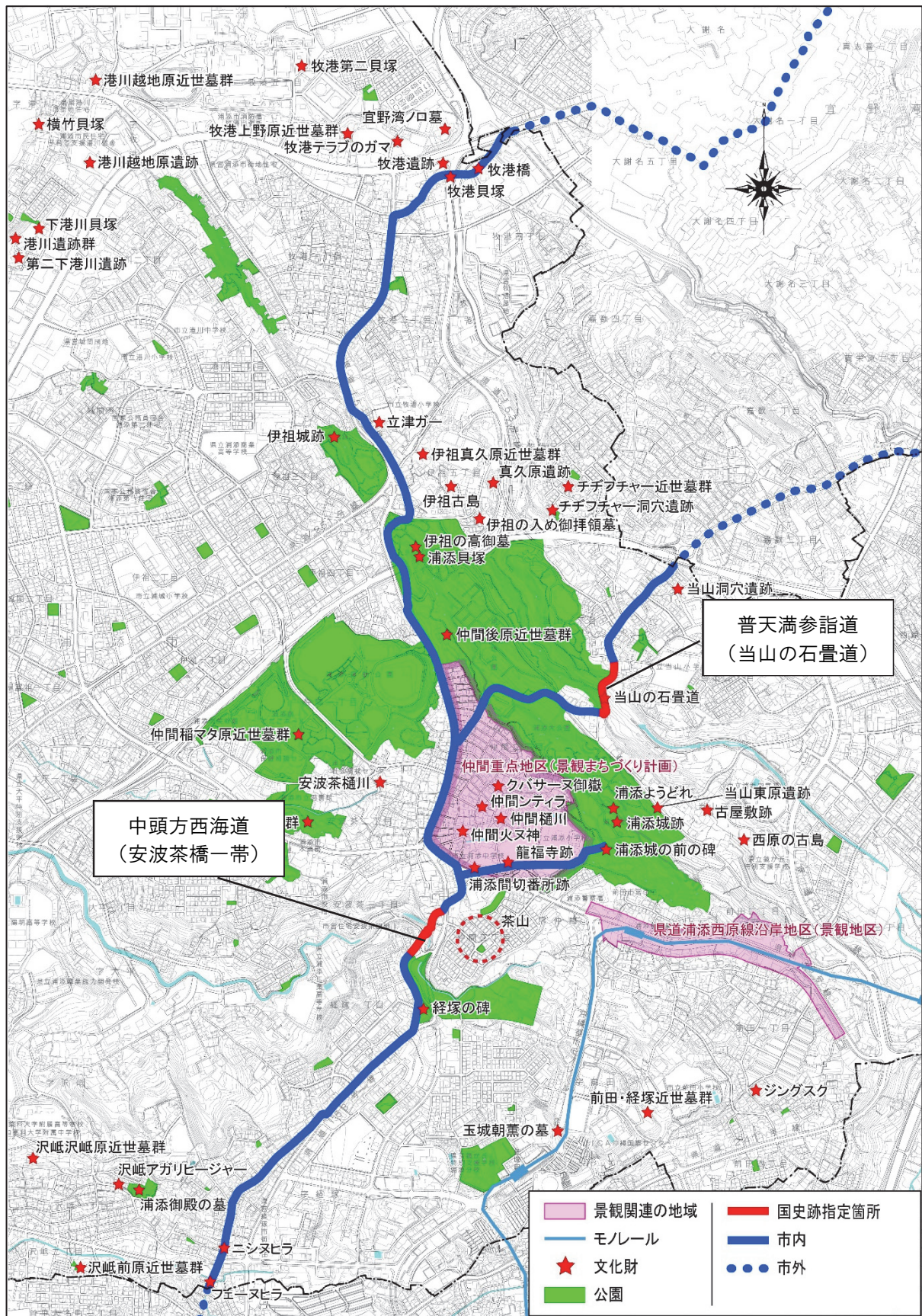
2. 計画の目的

本計画は、国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」の保存管理及び公開・活用の指針を示したものである。行政・市民・県民・観光客が史跡の本質的価値を確認し、今後の目標・将来像を描き共有するとともに、その実現に向けた保存・活用・整備の基本方針、方法等を明確化するために策定する。

3. 計画の対象範囲

本計画では、国史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」（5,395.38㎡）を基本とし、市内を通過する往時の中頭方西海道と普天満参詣道の全体路線やそれに関連する文化財についても対象とする。なお、計画策定にあたっては、国指定範囲及びその沿線一帯を保存管理地区、国指定範囲外を含めた全体路線を公開・活用地区としてとらえる。詳細は第5章で位置付ける。また、本計画書では、国指定範囲については、「中頭方西海道及び普天満参詣道」と表記し、どちらか一方を表記する場合は「中頭方西海道（安波茶橋一帯）」、「普天満参詣道（当山の石畳道）」とする。全体路線については、史跡指定範囲と区分するため、「歴史の道」と表記し、個別には「中頭方西海道ルート」、「普天満参詣道ルート」と表記する。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」における保存活用計画範囲



4. 委員会の設置及び開催経緯

(1) 委員名簿

浦添市教育委員会では、令和2年1月31日付けで、「史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画」策定委員会を設置した。委員は、学識経験及び景観・観光分野の専門的知識を有する方をはじめ、地域との連携の下での保存管理が必要であることから、地域住民の代表的な立場にある方、その他市行政職にて構成した。更にオブザーバーとして、文化庁文化財調査官及び沖縄県文化財課指導主事にもご参加いただいた。

保存活用計画策定委員会 委員

区分	氏名	所属	専門等
委員	上原 静	沖縄国際大学総合文化学部教授	考古学
委員	仲田 栄二	沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員	植物学
委員	上里 隆史	浦添市立図書館長	歴史学
委員	安里 直美	琉球大学グローバル教育支援機構非常勤講師	景観、地域計画、まちづくり
委員	神山 高成	当山自治会長	地域代表
委員	比嘉 政喜	安波茶自治会長	地域代表
委員	照屋 栄	経塚自治会長	地域代表
委員	安里 宗健 上間 亘	市都市建設部美らまち推進課長（令和元年度） 市都市建設部美らまち推進課長（令和2年度）	行政 （周辺景観保全）
委員	金城 徹 仲村 正夫	市観光振興局観光振興課長（令和元年度） 市観光振興局観光振興課長（令和2年度）	行政 （観光・イベント等）

保存活用計画策定委員会 オブザーバー

区分	氏名	所属
助言	山下 信一郎	文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官
助言	宮城 仁	沖縄県教育庁文化財課 指導主事

保存活用計画策定委員会 事務局

区分	氏名	所属
事務局	嵩元 盛兼 當間 正和	市教育委員会教育長（令和元年度） 市教育委員会教育長（令和2年度）
事務局	仲間 陽子	市教育委員会教育部長
事務局	松川 章 島袋 友木治	市教育委員会教育部文化財課長（令和元年度） 市教育委員会教育部文化財課長（令和2年度）
事務局	渡久地 政嗣	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係長
事務局	比嘉 徹	市教育委員会教育部文化財課史跡整備係技査
事務局	金城 聡子	市教育委員会教育部文化財課主任
事務局	仁王 浩司	市教育委員会教育部文化財課主任

(2)委員会開催経緯

本計画の策定にあたっては次表のとおり全4回の委員会を開催し、内容について議論した。

委員会開催経緯

回	開催日	内容
第1回	令和2年 1月31日(金)	①委員会設置 ②史跡概要の整理 ③保存活用にあたっての課題
第2回	令和2年 3月11日(水)	①第1回委員会の修正箇所の確認 ②史跡の本質的価値の検討 ③基本方針の検討
第3回	令和3年 1月15日(金)	①第2回委員会の修正箇所の確認 ②大綱、基本方針、地区設定の確認 ③保存(保存管理)・活用・整備の方向性の検討
第4回	令和3年 3月10日(水)	①第3回委員会の修正箇所の確認 ②運営・体制の整備の検討 ③施策の実施計画及び経過観察の検討 ④保存活用計画書(案)の確認

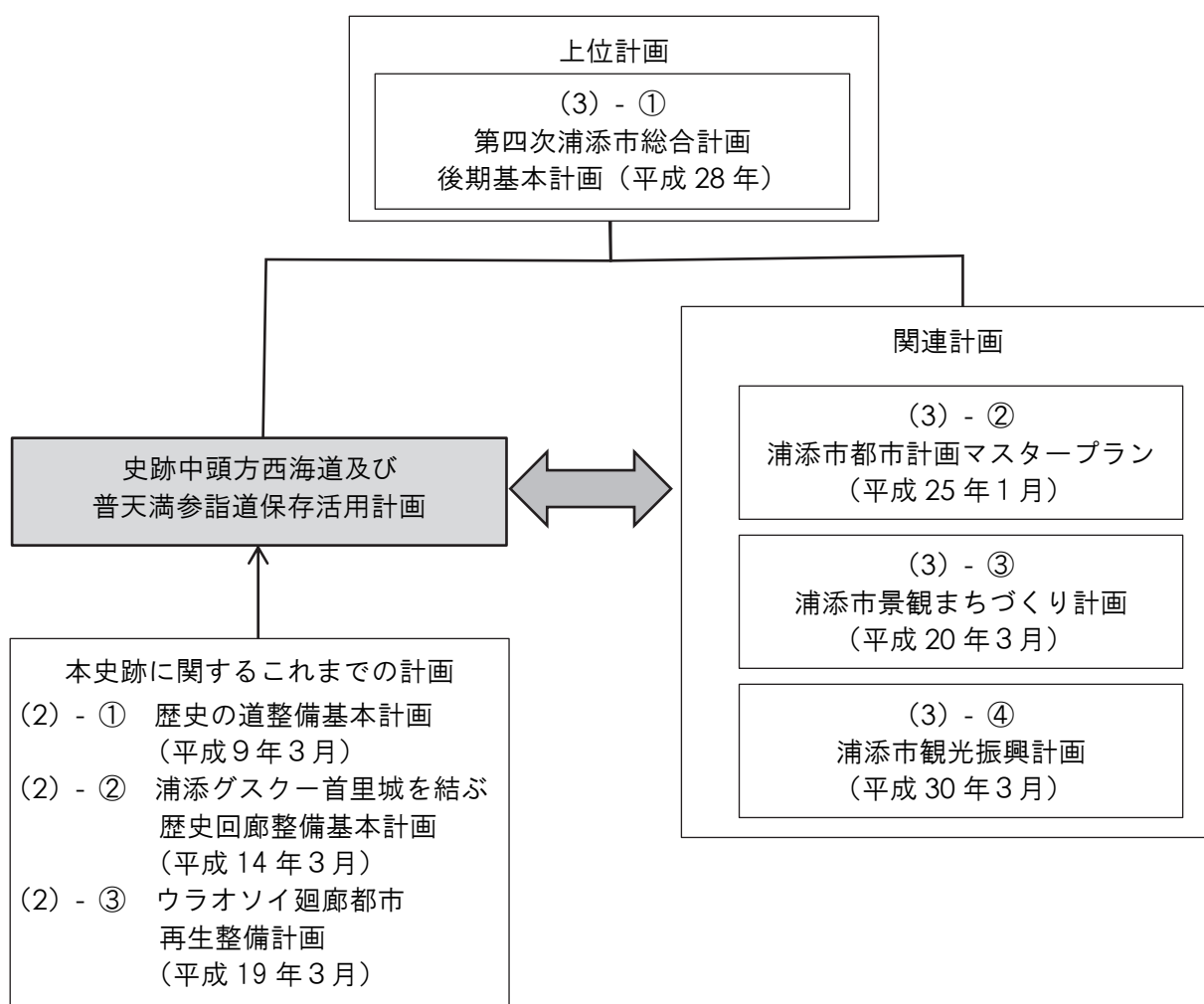
5. 他の計画との関係

(1) 計画の位置付け

本計画は、史跡等の保存活用計画であることから、『史跡等整備のてびき—保存と活用のために—』（平成 16 年 3 月／文化庁文化財部記念物課）、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27 年 3 月／文化庁文化財部記念物課）を参考とする。

また、浦添市における関連する計画としては、『第四次浦添市総合計画』をはじめ、都市計画や景観、観光まちづくり計画等との連携・整合を図ると共に、本史跡における既往の整備計画を参照するものとする。

本計画の位置づけ



(2)「中頭方西海道及び普天満参詣道」に関するこれまでの計画

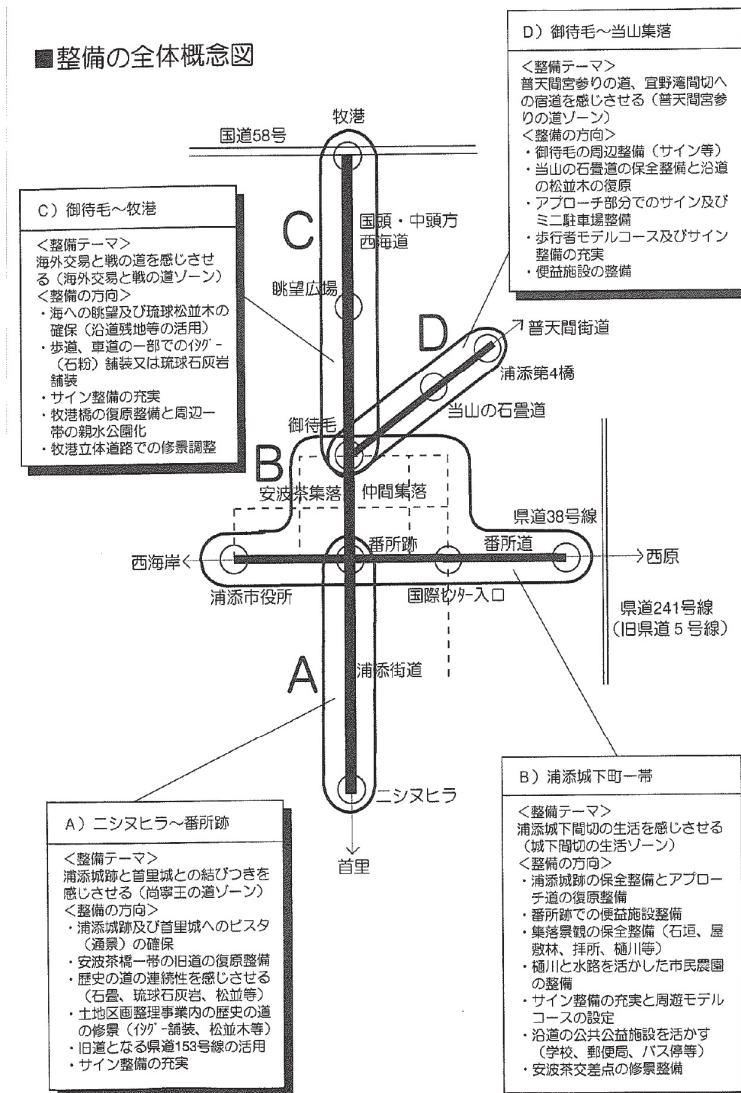
①『歴史の道整備基本計画』(平成9年3月、市教育委員会)

本計画は、失われつつあるかつての古道と周辺の歴史的遺産に着目し、これを市民や来訪者にとってわかりやすく親しみのあるまちづくりに活かすよう文化庁「史跡等保存整備費国庫補助金」を得て策定した広域整備計画である。

市内にある6つの旧道のうち、浦添街道（中頭方西海道ルート）、普天間街道（普天満参詣道ルート）、番所道を対象としている。

全体の方針としては、歴史の道の連続性を感じさせるような道の修景、石畳道や石橋等の復元整備とともに、周辺に分布する歴史的遺産の保全整備、標識、説明板等の整備、トイレ、水飲み場、休憩所などの便益施設整備などをあげている。本計画に基づき、平成9年以降、安波茶橋と当山の石畳道の修復整備やサイン整備、中頭方西海道ルートの石畳風舗装、字仲間、字安波茶の集落内にあるクバサーヌ御嶽、仲間樋川、安波茶樋川、火ヌ神の復元整備を実施した。

整備の全体概念図 [p.53]

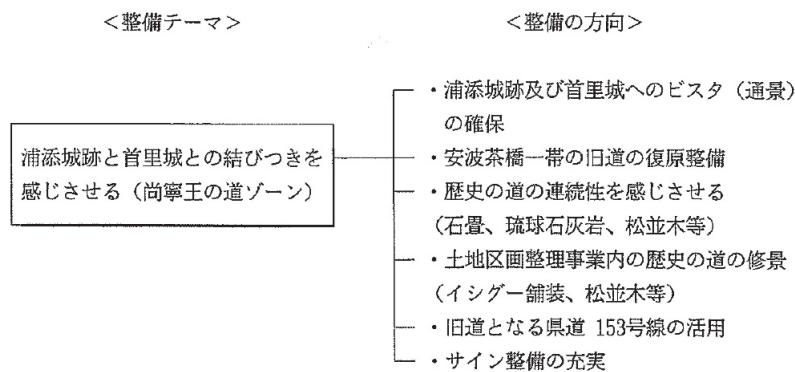


各ゾーンの具体的な整備の方向

A) ニシヌヒラ～番所跡（尚寧王の道ゾーン） [p.47]

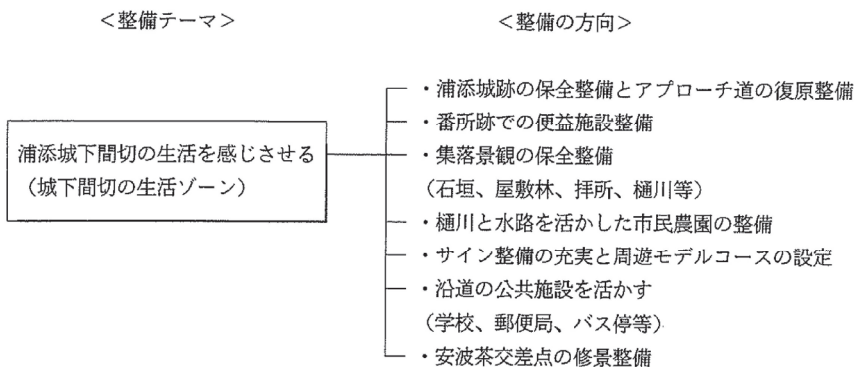
浦添城跡へのビスタ（通景）の確保と首里城方面へのビスタ（通景）の確保は大切であり、また尚寧王が休憩し赤い皿で水を飲んだと伝わる赤皿ガー並びに石畳道と石橋の一部が残る安波茶橋一帯の復原整備が重要なポイントである。

さらに、この区間の一部が土地区画整理事業「浦添南第二地区」と重なっており、30m幅員の都市計画道路が歴史の道を横断する形で計画されている。【中略】この部分については歴史性を与えるような設計上の工夫が必要で事前調整が大切な要件となる。また、経塚の碑から安波茶交差点までの間の県道153号線が線型変更されるため、旧道としての現153号線の活用も考慮する必要がある、ここでは車線の一部を路上駐車場として利用できないか提案を行う。歴史の道の連続性については、歩道部の石畳等による修景や沿道での琉球松並木の創出、周辺の歴史遺産を含めて情報を提供できるサイン整備等を行う。



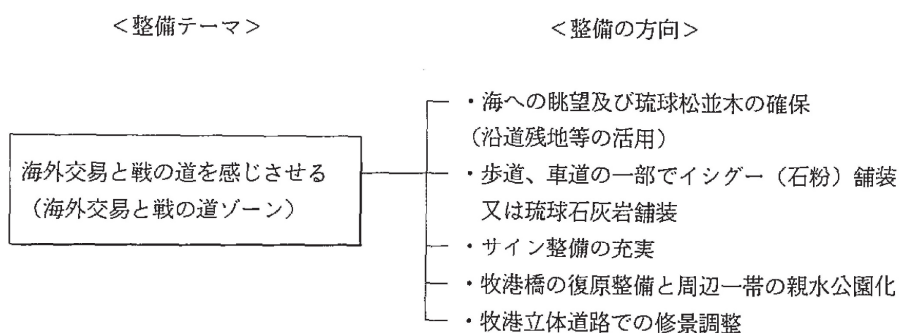
B) 浦添城町一帯（城下間切の生活ゾーン） [p.49]

浦添市のシンボルでもある浦添城跡の保全整備を推進するとともに、そのアプローチ道の復原整備を併せて行う。現在浦添中学校敷地となっている番所跡には、歴史の道利用者の便益施設（休憩所、トイレ、水飲み場など）を設ける。安波茶交差点については将来的に本市のメイン交差点として、歩行者の通行にも配慮した修景整備が必要である。県道から一皮内側の仲間、安波茶集落は優れた集落景観の形成を目指し、石垣や生け垣、屋敷林等の修景緑化を行うとともに集落内に分布する歴史資産等の保全整備を推進する。また、樋川から導かれる水路や周辺農地等に着目し、これを市民農園として位置づけ、かつての集落の畑を再現する。県道沿線は市役所をはじめ小・中学校、郵便局、バス停などの公共公益施設が多く立地していることから、情報案内の場や休憩拠点等としての活用を図る。また、これらの歴史遺産に容易に接することができるよう、サイン整備を充実させ多様なモデルコースの設定を併せて行う。



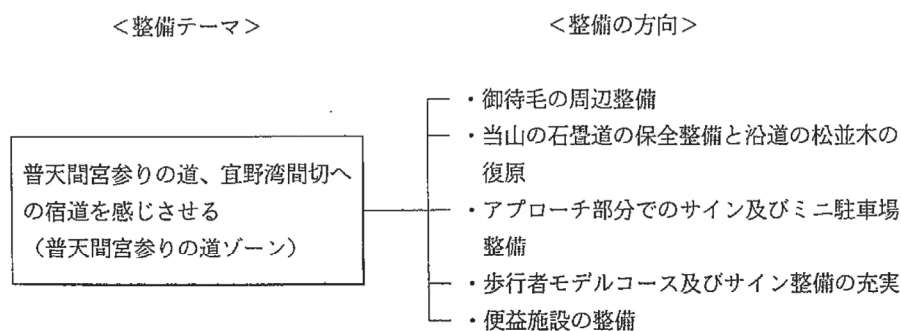
C) 御待毛～牧港（海外交易と戦の道ゾーン） [p.50]

沿道残地等を活用して海への眺望を確保するため眺望広場の整備や琉球松並木の植栽を行うとともに、歩道・車道の一部でのイシグー（石粉）舗装又は琉球石灰岩舗装、さらに周辺に分布する樋川や井戸、テラブのガマ等の歴史遺産を案内、誘導するためのサイン整備などを行う。牧港橋跡については将来的に石橋の復原整備とあわせて周辺一帯の親水公園化を検討する。



D) 御待毛～当山集落（普天間宮参りの道ゾーン） [p.51]

御待毛の周辺整備（サイン類の充実させるなど）を行うこと、また当山の石畳道については、石畳道を保全整備するとともに沿道に松並木を植栽し普天間宮参りの道のイメージづくりを行う。石畳道へのアプローチ部分には分かりやすいサイン整備とミニ駐車場整備を行う。当山集落においては普天間街道沿線の住宅を生垣にするなど、住民の歴史の道に対する理解と協力も大切になる。また利用者が当山の石畳道から浦添大公園や浦添ようどれなどへ歩行者ネットワークで周遊ができるようサイン整備や便益施設整備、モデルコースの充実等を行う。



②『浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画』(平成 14 年3月、市教育委員会)

本計画は、『歴史の道整備基本計画』を発展させ、「歴史が息づく薫り高いまちづくり」を実現するため、浦添グスクから首里城を結ぶルートを経路として位置づけ、周辺に所在する文化財を重点的に整備するための整備基本計画を策定したものである。対象となる文化財は、当山の石畳道、安波茶樋川、仲間樋川、安波茶橋、中頭方西海道、玉城朝薫の墓、浦添御殿の墓の7か所である。

整備基本計画では、全体の基本方針及び対象文化財ごとの具体的な整備の方針、概要、課題を定めている。本計画に基づき、平成14年以降に世界遺産周辺整備事業により、安波茶橋(南橋)及び南側石畳の整備をはじめ、中頭方西海道ルートを示す石畳風舗装敷設等の環境整備事業を実施した。

整備の基本方針 [p.53]

1) 浦添グスクー首里城を結ぶ歴史回廊に所在する文化財の整備

琉球王国時代、浦添グスクと首里城は「歴史の道」で結ばれていた。本計画はこの歴史の道に所在している文化財を、首里城との連携を図りながら重点的に整備することを目的としている。

2) 各地域の歴史・文化の拠点として魅力ある施設整備

本業務の計画地にある文化財は、それぞれの地域にとってかけがえのない財産であり、心の拠り所として今に存在している。先人が築いたこれらの遺産とその周辺を整備するにあたっては、このような背景を視野に入れつつ、それぞれの特性を生かした歴史・文化の拠点づくりを進め、より魅力度の高い施設整備を図る。

3) 周辺も含めた歴史的風致景観に配慮した計画

近年、都市の市街化が進み、かつてあった歴史的景観が徐々に失われてきており、計画地周辺も同様の経緯を辿っている。このような現状の中で、各文化財の保護はもちろんのこと、可能な範囲でかつての空間を再現し、落ち着いた景観を蘇らせることを目標とする。

4) 周辺の文化財施設等との連携

各計画地は浦添市内の広い範囲にわたっている。各計画地を結ぶ道路は、かつて、いくつかの街道として人々の移動に利用されていた。これらの歴史的街道を認識した上で、現状の道路を基本とした各文化財を結ぶネットワーク作りが重要と考える。

5) 利用者や地域住民の視点に立った安全面に配慮した計画

各計画地は歴史的背景や現況に違いがあり、そのため具体的にはそれぞれ実情に配慮した計画方針が策定されることになる。そこで、特に初めての利用者や弱者、さらに地域住民の利用に対して安全に配慮した計画を行う。

6) アプローチ動線、誘導サイン等の計画

計画地のほとんどは主要道路上に点在していないことから、その所在がわかりづらいのが現状である。そこで、所在地までのアプローチ道路の整備の促進と、誘導サインや説明板などの充実を図ることは重要と考える。

7) 整備を促進するための関係機関・部署との連携

各計画地の整備のみならず、まちづくりの視点で魅力ある施設づくりを促進するためには、関連する機関・部署との積極的な連携を図ることは必須の条件である。整備スケジュール計画に基づいて、実現可能な方向で、それぞれの機関・部署と連携を図ることとする。

各計画地の整備内容

(2) 各計画地の整備内容

1. 当山の石畳道 [p.54]

<整備方針>

「当山の石畳道」周辺景観の保全及び修復を図り、当山の石畳道と周辺の文化財と連携のとれた魅力ある歴史の道として歴史的風致景観の再生を図る。

<整備概要>

- 周辺雑木林を整理し歴史の道沿いにリュウキュウマツを植栽し当山の石畳道と一体となった歴史風致景観の再生を図る。
- 石畳道南北両アプローチ附近の導入部に誘導サインと周辺文化財の案内板を設置し、周辺文化財との連携を図る。
- 隣接する古墓及び当山ガ－を復元整備し、当山の石畳道からのアプローチ道を整備する。
- 既存電柱は電線地中化により歴史景観の向上を図る。
- 既存照明（保安灯）はフットライトとして歴史的景観を再現する。

<整備課題>

当山橋の下を流れる牧港川は近年の宅地開発等による河川水の増水に対応すべく河川整備が予定されているが、当山橋は橋長が短く上流の河川整備で予定される排水量を流下する能力は皆無と思われ、豪雨による水量の増大は当山橋を越流もしくは破壊する可能性があると思慮される。当山橋を保全する目的にバイパス水路を整備する必要がある。

4. 安波茶橋 [p.57]

<整備方針>

首里城と浦添グスクをつなぐ歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ動線の充実を図り、地域の魅力ある憩いの場として展望広場等の付帯施設を整備する。

<整備概要>

- 隣接・周辺地域と一体化した整備として、隣接する赤皿ガ－を保存すると共に新旧様々な施設との連携を図るルートの確保と、誘導案内サイン板を設置する。
- 往時の景観を再現・保存するとともに、水質の環境浄化を促進し治水機能の向上を図るために小湾川改修・バイパス整備を行う。
- 歴史の道である中頭方西海道を復元整備し、歴史の道と安波茶橋、石畳道を結ぶアプローチ道路は、歴史の道のルートを示す石粉舗装を行い、誘導案内サイン板を設置する。

5. 中頭方西海道 [p.58]

<整備方針>

往時の中頭方西海道をたどり、安波茶橋と経塚の碑を結ぶ道筋を整備する。

<整備概要>

- 発掘調査後、石畳道の復元を図る。
- 石畳道から経塚までの区画道路内に、往時の中頭方西海道を映した道路修景整備を行う。

<整備課題>

- 中頭方西海道を復元する上で、キリスト教会の敷地となった部分を買戻す必要がある。

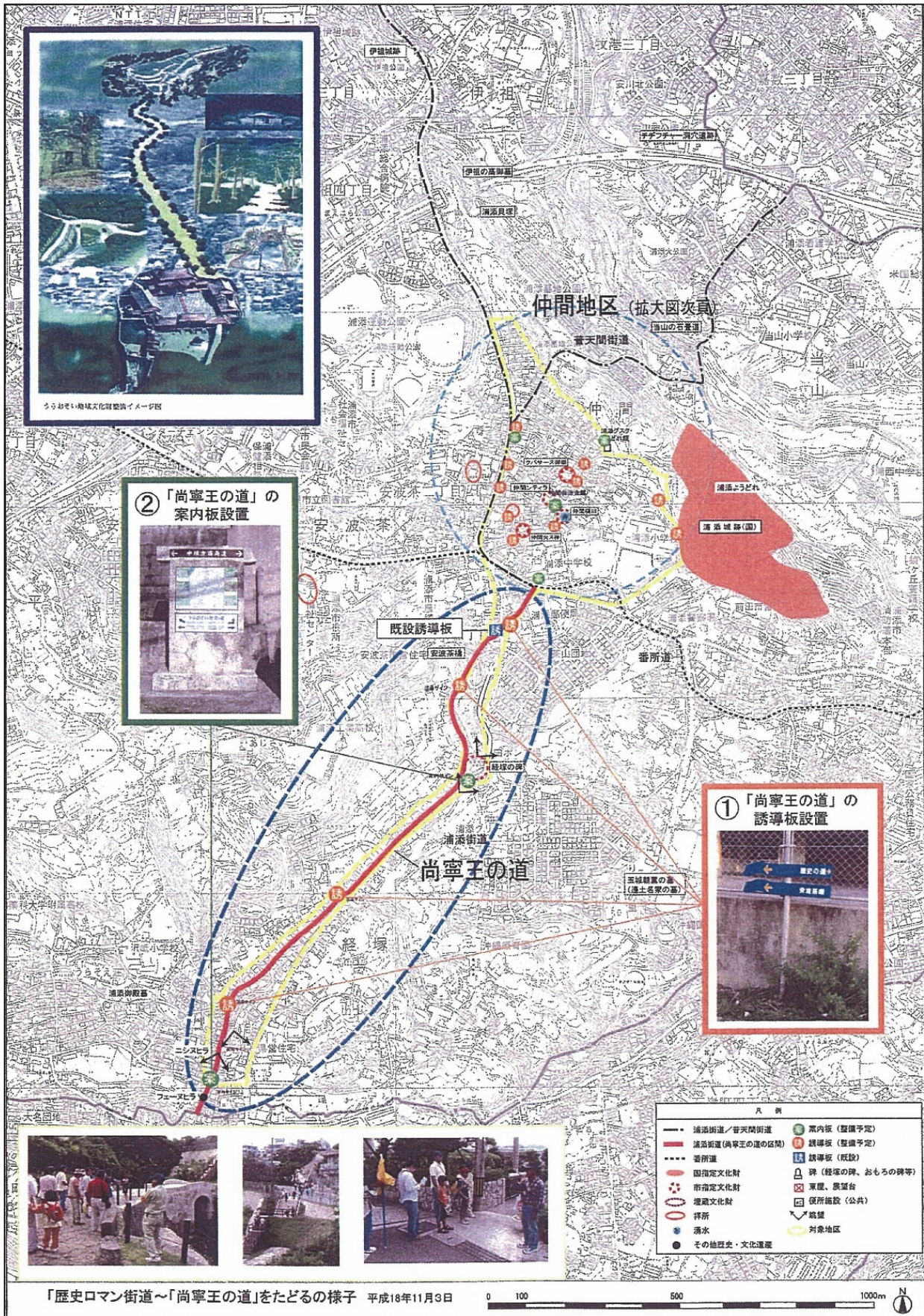
③『ウラオソイ廻廊都市再生整備計画』(平成 19 年3月、浦添市)

ウラオソイ廻廊都市再生整備計画は、仲間地区及び浦添グスクと首里城を結ぶ歴史廻廊周辺地域において、地区の有する歴史性や文化性等に配慮した実効性ある景観まちづくりを推進するため、平成 19 年に策定した計画である。本計画では、大目標とそれに基づいた 3 つの小目標をまちづくり目標として設定し、さらに具体的な方策として整備方針を定めている。本計画に基づき、仲間樋川の修復整備や尚寧王の道（中頭方西海道沢岬～安波茶部分）のサインの充実が図られた。

まちづくりの整備方針 [p.58]

大目標	小目標	整備方針
ウラオソイ廻廊プラン・歴史・文化の廻廊づくり	「浦添グスクのグスクまちにふさわしい歴史的なまち並み景観の形成」	①まち並み景観整備 <ul style="list-style-type: none"> 住民による民地の垣、柵等の緑化等に係る景観形成の取り組みへの助成制度を創設し、地区全体のまち並みの景観づくりを推進する ②仲間樋川及び周辺整備 <ul style="list-style-type: none"> 地区の歴史資源である仲間樋川の親水性を高め、仲間樋川に隣接する広場、交差点を一体的に整備することにより、まち並みの景観づくりを推進する ③散策路整備 <ul style="list-style-type: none"> 地区に存する歴史資源等をつなぐような散策路を整備し、住民が取り組む民地整備との相乗効果を高め、地区全体のまち並み景観整備を推進する ④浦添中学校前の整備 <ul style="list-style-type: none"> 浦添中学校の塀と道路の間に存する空地を広場整備することにより、住民が取り組む民地整備、散策路整備との相乗効果を高め、地区全体のまち並みの景観づくりを推進する
	「浦添グスクと首里城を結ぶ「尚寧王の道」の連続性の確保」	①「尚寧王の道」の誘導版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要交差点への誘導表示板設置 ②「尚寧王の道」の案内版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要な場所への誘導表示板設置 ③仲間地区内の誘導版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要交差点への誘導表示板設置 ④仲間地区内の案内版設置 <ul style="list-style-type: none"> 主要な場所への誘導表示板設置
	「地域への愛着を高めるための歴史的資源の利活用の促進」	①「尚寧王の道」の説明版設置 <ul style="list-style-type: none"> 「尚寧王の道」沿いの主要歴史資源への説明板設置 ②仲間地区の歴史資源の説明版設置 <ul style="list-style-type: none"> 仲間地区の主要歴史資源への説明板設置 ③歴史普及・広報資料等の作成 <ul style="list-style-type: none"> 浦添グスク～首里城間にまつわる歴史に関する広報の充実 浦添グスクの歴史にまつわる広報等の充実 等

「浦添グスクと首里城を結ぶ「尚寧王の道」の連続性の確保」[p.60]

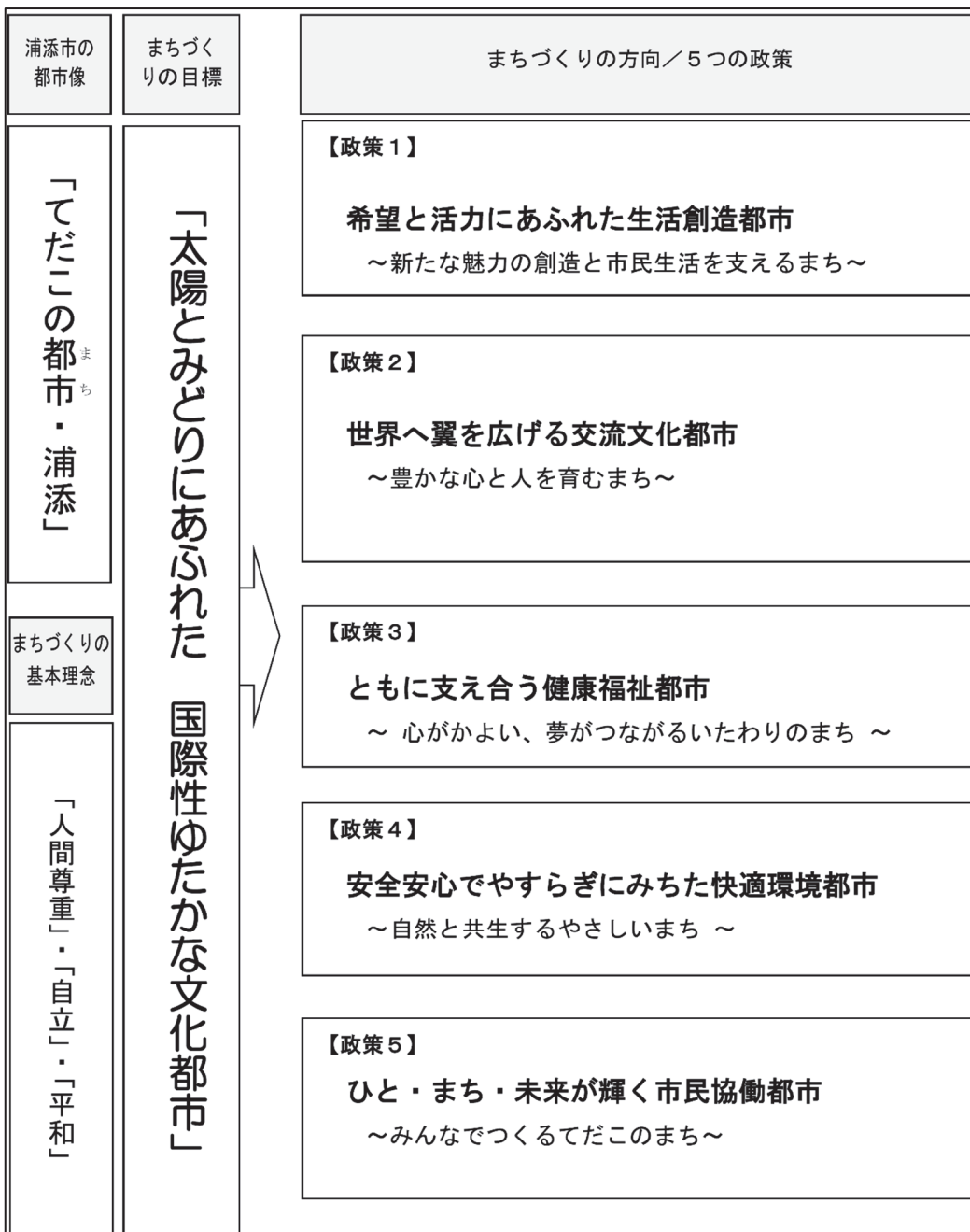


(3)上位・関連計画

①『第四次浦添市総合計画 後期基本計画』(平成 28 年3月、浦添市)

第四次浦添市総合計画は、本市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画で、長期的、総合的なまちづくりの目標を示すものとして、平成 23 年度に 10 年計画で策定した計画である。平成 28 年度からの後期基本計画では、まちづくりの目標を「太陽とみどりあふれた 国際性豊かな文化都市」の実現に向けて、5つの政策とそれに基づいた 35 の施策、7つのリーディングプランがとりまとめられている。リーディングプランには、浦添の歴史・文化とふれあえる都市環境の創出のため、「ウラオソイ回廊プラン」として「歴史・文化の回廊づくり」と「水とみどりの回廊づくり」が位置付けられている。

政策・施策の体系 [p.16]



プラン5 ウラオソイ廻廊プラン

琉球王統発祥の地としての輝かしい歴史と水とみどりがおりにあす風土は、私たちを歴史の世界へ誘い、うるおいのある生活空間を市民にもたらしめています。このような資産を活かし、市民や来訪者が浦添市の歴史・文化と自然にふれあえ、個性と風格を感じるができるまちを創造していくことが求められています。

「ウラオソイ廻廊プラン」では、世界遺産追加登録を目指した浦添グスク等の拠点形成をはじめ、歴史・文化の普及啓発活動の推進に取り組み、浦添の歴史・文化とふれあえる環境を整備するとともに、水とみどりの保全・活用を進めます。

1) 歴史・文化の廻廊づくり

私たちを歴史の世界へと誘い、まちに個性と風格をもたらし、市民の愛着をはぐくむ歴史的・文化的資源を保全・活用します。ウラオソイの魅力を感じる演出を図り、浦添の歴史・文化とふれあえる廻廊を創造します。

2) 水とみどりの廻廊づくり

都市空間にめりはりと潤いを与え、市民の健康的な生活環境を支える水とみどりの風景を市民共有の財産として活用します。貴重な自然緑地の保全・整備や親しみやすい水辺環境づくりなど、自然の息吹が感じられる都市環境を創出します。

《「ウラオソイ廻廊プラン」を推進するための関連施策》

- ・政策1 生活創造都市 施策1-1 暮らしと交流を支え、活力ある個性豊かな産業の振興
施策1-7 快適な市民生活を支える上下水道の整備
- ・政策2 交流文化都市 施策2-6 誇りと愛着の持てる市民文化芸術の創造
施策2-7 歴史と文化の薫るまちづくり
施策2-8 国際交流を基調とした平和なまちづくり
- ・政策4 快適環境都市 施策4-4 花と緑と水を配したまちづくりの推進
施策4-5 連続した緑地と歴史、文化を活かした景観まちづくりの推進
施策4-6 環境にやさしいまちづくりの推進
施策4-7 川の再生と循環型社会の推進
- ・政策5 市民協働都市 施策5-1 市民協働によるまちづくりの推進

具体施策（抜粋）

政策1 希望と活力にあふれた生活創造都市 ～新たな魅力の創造と市民生活を支えるまち～
施策1-1 暮らしと交流を支え、活力ある個性豊かな産業の振興 [p.37]

施策のめざす方向

各通り会等が個性を更に磨き、魅力を一段と高められるよう、活気に満ちた商業地域づくりを目指します。また、地域資源を観光資源として活用する等、観光振興を図るとともに、浦添商工会議所、浦添市観光協会等の各種団体との連携を強化し、地域全体の力で個性豊かな産業振興を目指します。

本業務に関連する具体的な取り組み

1-1-2 歴史と都市文化を活かした観光産業の創造

②浦添の誇る三王統の歴史・文化や浦添城跡をはじめ、浦添市美術館や西海岸などの観光資源の効果的な活用を図るため、これらの観光資源を結ぶネットワークの充実及び情報発信を行います。

政策2 世界へ翼を広げる交流文化都市 ～豊かな心と人を育むまち～

施策2-7 歴史と文化の薫るまちづくり [p.67]

施策のめざす方向

浦添城跡をはじめ、市内に所在する文化財等の適切な保存・整備に努め、歴史と文化を日常的に感じることが出来るまちづくりを進めます。また、これらの文化財や伝統芸能、歴史的資料などに関する情報を積極的に提供し、市民が歴史と文化に親しむ機会の充実を図ります。

本業務に関連する具体的な取り組み

2-7-1 歴史・文化遺産の保存・整備・活用

⑧浦添城跡や中頭方西海道及び普天満参詣道などの市内文化財と「浦添グスク・ようどれ館」の活用を促進するため、県内外への広報活動を推進します。

2-7-2 歴史と文化のいきづくまちづくり

①首里城と浦添城跡を結ぶ歴史回廊に残された文化財の整備を推進し、浦添の歴史を日常に感じられるまちなみを創出します。

政策4 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしいまち～

施策4-5 連続した緑地と歴史、文化を活かした景観まちづくりの推進 [p.95]

施策のめざす方向

歴史と未来が織りなす魅力ある都市を創造するため、地域特性を踏まえ、市民の主體的なまちづくり活動を支援するとともに、「浦添市景観まちづくり計画」に基づき個性と風格あるまちなみの形成を図ります。

本業務に関連する具体的な取り組み

4-5-1 歴史と未来が織りなす美しいまちの形成

③三王統の歴史と浦添城跡をとりまいて分布する数々の遺跡・文化財などの資産を活かし、沖縄都市モノレールの延長や駅周辺土地利用にも対応した個性と風格ある景観まちづくりを推進します。

②『浦添市都市計画マスタープラン』（平成 25 年1月改定、浦添市）

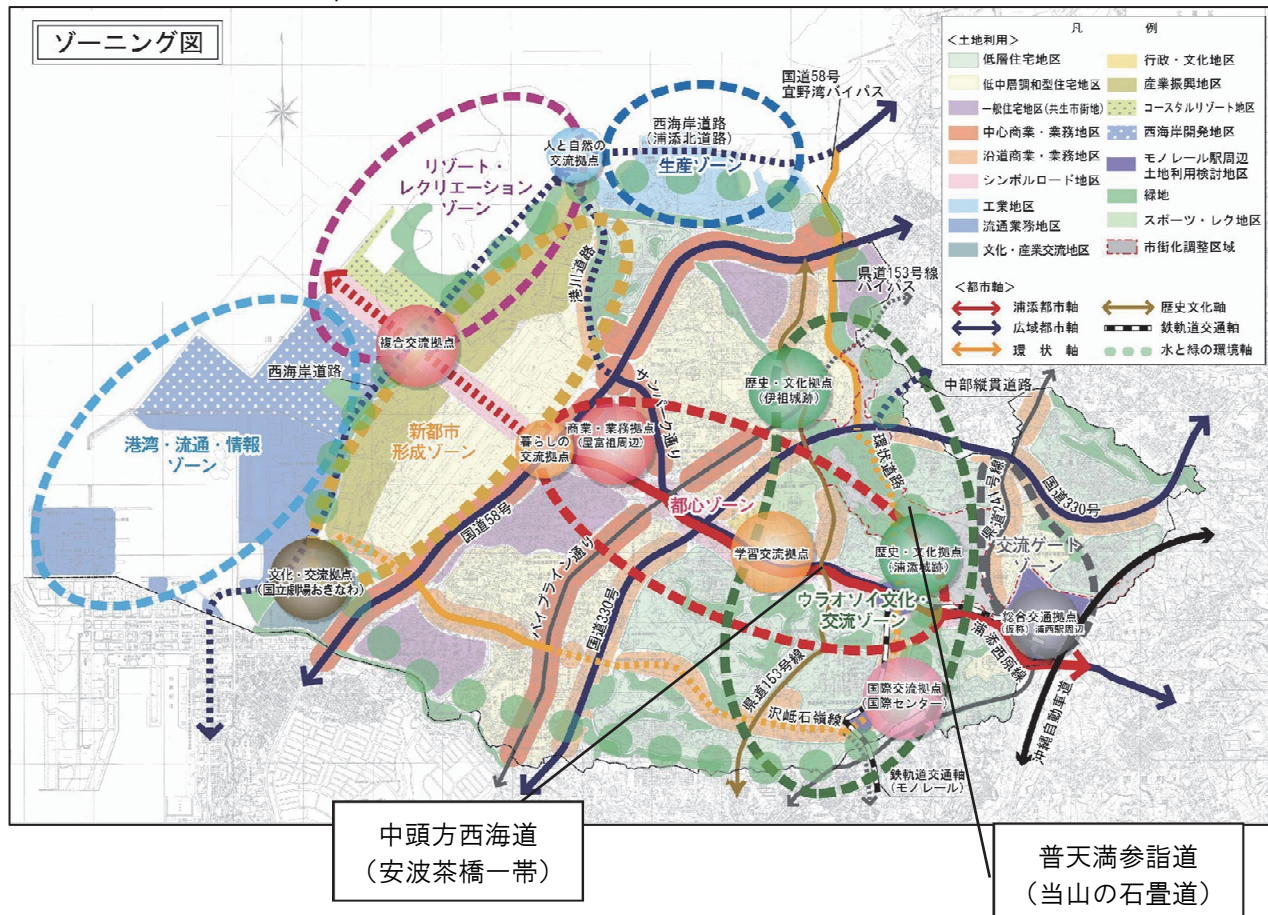
浦添市都市計画マスタープランは、20 年後の都市の目標や、将来像、都市計画の基本的な方針を、住民の意見を反映させつつ定めるもので、本市における今後 20 年間の市街地整備や道路整備、景観形成など都市計画の基本となる計画として策定されたものである。

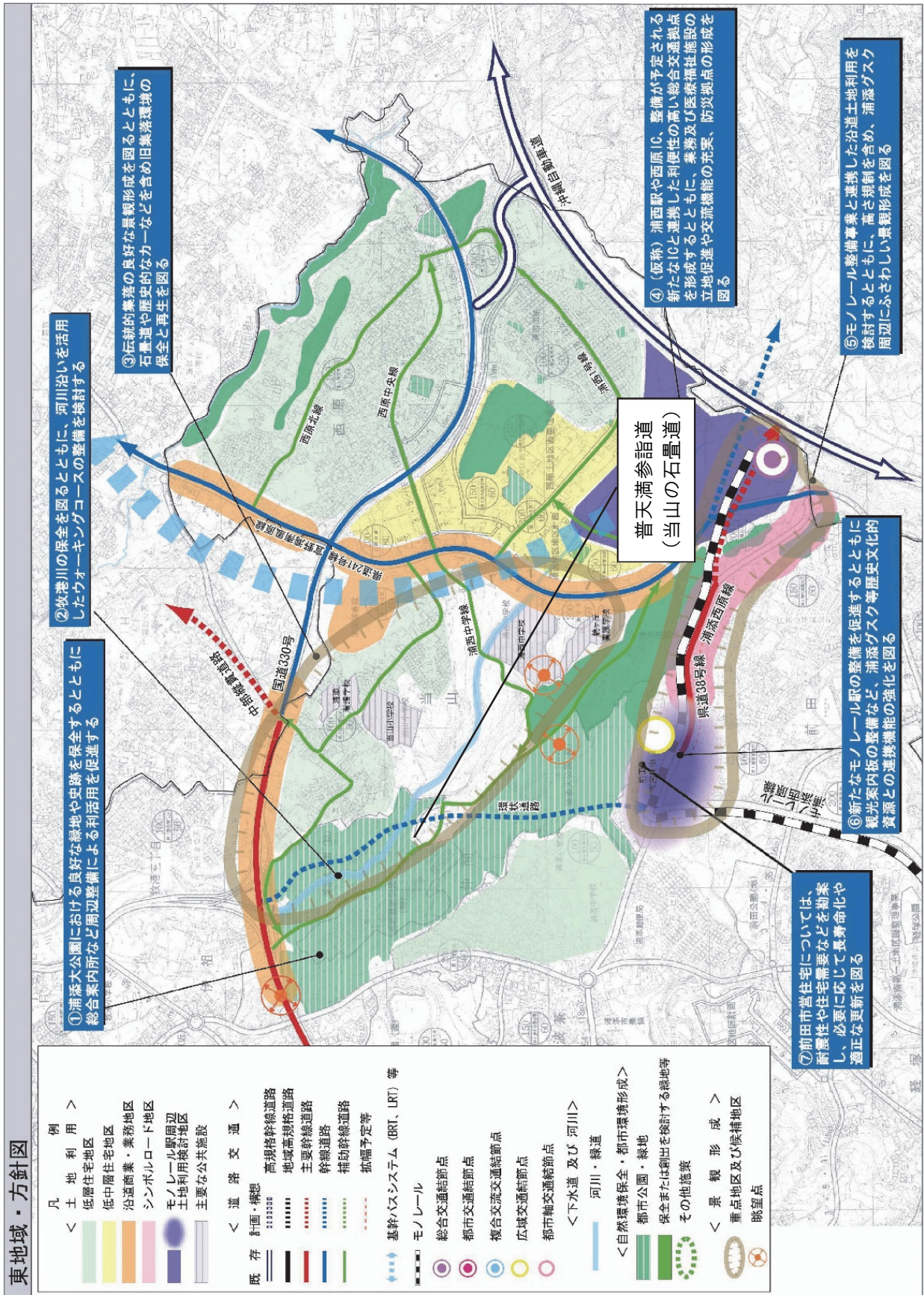
本計画の将来都市構造においては、県道 153 号（中頭方西海道）を市の都市活動を位置付ける都市軸のうち、「歴史文化軸」と位置付け、「良好な景観形成や、国指定史跡中頭方西海道など歴史文化資源等を活用した連絡機能の強化を図り、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成する」としている。

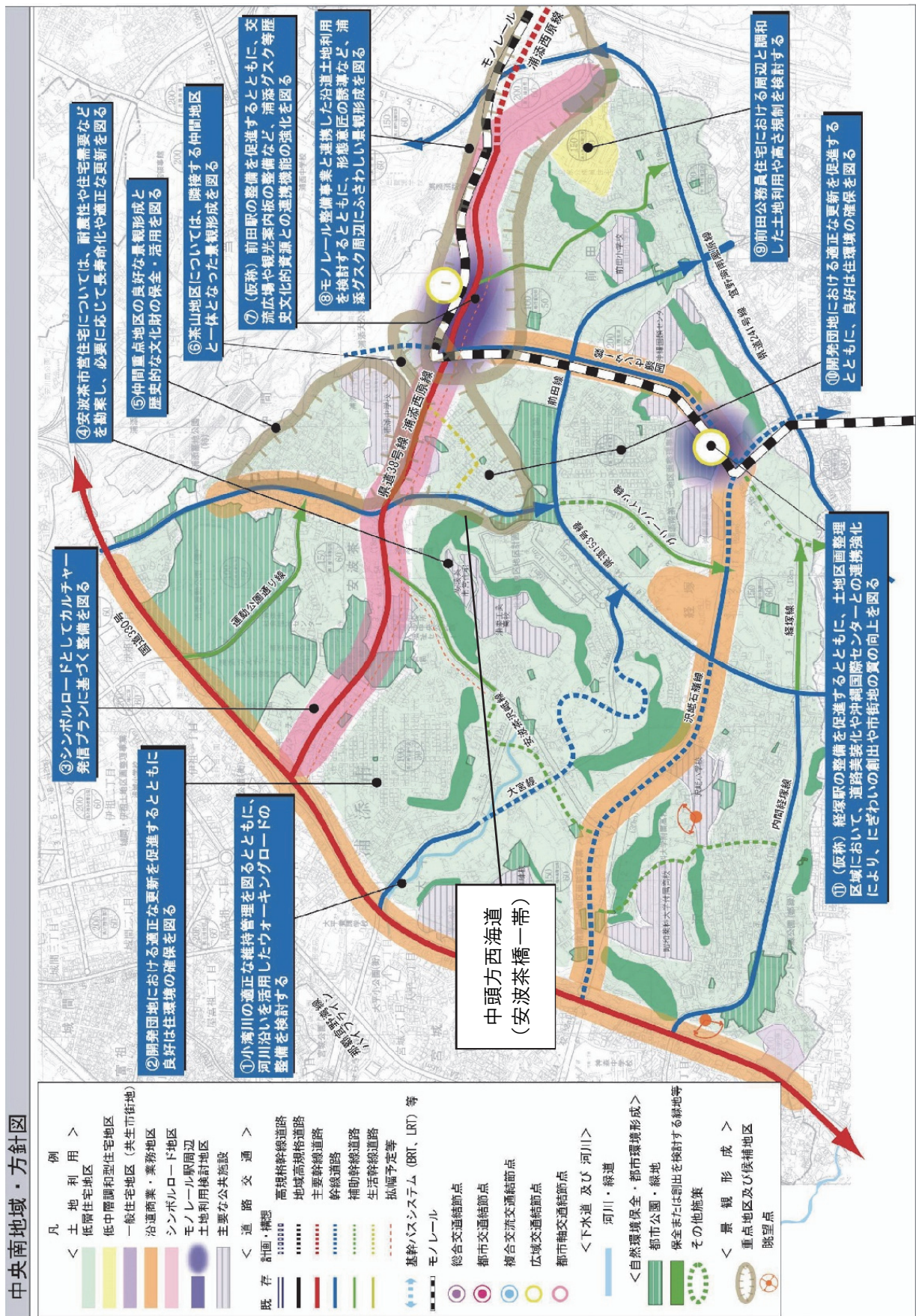
浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯においては、土地利用ゾーンのうち「ウラオソイ文化・交流ゾーン」を位置付け、「交通結節点として（仮称）経塚駅、（仮称）前田駅の整備促進を図るとともに、駅周辺市街地の質の向上を促進する。また、世界遺産登録に向けて、浦添グスクの復元に向けた取り組みを推進するとともに、浦添城跡や伊祖城跡周辺の緑地や市街地をバッファゾーンとし、良好な景観形成と、緑と水の環状軸と一体となった豊かな緑地の保全・育成を図る」としている。

地域別まちづくり方針においては、中頭方西海道（安波茶橋一帯）は「中央南地域」、普天満参詣道（当山の石畳道）は「東地域」に含まれている。特に、モノレール駅沿線や県道 38 号・浦添西原線のシンボルロードの形成とあわせ、歴史文化資源の連携機能の強化などが位置付けられている。

土地利用ゾーニング図 [p.35]（史跡位置を追加）



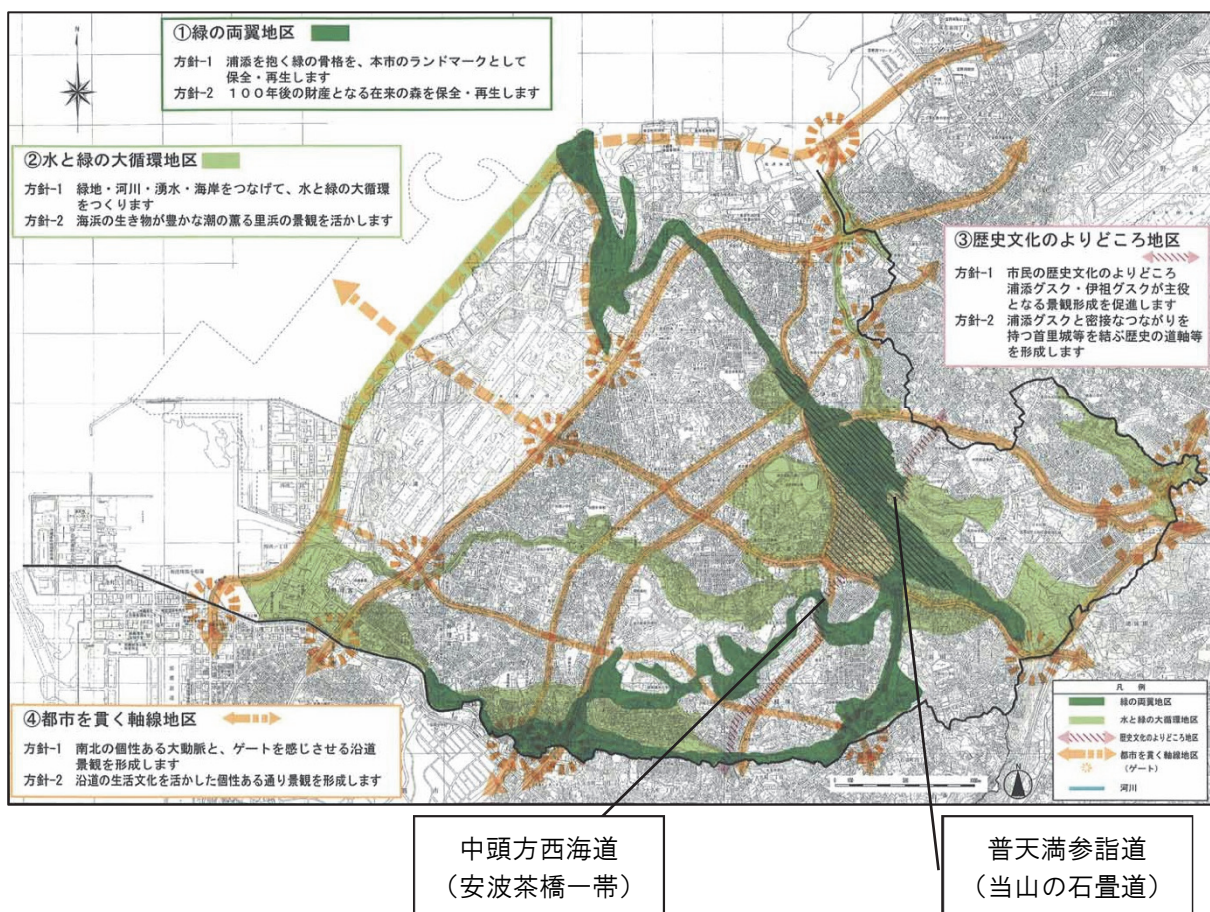




③『浦添市景観まちづくり計画』(平成 20 年3月、浦添市)

浦添市景観まちづくり計画は、行政と市民・企業・NPO などの協働の景観まちづくりを推進するものとして、平成 20 年に景観法に基づいて策定された計画である。本計画では、「骨格別まちづくりの方針」として、市域を構成する緑や河川、海岸、幹線道路、歴史資源などの骨格的な要素を有する地区を 4 地区設定し、地区ごとに目標を設定している。中頭方西海道及び普天満参詣道は、「歴史文化のよりどころ地区」にて、浦添グスクと密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸等を形成することが方針付けられ、歴史の道の連続性の確保やイベント等での活用が位置付けられている。また、中頭方西海道に隣接する仲間集落が市の重点景観地域に設定されている。

骨格別景観まちづくりの方針図 [p.37] (史跡位置を追加)



3. 歴史文化のよりどころ地区

方針－1

市民の歴史文化のよりどころ浦添グスク・伊祖グスクが主役となる景観形成を推進します

方針－2

浦添グスクの密接なつながりを持つ首里城等を結ぶ歴史の道軸を形成します

目標の姿

浦添市民の心をひとつに結ぶ歴史文化のアイデンティティ核として、浦添グスクと伊祖グスクの由来が市民に十分理解されており、その修復整備と周辺地域の景観整備が進められています。また、浦添グスクと首里城を結ぶ尚寧王の道などの歴史の道の連続性が認識されており、多くの市民や県民・来訪者等に広く利活用されています。

目標基準

(1) グスクを修復する

- ①浦添グスク・伊祖グスクの修復・復元整備に努める（石垣・門など）
- ②浦添グスクへのアプローチ道及び駐車場は歴史性に配慮した形態・素材等を工夫する
- ③冬至のテダ遙拝の場の確保・整備を検討する（戦前はワカリジエの近くで仲間のノロが行っていたと伝わる）

(2) グスク周辺地区にふさわしい景観を形成する

- ①グスク周辺地区の佇まいを歴史的地区にふさわしい景観に整えるよう努める（建造物の高さ・規模形態・屋根形態素材・色彩・屋外設備・塀・生垣・敷地内緑化など）
- ②赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する
- ③敷地の不整形な分割や細分化をできるだけ行わない
- ④民間墓園緑地は歴史的地区にふさわしい緑化と景観改善を促す
- ⑤地区内道路等の整備にあたっては歴史的景観に配慮した工法を工夫する（緩やかな線形、適度な幅員、伝統の素材、眺望点の確保など）
- ⑥地区内の湧水に配慮した浸透性舗装材等に配慮する
- ⑦屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する

(3) 歴史の道の連続性を感じさせる

- ①首里城などを結ぶ歴史の道の連続性を感じさせるよう努める（素材・サイン・緑陰・見通しなど）
- ②沿道の歴史的資源をできるだけ活かす（修復・サイン整備など）

(4) 歴史文化とのふれあい・交流を促す

- ①グスクや伝統集落、歴史の道を活かしたイベントを促す（尚寧王の道まーい・歴史体験学習など）
- ②ふれあい・交流を促す支援策を充実する（案内 NPO 育成・支援など）
- ③広報・普及策を充実する（案内マップ作成、かわら版など）

④『浦添市観光振興計画』(平成 30 年3月、浦添市)

浦添市観光振興計画は、市の観光振興の指針として、平成 30 年に策定された計画である。本計画では、「古^{いにしえ}の王城と新たないぶきに出会う てだこのまち うらそえ」をキャッチフレーズに、観光振興による目指す将来像と基本方針、戦略的重点施策を定め、先行的に観光地域づくりを実現するために、重点的に取組を進めるエリアを 4 エリア設定している。

重点エリアのうち、「浦添城跡周辺エリア」に、当山の石畳道が含まれている。

戦略的重点施策における取組 [p.35-37]

重点施策①地域の歴史・文化・芸能の保存・活用

- ①周遊ルート構築、組踊での誘客、文化資源と連動するコンテンツづくり
- ②浦添城跡・浦添市美術館の歴史・文化資源としての活用
- ③文化財の保存・活用
- ④地域活動の観光コンテンツ化
- ⑤国立劇場おきなわとの連携強化（組踊での認知度及び誘客等を高める取組）

重点施策②施設を核とした賑わいの創出

- ①観光交流拠点施設（にぎわい交流ゾーン）を核とした周辺施設との賑わいの創出
- ②港川ステイツサイドタウンの賑わいの創出

重点施策③来訪者および市民にも訴求する浦添の情報発信の強化

- ①情報発信手法の構築（ウェブ・紙媒体等）
- ②うらそえナビの充実・発信力強化
- ③多言語による情報発信手法構築
- ④浦添市ふるさとてだこの都市応援寄附金返礼品を活用した浦添市の魅力発信

重点施策④受け入れ施設の整備・充実

- ①宿泊施設の充実
- ②観光・交流拠点の充実（西海岸地区、市内モノレール駅、カーミージー地区海浜公園拠点施設など）
- ③既存施設の効果的かつ柔軟な利活用（浦添大公園、浦添城跡）
- ④クルーズ船バースの整備に向けた事業主体との連携

重点的に取組を進めるエリアと取組

重点的に取組を進めるエリア [p.40]



重点エリア①浦添城跡周辺エリア（歴史・文化拠点） [p.43]

積極的に推進する取組

- 浦添グスクの復元・整備
 - ① 文化財の保存・活用
 - ② 浦添城跡の歴史・文化資源としての活用
 - ③ 既存施設の効果的かつ柔軟な利活用
- 観光客の受入環境の整備
 - ④ まちなみ・景観保全
 - ⑤ 案内サインの充実
 - ⑥ 観光・交流拠点の充実
- 滞在コンテンツの開発・充実
 - ⑦ 周遊ルート構築、文化資源と連動するコンテンツづくり
 - ⑧ テーマ性を活かした浦添ならではの滞在コンテンツの作成
 - ⑨ 地域活動の観光コンテンツ化
 - ⑩ 修学旅行受入への取組
 - ⑪ 他市町村との連携体制の構築
- 観光客の受入環境の整備
 - ⑫ 観光ガイド人材の育成・技術向上
 - ⑬ 多言語による情報発信手法構築
 - ⑭ 子供たちの郷土愛の醸成

第2章 史跡等の概要

1. 指定に至る経緯

「中頭方西海道」は、首里城を起点に浦添を経て沖縄本島西側を北上し、読谷村喜納までつながる宿道すくみち（琉球王国時代の幹線道）であり、「普天満参詣道」は、「中頭方西海道」から枝分かれし、宜野湾へ向かう道である。「普天満参詣道」のうち「当山の石畳道」が、昭和 59 年 3 月 1 日に市の史跡に指定された。

浦添市教育委員会では、平成 7 年度より 13 年度まで、文化庁と沖縄県の補助を受け、「歴史の道」整備事業を実施し、発掘調査による遺構の確認を経て、安波茶橋（北橋）や当山の石畳道の修復工事等を実施した。また平成 14 年度から 18 年度においては、内閣府の「世界遺産周辺整備事業」により、世界遺産「首里城跡」と浦添を結ぶ歴史の道「中頭方西海道」のうち、安波茶橋（南橋）及び石畳道の復元整備と周辺環境整備を実施した。その後、平成 17 年 10 月 7 日に、安波茶橋一帯が「中頭方西海道」として市の史跡に指定された。

平成 24 年 9 月 19 日、市指定史跡「中頭方西海道」と「当山の石畳道」は、それぞれの一部地域を広げて国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」に指定された。

国史跡指定を踏まえ、浦添市では平成 25 年度より「歴史の道環境整備事業」（文化庁・県補助）により、土地の公有化事業等を実施している。

中頭方西海道及び普天満参詣道の史跡指定や整備の経緯

年度	事業概要
昭和 58 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「当山の石畳道」が市史跡に指定（昭和 59 年 3 月 1 日）。
昭和 61～63 年度	<ul style="list-style-type: none"> 当山の石畳道の補修を実施。
平成 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋及び周辺の道の遺構確認調査を実施（石橋の桁部分の石積みやその周辺部分の石畳道を確認）。 歴史の道を対象とする箇所の写真測量と安波茶橋及び周辺の地形測量及び基準点測量、水準測量等の実施。
平成 8 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋と当山の石畳道の遺構確認のための発掘調査を実施。 『歴史の道整備基本計画』及び『サイン計画～浦添街道・普天満街道・番所道～』を策定。 国頭・中頭方西海道が文化庁「歴史の道百選」に選出。
平成 9～13 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史の道整備活用推進事業」により安波茶橋（北橋）と取り付け石畳道及び当山の石畳道の修復工事。説明板等の設置工事等を実施。
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> 『浦添グスク首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画報告書』を策定。
平成 14～18 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「世界遺産周辺整備事業」により安波茶橋（南橋）と取り付け石畳道、導水トンネル等の整備を実施。 「中頭方西海道」が市史跡に指定（平成 17 年 10 月 7 日）。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 安波茶橋一帯と当山の石畳道が「中頭方西海道及び普天満参詣道」として国の史跡に指定（平成 24 年 9 月 19 日）。
平成 25 年度～	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史の道環境整備事業」にて土地の公有化事業等を実施
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県のストーリー「琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な『琉球料理』と『泡盛』、そして『芸能』」として、中頭方西海道（尚寧王の道）を含む構成文化財が文化庁の日本遺産に認定（令和元年 5 月 20 日）。

2. 指定の状況

(1) 指定告示

- 種別 史跡
- 名称 中頭方西海道及び普天満参詣道
- 指定年月日 平成 24 年 9 月 19 日（文部科学省告示第 145 号）
- 所在地 沖縄県浦添市安波茶三丁目 331 番 2 外 31 筆等
- 指定面積 5,395.38 m² （県有地 1200.7 m²（6 筆）、市有地 1821.66 m²（16 筆）、民有地 2373.02 m²（10 筆））
- 管理団体 浦添市
- 官報 平成 24 年 9 月 19 日官報より
文部科学省 告示
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十四年九月十九日 文部科学大臣 平野 博文

所在地	地域
沖縄県浦添市安波茶三丁目	331 番 2、773 番 1 うち実測 164.45 平方メートル
同 経塚一丁目	1 番 4、1 番 5、1 番 7、1 番 8、1 番 9、1 番 10、1 番 11、1 番 12、5 番 4、29 番 3 のうち実測 63.04 平方メートル、55 番 3 のうち実測 348.26 平方メートル、55 番 4 のうち実測 5.33 平方メートル 沖縄県浦添市安波茶三丁目 332 に隣接する河川敷と同 773 番 1 に挟まる道路敷、沖縄県浦添市安波茶三丁目 333 と同経塚一丁目 2 番 2 に挟まれ同安波茶三丁目 773 番 1 と同経塚一丁目 55 番 3 に挟まれる河川敷のうち 292.65 平方メートルを含む。
同 当山一丁目	153 番 1、154 のうち実測 4.23 平方メートル、341 のうち実測 42.58 平方メートル、342 のうち実測 73.44 平方メートル
同 当山二丁目	452 番 1 のうち実測 204.67 平方メートル、453 のうち実測 65.77 平方メートル、454 のうち実測 174.24 平方メートル
同 当山三丁目	578、580 番 1 のうち実測 732.24 平方メートル、582 のうち実測 373.61 平方メートル、584 番 1 のうち実測 53.97 平方メートル 沖縄県浦添市当山一丁目 341 と同当山二丁目 452 番 1 に挟まれ同当山一丁目 145 と同当山二丁目 454 に挟まれる道路敷のうち 335.19 平方メートル、沖縄県浦添市当山二丁目 453 と同 454 に挟まれる道路敷のうち 11.67 平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目 153 番 1 と同当山三丁目 578 に挟まれ同当山一丁目 153 番 1 と同当山三丁目 582 に挟まれる道路敷のうち 463.42 平方メートル、沖縄県浦添市当山三丁目 580 番 1 と同 582 に挟まれる道路敷のうち 55.98 平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目 154 と同 152 番 2 に挟まれ沖縄県浦添市当山二丁目 454 と同当山三丁目 578 に挟まれる河川敷のうち 98.39 平方メートルを含む。 備考 一筆の土地、道路敷及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び浦添市教育委員会に備えて縦覧に供する。

(2)指定説明文と指定範囲

中頭方西海道及び普天満参詣道 沖縄県浦添市

中頭方西海道及び普天満参詣道は、沖縄県浦添市の安波茶^{あはちや}および当山^{とうやま}に所在する、琉球王府により整備された街道の遺跡である。

沖縄では、15世紀後半以降の第二尚氏^{しやうし}時代に首里を中心とした宿道^{すくみち}と呼ばれる幹線道路網の整備が行われ、王命の伝達や役人の往来、租税そのほかの物資の運搬などの機能を果たした。このうち首里を起点に沖縄本島を西側に北上する経路を西海道と呼び、首里から浦添、北谷、読谷山の間切を通る道筋を中頭方西海道、以北の恩納、名護、今帰仁、国頭の間切に至る道を国頭方西海道と称している。後者については、恩納村所在の街道と関連施設を平成16年に史跡に指定してその保護を図っている。

今回、新たに指定を行うのは、中頭方西海道のうち、浦添市内に残る安波茶橋一帯と、中頭方西海道から分岐して宜野湾間切に至る普天満参詣道の当山の石畳道である。「浦添城の前の碑」等によれば、首里・浦添間の道筋は、尚寧王^{しやうねい}の1597年に石敷道として整備され、幅員も9尺に拡張され、安波茶橋についても木橋から石橋に改修されたと考えられている。安波茶橋は、谷部を流れる小湾川^{こわん}に架かる南北二基の石造アーチ橋であり、その前後に石畳道が連続する。平成7～18年度に修復及び整備事業が行われ、その際実施された発掘調査によれば、石畳道はほぼ琉球石灰岩を用いた幅3.1メートルの規模であった。北橋は単芯の円弧で三個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18～19世紀ころに改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、単芯の円弧で幅の狭い7個の琉球石灰岩を連結した、橋中央が駝背状に盛り上がる構造であることが判明し、復元整備されている。また、北橋の西方には、国王が赤い皿で水を飲んだという伝承を持つ赤皿ガ^{あかさら}ー（湧水）が存在する。

普天満参詣道は、浦添間切番所^{ぼんじよ}の北側で東に分岐して宜野湾間切に向かう道筋である。尚賢王^{しやうけん}の1644年以降、国王の普天満宮参詣が王城の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことにより、参詣道として、さらに宿道として整備された。今は失われているが、かつては沿道に宜野湾並松^{なんまち}と呼ばれた松並木が連続していた。このうち当山の石畳道は、西海道との分岐点から東に約500メートルの地点にあり、牧港川^{まきみなと}に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に残存する。この地点は勾配が急なため「馬転ばし」または、「馬ドゥケーラシ」と呼ばれる難所であった。平成8年度及び同11年～13年度に修復及び整備工事が行われている。

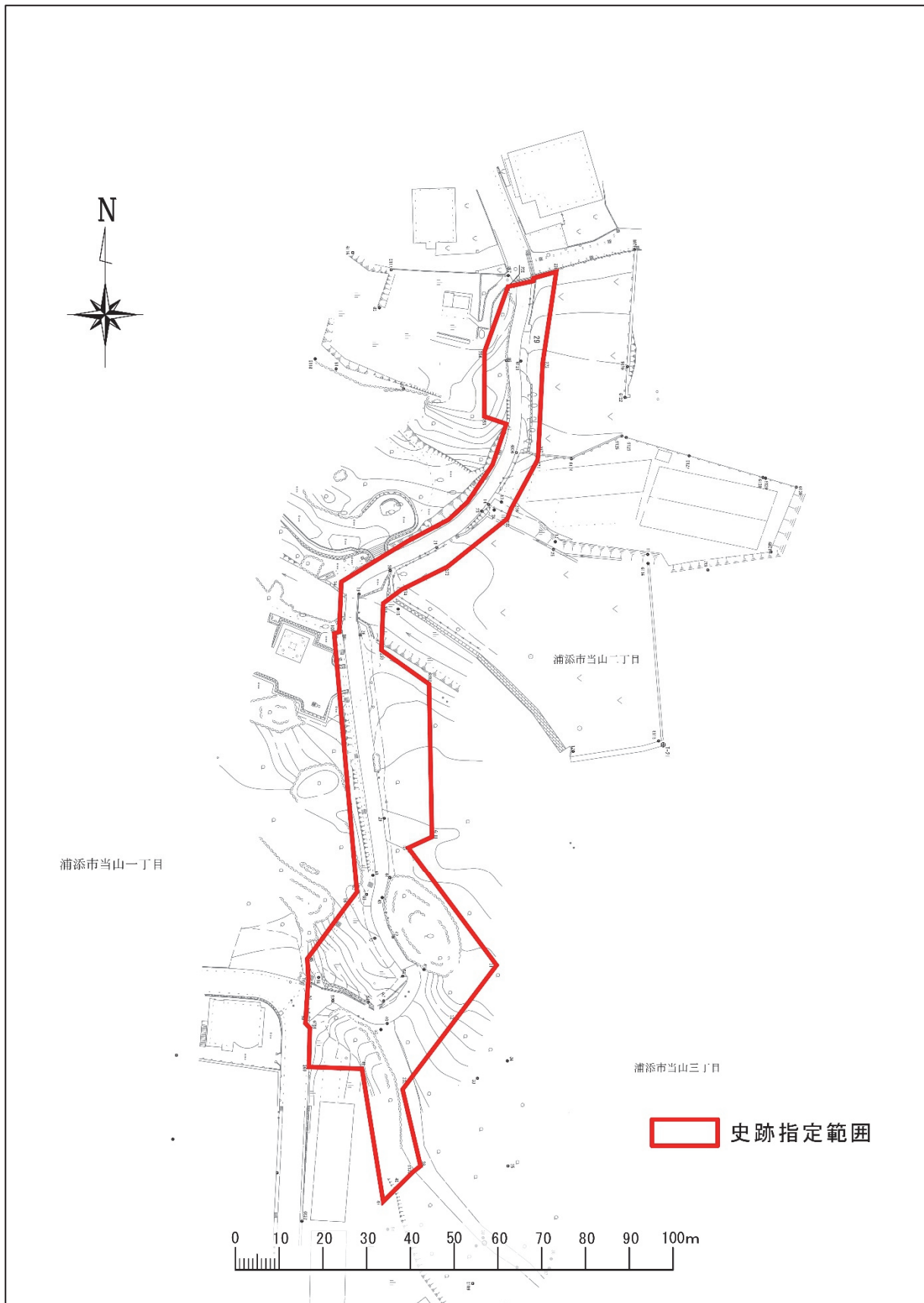
このように、中頭方西海道及び普天満参詣道は、ともに琉球王府が幹線道路として整備した街道であり、現在も石畳道や橋梁遺構等が良好に残存し、わが国の交通・土木の歴史を知る上で貴重なことから、整備事業が完了した部分を含む約397メートル分（中頭方西海道約187メートル、普天満参詣道約210メートル）を史跡に指定して保護を図るものである。

出典：『月刊文化財』588号(平成24年9月発行 p.14-15)

史跡指定範囲図（中頭方西海道）



史跡指定範圍圖（普天満参詣道）



3. 史跡の自然的環境

(1)位置と立地

浦添市は、沖縄本島南部に位置しており、西は東シナ海に面し、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に接している。市域（飛地を含む）は、東西 8.4km、南北 4.6km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積 19.48 k m²を有する都市である。

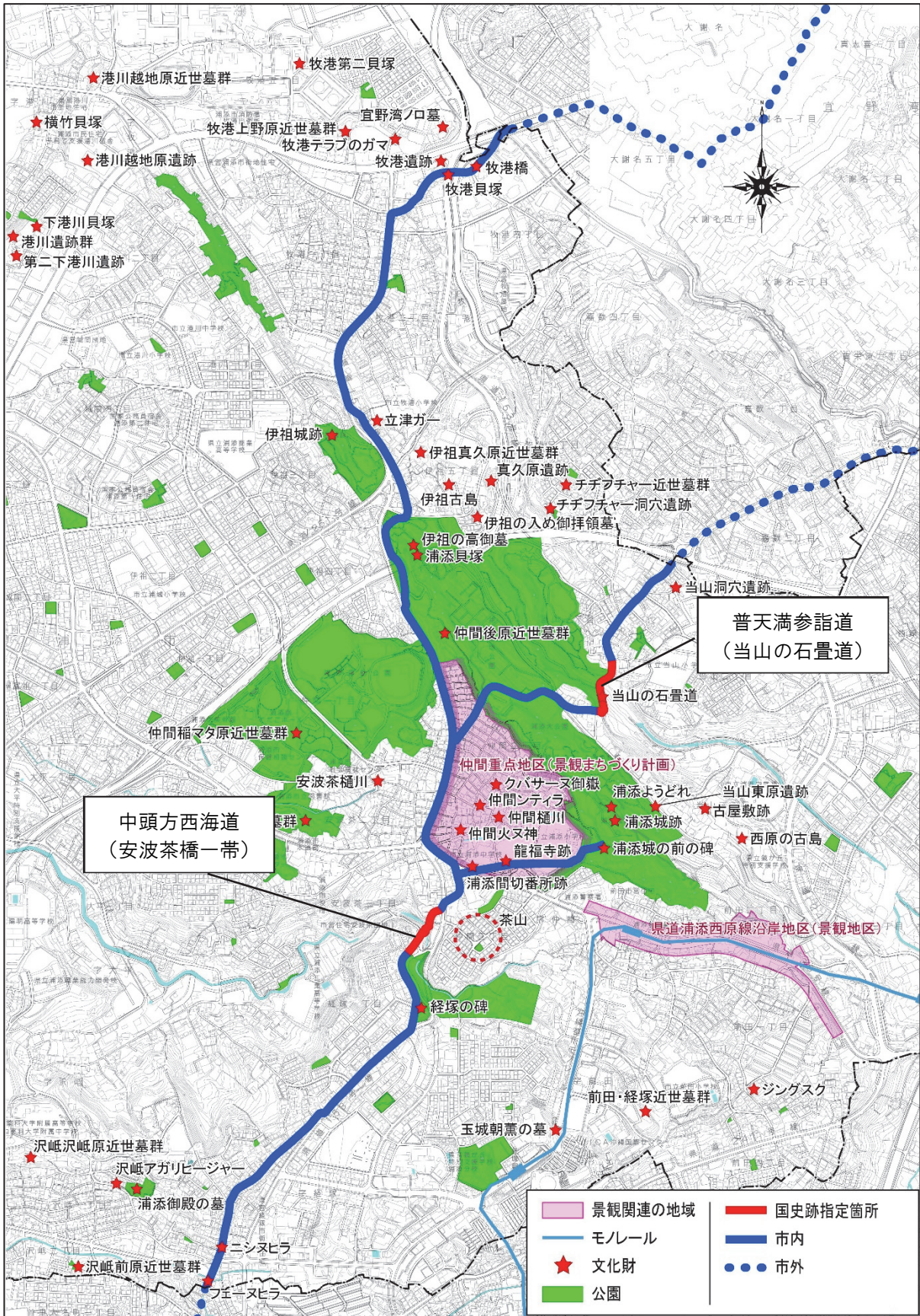
本計画の対象となる中頭方西海道は、首里城を起点に、那覇市首里平良町から浦添市域に入り、沢岬、経塚、安波茶、仲間、伊祖、牧港を通り、宜野湾市へ連なる宿道跡である。一方、普天満参詣道は、中頭方西海道の御待毛跡から分岐して当山の石畳道を通り、宜野湾市の普天満宮へ至る。市域を通るこれら歴史の道のうち、中頭方西海道については安波茶橋一帯、普天満参詣道については当山の石畳道が、国指定史跡の範囲である。

安波茶橋一帯は、本市中央南部の字安波茶及び字経塚に所在しており、浦添城跡から前田、沢岬にかけて広がる斜面緑地に囲まれた住宅地に近接している。当山の石畳道は、本市中央東部の字当山に所在し、浦添大公園に隣接しており、字当山や字西原といった住宅地や中高層住宅地である西原土地区画整理区域に近接した立地である。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」の写真図



「中頭方西海道及び普天満参詣道」(歴史の道)と周辺文化財



(2)地形及び水系

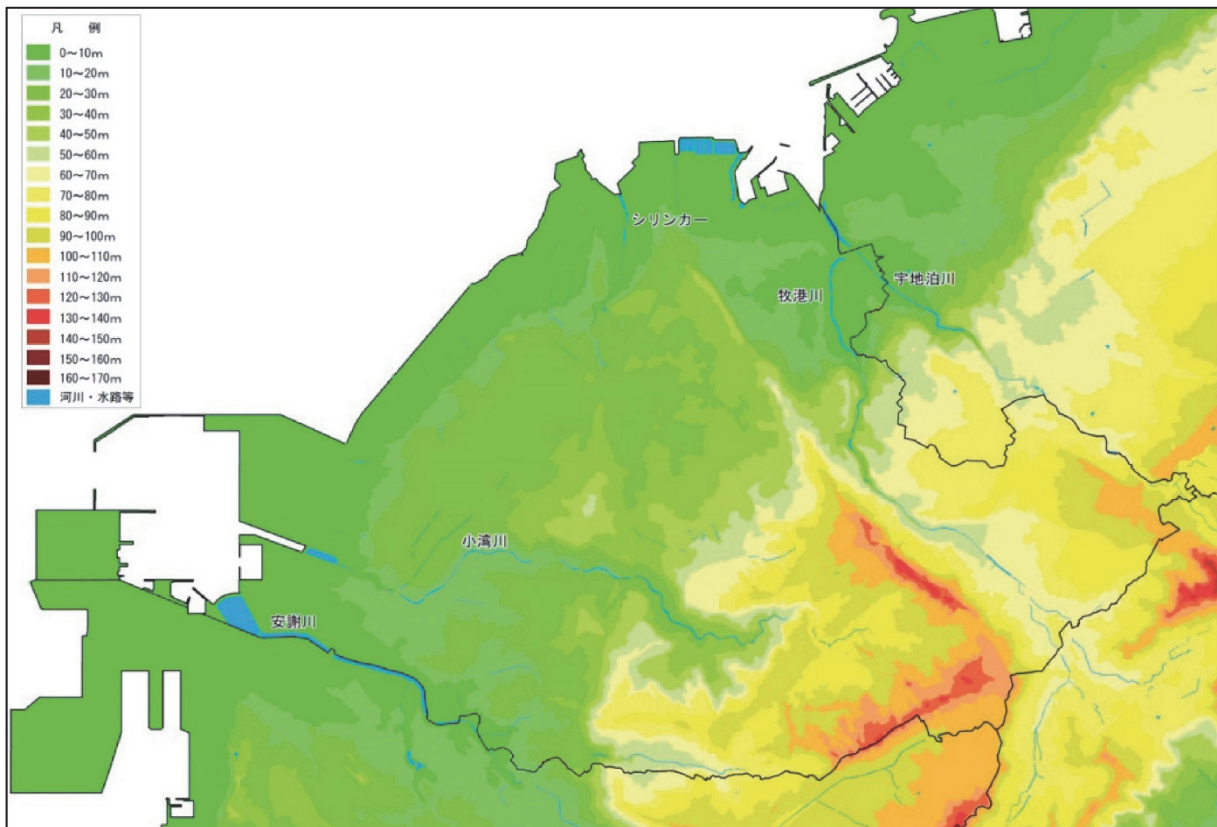
浦添市の地形は、東から西側にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、沢岬、当山、西原一帯は標高 100m 前後の丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道 58 号沿いは標高 20～30m の台地となっている。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれてくぼ地となっている。

市域を流れる牧港川、小湾川、安謝川、宇地泊川、シリシカー等の中小河川は東側丘陵部を上流とし、西流して東シナ海に注ぎ込んでいる。こうした河川は、丘陵部では小さな谷をつくり、小起伏地形を発達させ、変化に富んだ地形をつくり出している。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、浦添城跡・伊祖城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布するなど、本市の骨格となる地形を形成している。

歴史の道の対象路線でみると、中頭方西海道は東部地域で概ね標高 60m～100m の起伏を通過し、石灰岩堤の尾根沿いを牧港に向かって下り、牧港川の河口部に至る。普天満参詣道は、浦添大公園から当山橋にいったん下り、当山の石畳道をのぼるルートとなっている。

標高及び河川・水路図



図版出典：『浦添市都市計画マスタープラン』（平成 25 年 1 月、浦添市）

(3)地質

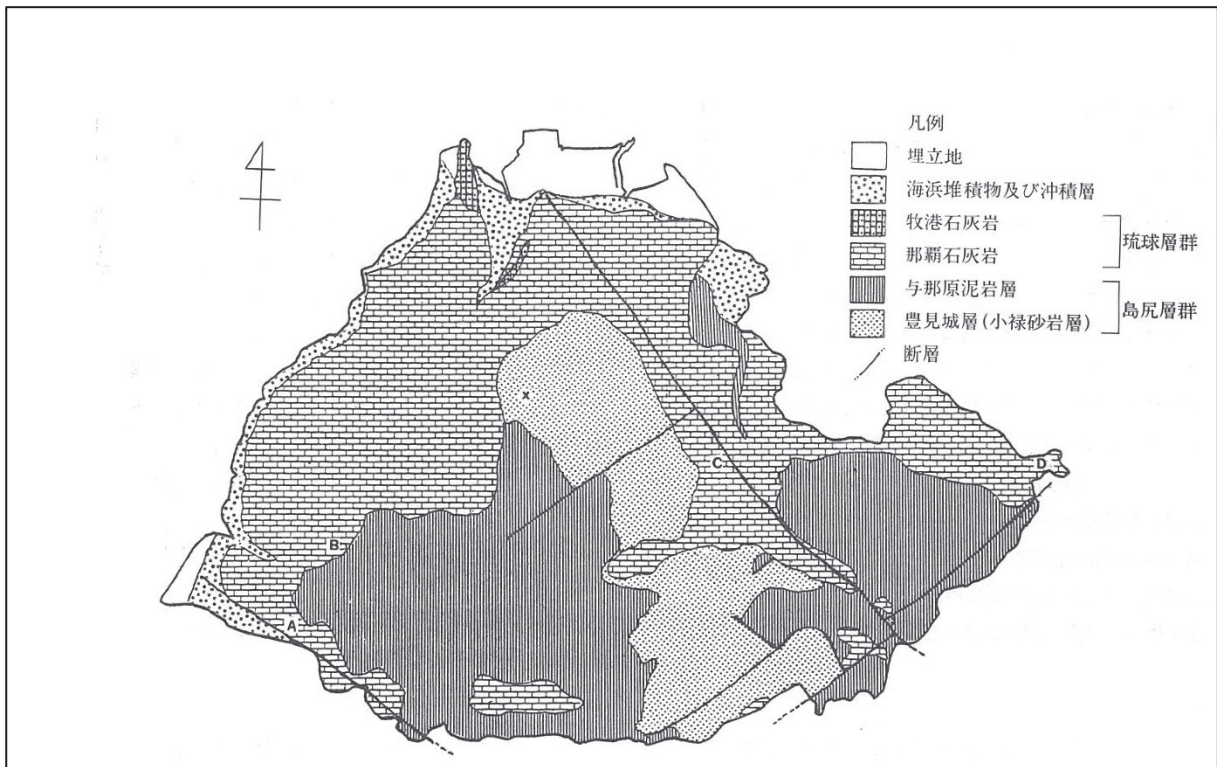
本市の地質は小祿砂岩層、与那原粘土層、琉球石灰岩、沖積層、海岸堆積層からなっている。そのおおかたは小祿砂岩層と与那原粘土層を基盤としてその上に琉球石灰岩が載り、土壌は与那原粘土層の風化土壌であるジャーガルと琉球石灰岩の風化土壌である島尻マーヅが市域に広く分布し、アルカリ性で肥沃な土壌となっている。

分布状況を地域別にみると、西原、当山付近と前田の一部は与那原粘土層が広がり、その地域から牧港方面に細く続いている。この地域の北側（市境の北側沿い）には、琉球石灰岩に覆われた地域も幾分残っている。そして、伊祖から港川につらなる丘陵に沿うようにして細く琉球石灰岩の地域があり、港川、牧港あたりで広がっている。その丘陵の南、緩傾斜する一帯には小祿砂岩層が広範にわたって露出している。これは前田の南側、経塚、仲間、安波茶あたりから伊祖の一部地域をとおって城間、港川一帯まで広く露出している。

中央低地部はほとんどが与那原粘土層で覆われ、また、沢岬と安波茶の高台には琉球石灰岩が少し残る程度である。中央部から西側、つまり国道 58 号付近から海岸線近くは勢理客と港川を両端として城間、屋富祖、仲西が弧をえがいた台地になり、琉球石灰岩に覆われているが、城間の高台では与那原粘土層が露出している。

本市に分布する琉球石灰岩はおおかた那覇石灰岩からなるが、ところどころに牧港石灰岩と読谷石灰岩が分布している。また、海岸沿いの地域は主に海岸堆積層から成っているが、河口と低地には沖積層も分布している。

表層地質図



図版出典：『浦添市史第6巻資料編5』（昭和 61 年3月、浦添市教育委員会）

(4)自然緑地

本市の緑地は、市域の総面積 1,948ha に対し森林、耕地面積を合わせて 79ha で、森林率は 4%である。これは沖縄本島中南部地域全体の森林率 21%に比べて際立って低い値といえる。現在、市内に残っている主な緑地は、浦添城跡から伊祖城跡を経て港川に至る浦添断層崖沿いやシリン川河口域、経塚東部の小湾川上流域から沢岬北部一帯の丘陵地域、市運動公園やカルチャーパークなどに分布するが、数も少なく面積も小規模となっている。このように緑地が乏しい本市にあって、中頭方西海道（安波茶橋周辺）や普天満参詣道（当山の石畳道）の周辺には貴重な緑地空間が残されている。特に、普天満参詣道の周辺には浦添城跡から浦添大公園を中心にまとまった森林が残されており、豊かな緑地を形成している。なお、中頭方西海道（安波茶橋周辺）及び普天満参詣道（当山の石畳道）一帯の斜面緑地はナガミボチョウジーリュウキュウガキ群団で、どちらも二次林となっている。

出典：『沖縄の森林・林業 令和元年版』（令和 2 年 1 月 沖縄県農林水産部森林管理課）

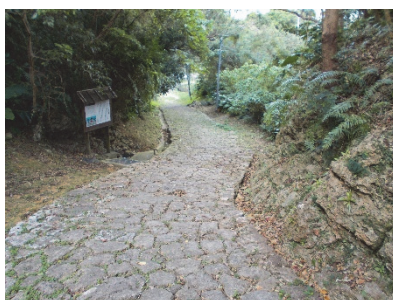
(5)景観資源

①景観的特徴及び周辺の眺望地点

本市の歴史の道は、市域で最も標高が高い浦添城跡周辺丘陵地を中心に、地形の変化の激しい箇所を通過することから、石畳道をはじめ、坂道など地形の勾配が特徴的な場所が点在する。また、沿線周辺には、眺望地点が分布する。



中頭方西海道(安波茶橋一帯)



普天満参詣道(当山の石畳道)



ニシヌヒラ



浦添大公園展望台からの眺望



浦添城の前の碑からの眺望



経塚方面の眺望

②史跡範囲内からの景観評価

本史跡はかつての街道という特性を持つため、道の上の視点場を道に沿って移動させながら、そこから見える景観の連続性（シークエンス＝道を歩きながら次々移り変わっていく景観）の評価を行う。

ア. 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

写真位置図（番号は次頁の写真番号）



①



石畳風舗装が敷設されており、歴史の道の連続性が確認できる。

②



現代的な住宅街の景観となっている。沿道片側にリュウキュウマツの植栽が確認できる。

③



沿道片側にリュウキュウマツと緑が確認できるものの、反対側には隣地擁壁が迫っている。

④



建物と道路が目立つものの、奥に歴史の道が続くと認識できる。沿道にリュウキュウマツが植えられている。

⑤



安波茶橋・斜面緑地まではまとまった歴史の道のイメージだが、その先に高い擁壁と集合住宅が壁となっている。

⑥



安波茶橋（南橋）上からの眺望。

⑦



安波茶橋（南橋）上から小湾川上流への眺望。川と斜面緑地の自然景観が確認できる。

⑧



安波茶橋（南橋）上から小湾川下流への眺望。川と斜面緑地の自然景観が確認できる。

⑨



史跡範囲が隣地の擁壁に挟まれ、さらに視線の先には高層集合住宅が壁となっている。

⑩



史跡範囲北側は県道 153 号線の現代的都市景観となっており、歴史の道の連続性は分断される。

⑪



史跡範囲北側入口から県道 153 号線を横断すると、歴史の道のサインが設置されている。

⑫



現代的景観の中に史跡範囲北側入口の標柱とリュウキュウマツが確認できる。

13



隣地の擁壁とリュウキュウマツが確認できる。

14



安波茶橋が確認できる。両側の擁壁は植栽（オオイタビ）で修景している。

15



安波茶橋と小湾川沿い斜面緑地の自然景観が確認できる。

16



史跡範囲を横切る道路の擁壁や隣接建物が目に入るものの、高低差や緑の斜面に隔てられ、それほど気にならない。

17



史跡範囲を横切る道路上にカラーアスファルトが敷設されており、史跡範囲の連続性が確認できる。

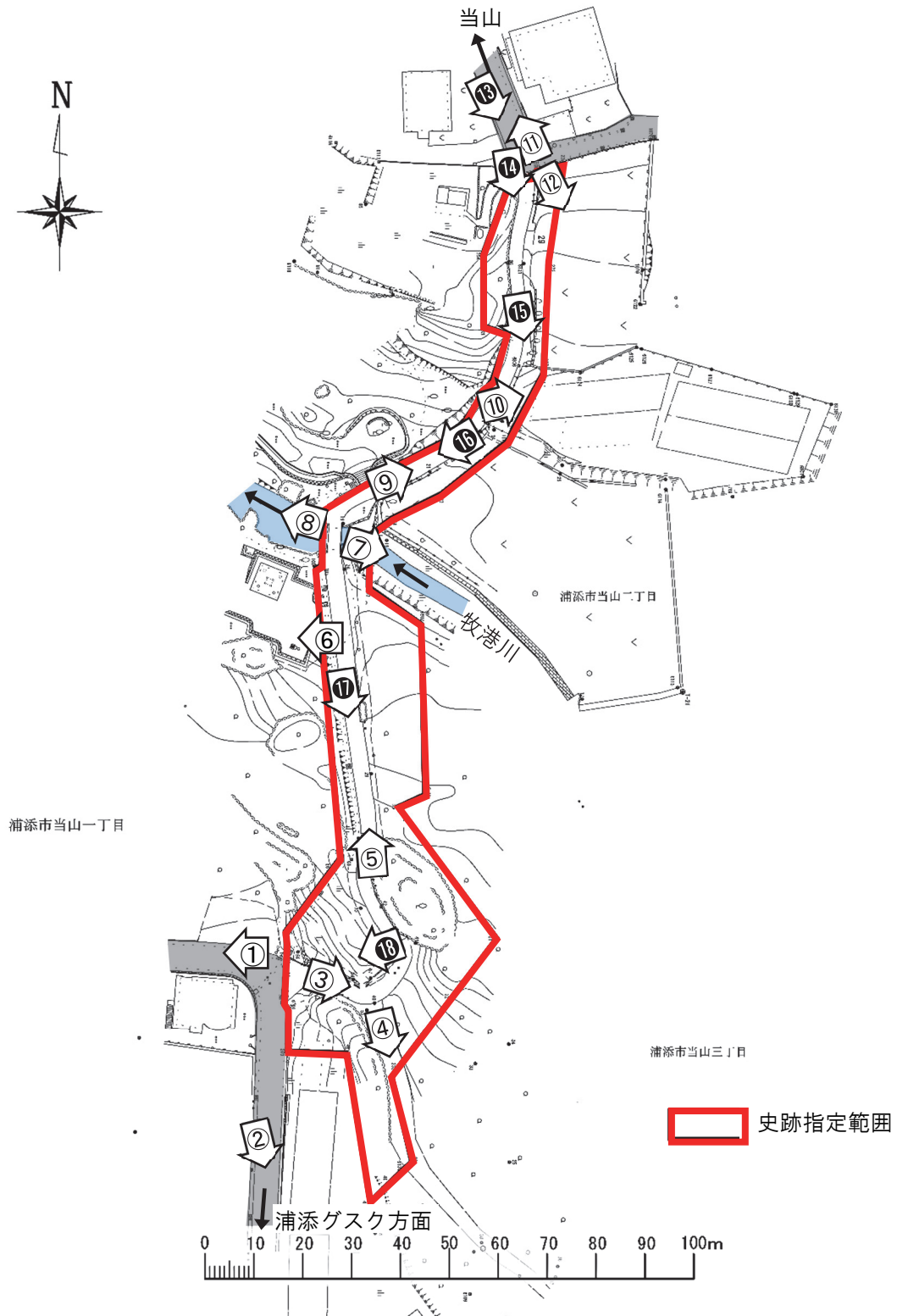
18



石畳道、石畳風舗装の階段、リュウキュウマツ、史跡南側入口が確認できる。

イ. 普天満参詣道(当山の石畳道)

写真位置図 (番号は次頁の写真番号)



①



現代的な住宅街の景観となっており、歴史の道の連続性は感じられない。

②



浦添グスクの石積が遠望できる。

③



緑地越しに市街地の街並みが視認できる。

④



緑地景観が続いている。

⑤



沿道の緑と当山橋が確認できる。電柱・電線が歴史的景観を阻害している。

⑥



公園施設は、当山の石畳道と一体感のある景観を形成している。

⑦



当山橋上から牧港川上流への眺望。川縁の緑地越しに隣地の畑が確認できる。

⑧



当山橋上から牧港川下流への眺望。川と斜面緑地の自然景観が確認できる。

⑨



公園側は緑が確認できる。隣地側は、畑との境の樹木や電柱・電線、擁壁や集合住宅が目につく。

⑩



隣地畑のビニールハウスや電柱が史跡範囲の至近に迫り、歴史的景観を阻害している。

⑪



現代的な住宅街の景観となっており、歴史の道の連続性は感じられない。

⑫



浦添グスクの石積が遠望できる。

13



史跡範囲外から北側入口への景観。

14



史跡範囲北側入口の標柱と周辺の住宅が視認できる。

15



浦添大公園の緑地が遠望できる。

16



当山橋、小湾川、緑地景観が確認できる。

17



緑地景観が続いている。

18



南側入口と斜面が確認できる。

4. 史跡の歴史的環境

(1) 浦添市の歴史概況

浦添市の歴史は、^{つめがたもん}爪形文土器が出土した城間古墓群 A 地区第 9 号墓やチヂフチャー洞穴遺跡から約 6,600 年前までさかのぼることができる。

12 世紀末～15 世紀の約 200 年に至っては、舜天・英祖・察度王統によって、浦添グスクを拠点に琉球国中山の王都として栄えたと伝えられている。その後、王都は首里に遷るが、浦添グスクには第二尚氏第三代の尚真王の長男である^{しょういこう}尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫（浦添按司家）が屋敷を構えた。16 世紀にはこの浦添按司家から尚寧が国王として即位した。しかし 1609 年に薩摩藩の侵攻を受け、浦添家の居館は焼かれ、戦に敗れた尚寧は鹿児島に連行された。帰国後の尚寧は浦添ようどれを改修し、没後葬られた。

近世以降の浦添は、地方の一間切として典型的な純農村であった。去った沖縄戦では浦添は激戦地となり、多くの住民が犠牲になった。戦後は、県都那覇市に隣接していることもあって急速に都市化が進んだ。

(2) 歴史の道の概況

「正保三年琉球国絵図」（1646 年作成）は実測に基づいて調整された最古の地図であり、首里城を起点に 5 つの道筋が記載されている。18 世紀後半以降、近世の道筋が示された「琉球国之図（旧薩摩藩調整図）」（沖縄県立図書館所蔵）には、集落や番所を結ぶ 6 つの道が描かれている。

浦添市内の歴史の道

名称	概要
中頭方西海道	西原間切の平良村（現在の首里平良町）から浦添間切の経塚、仲間の浦添番所を経て牧港から宜野湾間切の宇地泊へ抜ける道。「浦添街道」とも呼ばれる。
国頭街道	那覇の安謝村から浦添間切の勢理客村、仲西、宮城、屋富祖、城間を経て牧港から宜野湾間切の宇地泊へ抜けていく道。
普天満参詣道	浦添番所から当山を経て宜野湾間切の嘉数村へ抜ける道。「普天間街道」とも呼ばれる。
首里道	城間村から屋富祖村を経て沢岷村から首里の大名、平良へ抜ける道。
泊・那覇道	浦添番所から安波茶村を経て大平から沢岷村の後から内間村を経て那覇の銘苅、天久村へ経て泊・那覇へ抜ける道。特別な名称はないため、便宜上「泊・那覇道」と呼称。
番所道	浦添番所を起点に西海岸沿いの「国頭街道」と東海岸沿いの西原間切を通る「東海道」の東西の宿道を結ぶ道で、西側は屋富祖村、城間村を経て国頭街道と、東側は前田を経て幸地へ抜けていく道。特別な名称はないため、便宜上「番所道」と呼称。

出典：『浦添市文化財悉皆調査報告書』（平成 2 年、浦添市教育委員会）

①中頭方西海道

中頭方西海道は、浦添では最も早くから公道として整備され、人々や文物の交流を担ってきた街道である。『琉球国由来記』（1713年）巻三には、琉球国（三山）を統一した尚巴志が、永楽年間（1403～1425年）に里制や駅制を整備したことが述べられ、東西の道、隔月に早馬を出したとあることから、すでにこの頃には、本街道は存在していたと思われる。

「正保三年琉球国絵図帳（写）」（1646年）には、里積、一里山に関する記録の中に首里城から浦添間切、北谷間切、読谷山間切、金武間切、名護間切、羽地間切、今帰仁間切に至るルートが「西海道」として示されている。

尚寧（1589～1620）の時代に大改修工事が行われ、1597年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。碑文は表に和文、裏に漢文で陰刻され、「王は25歳の時に浦添から首里に行って王になったので、浦添の仏寺、神社に参拝のため、三年に一度、五年に二度と帰省する必要がある。故に勅を下し、三司官をして、道に石をしき橋をかけさせた」とある。この道路工事によって、平良～浦添グスクまでの区間（全長約3km）はすべて石畳道となり、同時に平良橋は木橋から石橋に整備された。石畳道の幅員は9尺で、両側に立派な松並木が続いたといわれている。しかし、1609年の薩摩の琉球侵攻の際には、薩摩軍の首里城への進撃路としてこの道は使用されることとなった。『喜安日記』によると、読谷の渡具知港から上陸した薩摩軍は、「浦添の城ならびに龍福寺（を）焼払」った後、首里入口の太平橋（平良橋）に向かったとされている。

1881年に浦添を巡見した上杉県令は、その紀行文に「…午前九時五分、浦添番所を発ス、路左ニ折レ、松樹の間、石坂を下リ、東竹ノ先駆例の如シ、安波茶川ノ石橋ヲ渡ル。暁来ノ暴雨ニテ、濁流漲リ、鞆々声アリ。…」(『沖縄県歴史の道調査報告書』)とあり、安波茶橋や一帯は石畳や石橋であったことが確認できる。

1923年、西海道は車（荷馬車等）が通る郡道として幅員拡張等で改修され、さらに沖縄戦による陣地構築のために松を伐られ、道筋を含めて消失した部分もある。

安波茶橋は、ふたつの石橋のうち南橋が沖縄戦によって破壊された。

「正保三年琉球国絵図帳（路程帳抄写）」（沖縄県立図書館比嘉春潮文庫蔵）

西海道

- 西原間切堺より浦添間切之内糸そ村壺里山迄三十壺町
- 浦添間切堺より北谷間切之内くわい村壺里山迄三十四町
- 北谷間切堺より読谷山間切之内糸らミな村壺里山迄十九町
- 読谷山間切堺より金武間切之内おんな村壺里山迄三十壺町
- 金武間切堺より名護間切之内あめそこ村壺里山迄三十壺町
- 名護間切堺より羽地間切之内いさしきや村壺里山迄十壺町
- 羽地間切堺より国頭間切之内しほや村壺里山迄十八町
- 今帰仁間切堺より羽地間切之内こかち村一里山迄六町

出典：『沖縄県歴史の道調査報告書Ⅱ—国頭・中頭方西海道（Ⅰ）・弁ヶ嶽参詣道—』（1985年）

「浦添城の前の碑」(裏面 漢文読み下し)

陛下^{うやうや} 恭^{おも}しく惟^{おも}ふに
今^{きんじょう}上帝王尚寧、天子は甲子に宮生す。舜天以来二十四代の王孫なり。十九の御年、壬年に浦添御知行、二十五年戊子の年、浦添より御即位す。茲^{こゝ}に因^よりて彼^かの地の仏塔を排し、為に神社を仰ぐ。三歳に一度、五年に再度、龍御^{りゅうぎよめく}を回らせる。故に野渡の陰あるを以て勅を奉じ、三官に命じて、石を疊み、橋を建て、岩を刻して路を成すこと、實^{まこと}に屑ならず。周道砥の如く、何の及ぶと謂はん。晋橋虹に似たり。貴と無く賤と無く、力を竭さず不日に成就す。夫れ窃かに以^{おも}ふに、人力の致すところに非ず。是れ即ち神威の擁衛なり。
帝道^{たう}縦^{とうぎようぐしゆん}へ、唐堯虞舜の徳、秦皇漢王の威と雖も、豈^{いえど}之^{あにこれ}に過ぎんや。甚^{はなは}だ奇甚だ妙なること勝げて計うべからず。橋路新成の後、近島^{とうしよ}遠嶼の人民之を仰ぐこと、泰山北斗の如し。斯^この勝善勲力に憑り、国家太平の洪基万々世に到る。恰も神禹の响嶼の峯頭に登るに相似たり。如ち碑を建つ。
天長地久、国泰く民安し。至^{ししゆくしとう}祝至禱、久立珍重なり。
昔^{とき}に大明万曆二十有五歳次丁酉季秋如意珠日
三司官 国上思五郎 豊御城真牛金
名護太郎金
大奉行 城間太五郎金
本奉行 河上太郎金
詔を奉じて、幻往円覚 菊隠閑道人謹んでこれを誌す。

出典：『浦添市史 第二巻資料編1 浦添の文献資料』（昭和56年 浦添市役所）

② 普天満参詣道

普天満参詣道は、中頭方西海道の御待毛から分岐し、当山の石畳道を通り、宜野湾間切番所を経て普天満宮へ至る街道である。

「正保三年琉球国絵図帳(写)」(1646年)や「元禄十五年琉球国絵図」には記載されていないが、「薩摩藩調整図」(18世紀頃作成)には、浦添間切から宜野湾番所に至る道筋が他のルートと同じく明確に示されている。また、浦添と各地との里程を記した『御当国御高並諸上納里積記』(1750年代作)には、「御城西之御門より中真村番所迄、八合六勺三才」や「同所(浦添番所)より宜野湾迄六合三勺九才」とあり、首里城から仲間村の浦添番所まで(約3.4km)、さらに浦添番所から宜野湾間切まで(約2.6km)道が整備されていたことが確認できる。

『琉球国由来記』や『球陽』には、1644年、尚賢王の頃にこの普天満宮参詣が始まったと記録されている。正確な整備年代は明らかではないが、1644年以降、国王の普天満宮参詣が毎年の王府の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことなどにより、参詣道として整備されたと考えられている。

安波茶橋から宜野湾の比屋田橋にかけては起伏が著しかったため、急勾配の坂が続く道だった。1902年に西原間切平良村(現首里平良町)から浦添城のある丘陵の東端を大きく迂回するようにして車が通行できる「新道」(普天間街道)を開き、比屋田橋の手前で普天満参詣道への道に連結した。この新道が開通すると、首里・那覇の人々で普天満権現参りをするのに人力車が利用されるようになった。新道が開通すると、首里～普天間の往来は便利になり、当山の石畳道を通る人影は少なくなった。沖縄戦では、嘉数高台(宜野湾市)に陣取る米軍

への切込み攻撃路として使用されたことが、証言などで確認されている（『浦添市史 第五巻 資料編4 戦争体験記録』）。戦後は当山の石畳道が市内唯一の石畳道として、農道や生活道路として利用されてきた。

浦添番所跡から県道 153 号線を伊祖向け約 200m のところに「御待毛」という地名が残っている。かつて国王の普天満宮参拝の際に仲間村の人々が国王を迎えた場所である。また、当山の石畳道には、ひときわ急勾配の場所があり、そこは「馬転ばし」または「馬ドゥケーラシ」等と呼ばれた。

『琉球国由来記』巻一 王城之公事 普天満御参詣（1713 年編集、読み下し文）

普天満御参詣

尚賢王の御宇、順治元年甲申の九月に始まるなり。還幸の時、竜福寺の先王神主に、御香・御花・御酒を祭り奠え、拝礼を行うなり。或る説に、九〔月〕は老陽にして物反く月なりと。然らば則ち厄月なる故、遠近の仏心に詣り、無病息災を祈る。普天間は路次遠く、暫時休を為すに、山蔭の便を尋む。還幸の時、浦添に於て、王子一員、按司一員、親方一員、申口・御物奉行吟味役、各一員宛、御坂迎えを為す。諸王子・諸按司・親方、以下の諸臣、儀保御待所に於て、御坂迎えするなり。

出典：『宜野湾市史 第四巻資料編三』（昭和 60 年 宜野湾市）

『球陽』（附巻 1 尚賢王 4 年の条文 1644 年）

王、始めて普天間神社に拝謁す

王、始めて普天間山に幸し、以て拝礼を為す。已に回駕の時、竜福寺に到り、先王の神主を拝祭す。近世に至り、其の先王を祭るの礼を裁去す。由来記に曰く、九月は陽気已に老いて、万物凋傷し、人危難多きの月なり。故に、人民、遠近に管はず、遍く仏神の前に到りて福を祈ると藪云ふ。一説に曰く、薩州の人、深く本国の人の尊仏崇神を知らずして、邪神を崇信するを疑ふ。是れに由りて、王より以て庶人に至るまで、遠く普天間に至り、以て便ち立願して、神仏を深信するを明らかにして、以て其の疑惑を解くと藪云ふ。二説、孰れが是なるかを知らず。

出典：『球陽 読み下し編』（昭和 49 年 角川書店）

『御当国御高並諸上納里積記』（1750 年代）

浦添間切

- 一 御城西之御門より中真村番所迄八合六勺三才
- 一 番所より泊迄壺里五合壺勺二才
- 一 同所より那覇迄壺里九合六勺壺才
- 一 同所より宜野湾迄六合三勺九才
- 一 同所より北谷迄式里壺合九勺四才
- 一 同所より西原迄九合三勺二才
- 一 同所より越来迄三里式合四才
- 一 同所より真和志迄壺里四合壺勺

出典：『那覇市史 資料編第一巻の 2』（107～115 頁）

琉球国之図（旧薩摩藩調整図）



出典：[琉球国之図] 沖縄県立図書館所蔵 CC BY 4.0

(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

※原図は南を上として軸装されているが、本報告書では上下反転し、北を上として掲載する。

(3)「中頭方西海道及び普天満参詣道」の遺構の状況

史跡範囲におけるこれまでの発掘調査の概況や、出土遺構等の状況について整理する。

①中頭方西海道(安波茶橋)

●安波茶橋及び周辺

安波茶橋とその周辺一帯については、石畳道、石橋の修復及び復元の設計に先立ち、平成8年度に発掘調査が行われた。調査により、安波茶橋の築造方法や経塚の方向への石畳道等が確認された。

歴史の道発掘調査現場説明会資料（抜粋）

2. 石橋について

北橋の特徴

単拱（アーチ）の石橋。橋脚は「あいかた積み」で勾配がつき、正面から見ると下部から上部へ開いたバチ形状を呈しています。拱石（アーチ部分）の手法は古い伝統的なものとされ、約1mの石材を3個連結したものです。アーチ部分を橋の下から見上げると計18枚で構成されていることがわかります。

3. 調査成果

①周辺石畳道（中頭方西海道）のルートが確定・石畳範囲をさらに確認した。

→これまで確認されている石畳を経塚の方向に追及したところ、石橋と経塚の間に新たな石畳道が発見されました。これによって安波茶橋から経塚への石畳道のルートが明らかになりました。

②護岸石積みの範囲がほぼ確認できた。

→赤皿ガー沿いの護岸石積みは石積みの技法によって上下2段に分かれている。また、この護岸の石積みは北橋に近い部分と赤皿ガーに近い部分とでは若干の違いがあり、北橋に近い部分は橋の改修工事の際に積まれたものと考えられます。

③北橋・護岸石積のところで排水溝を発見。

→北橋の脇から石積みによる排水溝が見つかりました。石畳道からの雨水が石橋に流れないように護岸側へ向けられています。一方、南橋では暗渠排水溝が見つっています。両橋とも排水処理について工夫されていることがわかります。

④南橋に隣接して新たに敷石が見つかった。

→護岸石積みに沿って、スロープのついた石畳が出土しました。この石畳は川へ降りるための取り付け道だったか、あるいは現在の石畳道以前の門だったのか、今のところ、はっきりしたことは分かっていません。今後の調査で追及していく課題のひとつです。

⑤石橋や石畳道の工法が一部明らかになった。北橋の築造年代は18・19世紀頃と推定。

→北橋上の石畳を取り外してみたところ、アーチ石の上にはまず5～10cmサイズの石灰岩礫を込め、次に土を入れ、それから石畳を敷いていることがわかりました。

→石畳道の工事は、はじめに岩盤（ニービ）を削り、次に小石混じりの土砂を入れ、その上に石畳を敷き詰めています。また、石畳道の縁石を据えるため、敷石の部分よりも深く岩

盤を削り、60 cm前後もある大型の石を使用して、縁石を安定させています。

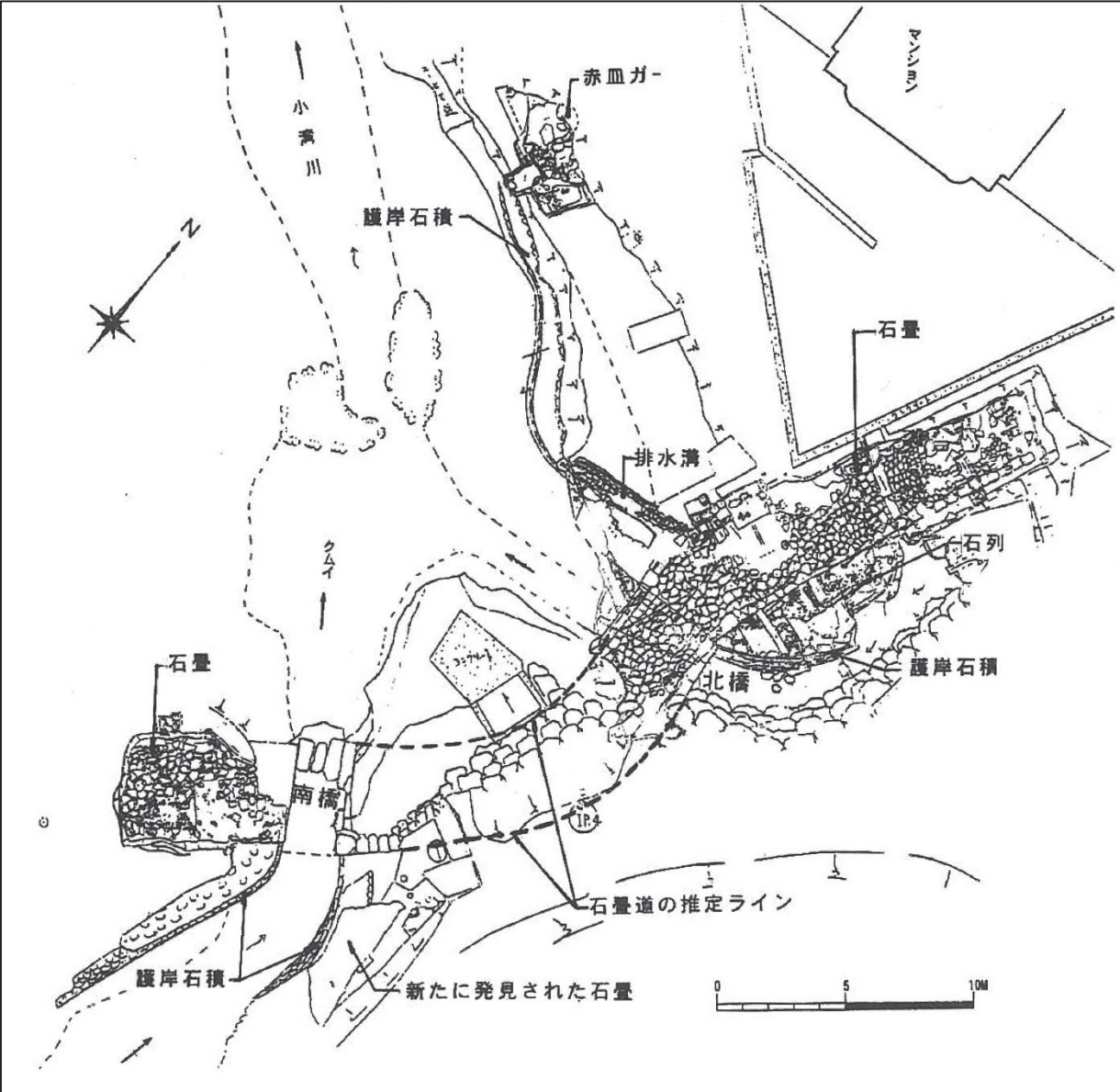
→北橋の中込め（石畳直下の土の部分）から壺屋焼の碗の破片が出土したことから、18～19世紀頃に修復工事が行われたと推定されます。

⑥北橋側の石畳道の脇から石列が出土した。

→北橋北側の石畳道にほぼ並列して、石列が約2mほどみつかりました。この石列は石畳道の路盤となっている小礫混じりの土の下位にあることから、以前の石畳道の縁石である可能性も考えられます。

出典：「歴史の道発掘調査現地説明会資料」（平成8年12月14日 浦添市教育委員会）

安波茶橋遺構調査図



出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成14年、浦添市教育委員会）

●赤皿ガー

赤皿ガーは、安波茶橋近くの崖下に位置する。首里から国王が安波茶橋を渡りきたとき、この井泉の泉を赤い碗（赤皿）でさしあげたことからこの名の由来となっている。規模は小さく、幅約 1.4m である。取水面の前面に露出したニービは元々その場にあったものだろう。人工的石積みは見られず、ほとんど元の自然の状態を残している。

出典：『浦添市文化財悉皆調査報告書』（平成 2 年、浦添市教育委員会）

赤皿ガーの状況と位置



●修復事業

安波茶橋修復工事業では、安波茶橋の欠落箇所の復元と石畳・石段及び石積の修復、擁壁及び排水施設、植栽等の整備を行っている。

史跡範囲の状況（令和元年12月時点）



安波茶橋修復工事概要一覧表

工種	数量	備考
土工	1 式	床堀、埋め戻し、残土処理等
石橋修復工	1 式	北橋のアーチ石や側面石積と欄干の修復復元 南橋の橋台及び河床の修復復元
石畳工	1 式	石橋に取り付く石畳の修復復元
石積工	1 式	土留石積や水路護岸石積等の修復復元
石段工	1 式	アプローチ部の石段整備
擁壁工	1 式	階段整備に伴うU型擁壁及び重力式擁壁の整備
排水施設工	1 式	石敷き側溝の修復と管渠及び集水柵等の整備
植栽工	1 式	リュウキュウマツ、センダン、カンゾウ、ゲットウ、ツワブキ、張り芝等の植栽
雑工	1 式	既存排水溝の修景石張り、安全柵類の設置、フトン籠の設置

出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成14年、浦添市教育委員会）

②普天満参詣道(当山の石畳道)

当山の石畳道の発掘調査は、平成 12 年に石畳下への配水管理設工事に伴い実施された。発掘調査報告書のまとめとして、調査で得られた新たな知見は以下のとおりとなっている。

①石畳道の配列状況は当山橋を挟んで北と南で様相が異なる。南側では同規模の石材を横一列に配置した部分が数カ所見られるのに対し、北側ではそのような状況が認められない。これは南側がいくつかの班もしくは工期に分けられて施行されたのに対し、今回調査を行った北側が一度に築造された状況を示すものと考えられる。

②石畳下には根拵えの土（3層）が 20 cm の厚さで盛られていたが、版築は行われていない。

③下拵えの造成は坂の下から着手し、最低でも 4 回に分けた上で行われた。

④地山を削り出して造った小段を確認した。小段は 6 層と連動しており、3 層造成前に作業の目標として予め刻まれたものと想像される。

⑤①～④から石畳敷設のプロセスを復元すると、Ⅰ．地山に土造成の作業目標となる段をつける→Ⅱ．根拵えの土を坂の下から 3 回に分けて造成する→Ⅲ．石畳を同一班・同一時期に仕上げる、といった作業を考えることができる。

⑥縁石下より、底部から口縁へ立ち上がりやや内湾する灰釉碗片が出土した。この型式は灰釉碗の編年で 17 世紀後半から 18 世紀前半に位置づけられ、当山の石畳道が宜野湾間切創設後しばらくして築造されたとする従来の説を補強する。

近年行われた首里城「城の下地区発掘調査」では、石畳の直下に直径 2～10cm のコーラルを敷いた様子が確認されている。また、宜野湾市「喜友名泉石畳道」では石畳道下が小礫混じりの土で固められ、前出の中城村「石嶺坂石敷道」では地山に直接石畳を敷いた様子が確認された。このように、これまでの調査結果、石畳には直下に何らかの根拵えを行うものと、行わないものが存在することが明らかになっている。また、根拵えを行うものについては、コーラルを敷くものと土で固めるものの 2 種類が確認されている。今回調査を行った当山の石畳道は、喜友名泉石畳道と同じく土で根拵えを行うものであるが、これらの工法の違いが何に起因するかについてはよく解らない。

出典：『当山の石畳道—歴史の道整備活用推進事業に伴う発掘調査』（平成 18 年 3 月、浦添市教育委員会）

●修復事業

当山の石畳道については、石畳欠損部の修復と歴史的風致景観回復のための排水施設の付け替え、広場整備、植栽等の整備が行われた。

史跡範囲の状況（令和元年12月時点）



当山の石畳道修復工事概要一覧表

工種	数量	備考
土工	1 式	広場造成、床堀、埋め戻し、残土処理等
石畳工	1 式	欠損部石畳の修復復元
石積工	1 式	土留石積の修復復元、被覆雑石張りの整備
擁壁工	1 式	重力式擁壁の整備
排水施設工	1 式	既存の側溝及び管渠、集水枡、吐き口等の付け替え整備
撤去復旧工	1 式	既存の石垣及び石張り舗装等の撤去復旧
雑工	1 式	車止め及び転落防止柵の設置、水道管の切り回し、張り芝等

出典：『歴史の道整備活用事業業務完了報告書 中頭方西海道・普天間街道』（平成14年、浦添市教育委員会）

(4)周辺の文化財

歴史の道周辺には、次のような文化財が分布する。

①フェーヌヒラ・ニシヌヒラ

フェーヌヒラ（南の坂）は浦添と那覇の境界。両坂とも急峻な坂道で、戦前まではこの地から経塚に石畳道が残っていたという。ニシヌヒラ（北の坂）は、歴史の道であることを示すカラーアスファルト舗装の道となっている。



②浦添御殿の墓

第二尚氏 14 代国王尚穆の第二子尚図（浦添朝央）を祖として浦添間切総地頭をつとめた浦添家の墓。浦添家は、摂政をつとめた朝央、和歌や琉歌で知られる朝英や朝憲、琉球復興に奔走した朝忠ら、近世琉球を代表する政治家や文化人を輩出した。墓は 18 世紀頃の造営と推定され、市内でも最大級の亀甲墓である。（市指定史跡）



③玉城朝薫の墓(邊土名家の墓)

琉球の国劇「組踊」の創始者である玉城朝薫（1684～1734 年）が眠る墓で、17 世紀後半～18 世紀前半頃に造営されたと考えられている。墓室内は天井を 4 本の角柱で支える珍しい構造をしている。外観の石積みは巧みなあいかた積みで、墓庭が撥状を呈するなど、石積みや縁石に曲線を多用しているのが特徴である。（市指定史跡）



④経塚の碑

昔、ここに巣くう妖怪が道行く人をたぶらかしていたという。16 世紀初め、日秀上人が金剛経というお経をかいた小石を埋め、その上に「金剛嶺」と刻んだ石碑を建て、妖怪を鎮めたと伝えられている。また大地震があってもこの場所は揺れなかったとされ、地震の際には「チョウチカ、チョウチカ」（チョウチカ＝経塚）と唱えると地震がおさまると信じられるようになった。経塚の地名の由来にもなっている。（市指定史跡）



⑤浦添番所跡

尚巴志王（1422～1439年）の時代に「駅」の名称で番所の前身が作られたと伝えられている。

当時は首里中央からの緊急連絡を速やかに地方に伝える「宿次制」を重視していた。けれども次第に間切内の行政へと重きが行き、名も番所と改められた。

1891年に間切役場、1908年に間切が村に改称され村役場となった。1882年敷地内に浦添小学校が開校し、浦添市の学校発祥の地としても大変重要な場所である。

⑥仲間の拝所群

字仲間の拝所は12か所あり、集落内と浦添城跡内に点在している。このうち文化財に指定されている4か所の拝所は集落内にあり、字仲間の人々の生活や信仰において心の拠りどころとなっている。（市指定史跡）

●仲間樋川

日常の飲用水としての利用をはじめ、産水・正月の若水などをくむ場所だった。『琉球国旧記』（1731年編集）にはすでに樋がかけられていたことが記されている。1935年には大規模な改修工事が行われ水タンクが設置された。タンクからあふれた水は洗濯などをする「平場」を経て、農具や馬を洗う「ウマアミシ」まで流れていた。



●仲間火ヌ神

近世仲間村の「地頭火ヌ神」といわれている。地頭は琉球王国時代に間切や村を領地にした士族で、その就任や退任のときに拝んだのが地頭火ヌ神である。



●クバサーヌ御嶽

仲間集落発祥の地と伝えられている。『琉球国由来記』（1713年編集）には「コバシタ嶽」と記されているが、コバシタとはクバの木の下という意味である。一帯はウガングワヤマとも呼ばれ、戦前は大木がうっそうと茂っていた。クバサーヌ御嶽には石で積み封じた神墓があったという。



●仲間ンティラ

『琉球国由来記』に記されている「長堂之嶽」が仲間ンティラにあたると考えられている。ティラ・テラと呼ばれる拝所の多くは洞穴になっており、ムラの神が鎮座しているところと考えられている。戦前の祠は石積みの壁に赤瓦葺きだったそうだが沖縄戦で失われた。



⑦浦添城の前の碑

1597年に、尚寧王が首里から浦添グスクまでの道を整備したときの竣工記念碑で、浦添城跡内にある。去った沖縄戦で跡形もなく破壊されたが、平成11年に復元された。

⑧浦添城跡

13世紀末に造られたグスクで、中山（沖縄本島中部）を勢力下におく支配者の拠点と考えられている。14世紀後半から15世紀前半ころには大規模なグスクとなった。政権拠点が首里城に移った後の16世紀には、第二尚氏第三代の尚真王の長男である尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫が屋敷を構えていた。しかし1609年の薩摩侵入の時に焼け落ちた。昭和20年の沖縄戦ではグスクがある丘陵は前田高地と呼ばれ日本軍の陣地となったことから激戦地となり、また戦後も採石などで、地形や残っていた石積み城壁などは失われた。（国指定史跡）



⑨浦添ようどれ

浦添城跡内にある王の墓で、別名を「極楽陵」という。13世紀に造られた英祖王（在位1260～1299）の墓といわれており、1620年に尚寧王（在位1589～1620）により改修された。崖にある二つの横穴を石積でふさいで墓室にした墓で、さらに周囲を石積で囲っている。墓室は西側（向かって右）の西室が英祖王陵といわれ、東側の東室に尚寧王と彼の一族が安置されている。



⑩浦添貝塚

縄文時代後期から晩期にかけての遺跡で、およそ4000年前の土器や石器などが出土した。奄美諸島でよくみられるタイプの土器が多く出土したほか、主に南九州で見つかっている市来式土器が発見されており、沖縄と九州の交流の様子がうかがえる。（県指定史跡）



⑪伊祖^{たかうはか}の高御墓

崖の中腹の洞穴を利用し、その前面を石積みで塞いだ墓である。墓口が広い古い形式の墓で、英祖王の父・恵祖世主と3人の按司が葬られているといわれている。(県指定建造物)



⑫伊祖^{いそじょうせき}城跡

伝承では英祖王の父祖代々の居城で、英祖王もここで生まれたといわれている。所々に切石積みや野面積みの石積みが残っている。発掘調査が行われていないため詳しいことは不明だが、グスク土器、中国製陶磁器などが発見されている。また伊祖グスクは、首里王府がまとめた古謡集『おもろさうし』に登場し、琉球の国土創生神であるアマミクが創造したという伝承が残る御嶽である。(国指定名勝、県指定史跡)



⑬立津^{たちち}ガ-

伊祖城跡の東側の斜面に集落から離れて位置する。天人由来が残っており、英祖王と関わりのある井泉との言い伝えがある。伊祖ガ-またはグスクサイガ-の別称がある。伊祖グスクの用水に使われたといわれる。現在も遙拝されている。現在みられる井泉は当初からかなり改変され、原型をあまり止めていない。(「浦添市文化財悉皆調査報告書」)



⑭牧港テラブのGamma

地元ではティランGammaと呼ばれる琉球石灰岩の自然洞穴である。内部は拝所で、洞穴の外の前は牧港の殿(祭祀場)と推測されている。

伝説では12世紀後半に琉球に来た源為朝は、大里按司の妹と結婚し男子が生まれる。やがて為朝は浦添の港から船に乗り帰郷するが、残された妻と子はこのGammaで為朝の再来を待ちわびたともいわれている。それ以来この地は「待港」と呼ばれ転じて「牧港」になったという。男子の名前を尊敦といい、この尊敦が、後に王位につき舜天になったといわれている。

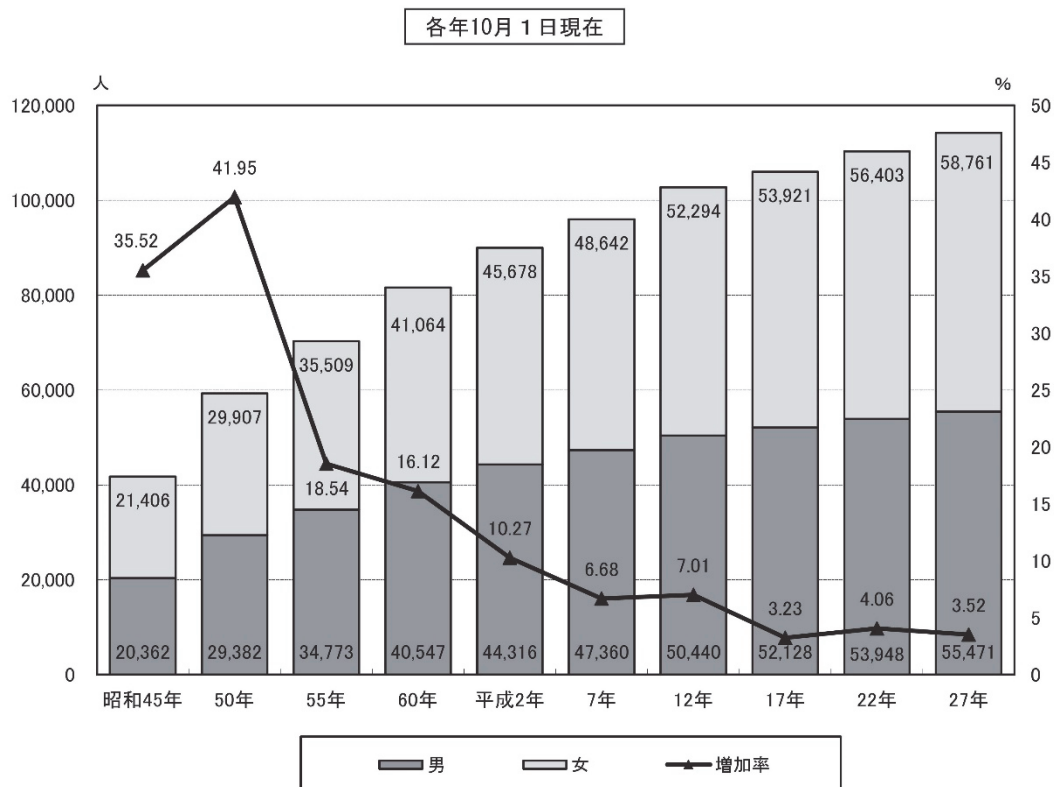


5. 史跡の社会的環境

(1)人口

浦添市の人口は、令和3年には115,548人、51,494世帯であり、沖縄県下第4位の人口である。増加率は、平成22年の人口110,351人と比べ5,197人増（増加率4.71%）となっており、近年は人口増加の傾向が緩やかになっている。なお、平成27年における史跡周辺地域の人口・世帯数は、安波茶は4,534人・1,745世帯、経塚及び字経塚は5,626人・1,863世帯、当山は3,380人・1,263世帯である。

国勢調査の人口推移



図版出典：「平成30年版統計うらそえ」

(2)産業

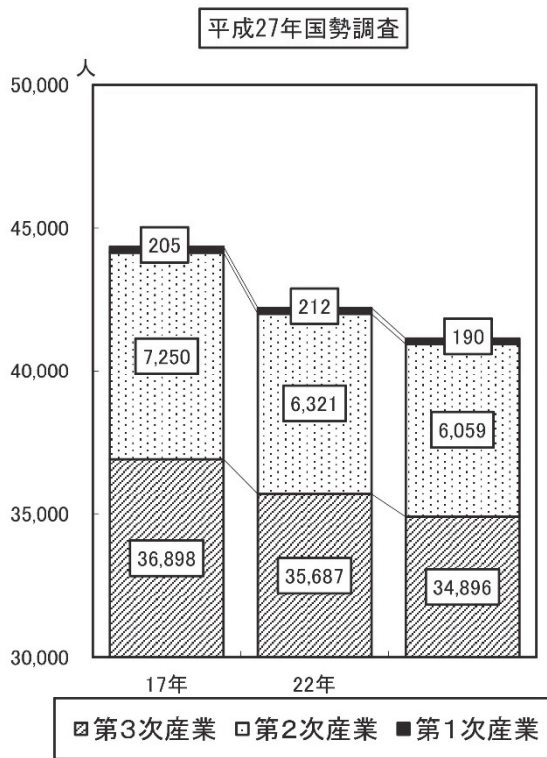
平成27年における本市の就業者数は46,104人となっている。全就業者のうち41.3%は市内に職を持ち、残りは市外へ通勤している状況である。

部門別産業就業者の割合を見ると、第3次産業が全体の75%以上で、特に割合が高い分類が「卸売業、小売業」及び、「医療、福祉」である。次いで第2次産業が約13%、第1次産業が0.4%を占めている。

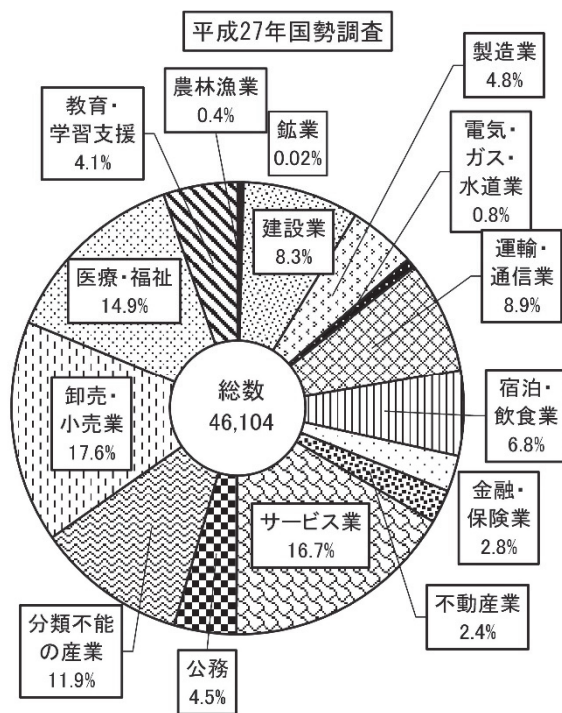
浦添市西海岸エリアにおいては、昭和49年に「那覇港湾計画」に位置づけられてから、様々な開発が行われており、西洲地区には卸商業団地が完成し、多くの事業者が活発な経済活動を展開している。また、平成30年に開通した西海岸道路とキャンプ・キンザーの間には新たな商業エリアが誕生している。さらに令和元年10月に市内に開通した沖縄都市モノレール

ル沿線の周辺においても、今後、大型商業施設の建設も予定されている。

産業別就業者数の推移



産業（大分類）別就業者数の構成



図版出典：「平成30年版統計うらそえ」

注：左図（産業別就業者数の推移）には、分類不能の産業が含まれていない。

(3)交通

浦添市の道路網は、主要な都市圏を結ぶ高規格幹線道路（沖縄自動車道）、沖縄本島中南部都市圏の主要な幹線道路である国道58号、国道330号など南北方向の広域幹線道路、これらを補完する県道38号浦添西原線、県道153号線及びバイパス、宜野湾南風原線を中心にして骨格道路網が形成されており、また、沖縄西海岸道路、臨港道路といった広域幹線道路が新たに整備された。

公共交通としては、沖縄都市モノレールが令和元年10月に延伸し、本市内に経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅が整備された。

中頭方西海道及び普天満参詣道は、県道38号浦添西原線及び県道153号線が交差する安波茶交差点から1km圏内に位置しているため、両県道からアクセスすることが出来る。公共交通では、浦添前田駅が最寄となっている。

(4)地域資源

「中頭方西海道及び普天満参詣道」周辺文化財は、4（4）で整理したとおり、浦添城跡、や浦添ようどれ、伊祖城跡、浦添貝塚などが立地する。これら資源を含めた地域は、浦添大公園や伊祖公園として市域の貴重な緑地を形成している。また、浦添大公園に隣接し、浦添市てだこホール、浦添市民球場、浦添市立図書館、浦添市美術館、浦添運動公園、浦添カルチャーパークも立地し、市内外から多くの人々が訪れるエリアとなっている。

(5)法的規制

①都市計画関係

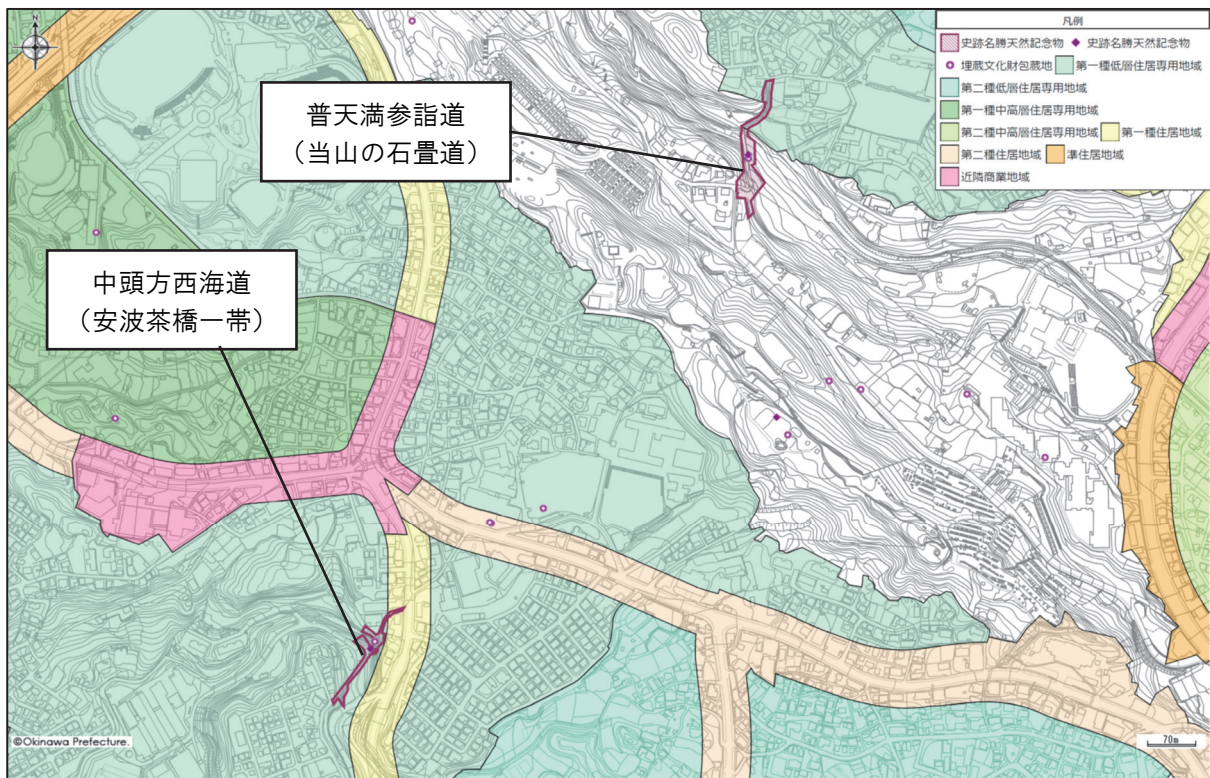
本市は市域全域が近隣5市4町2村とともに那覇広域都市計画区域に指定されている。

「中頭方西海道及び普天満参詣道」のうち、中頭方西海道（安波茶橋一帯）は、第一種低層住居専用地域、普天満参詣道（当山の石畳道）は、第一種住居専用地域及び市街化調整区域に指定されている。

当山の石畳道の一部は県営浦添大公園（総合公園）の公園区域に含まれている。

歴史の道に隣接する仲間地区（約19ha）が景観法に基づく、景観まちづくり重点地区に指定されている。また、県道浦添西原線沿線地区（約8.2ha）が景観地区に、県道浦添西原線（約1,450m）が景観重要公共施設に指定されている。

史跡周辺の都市計画図

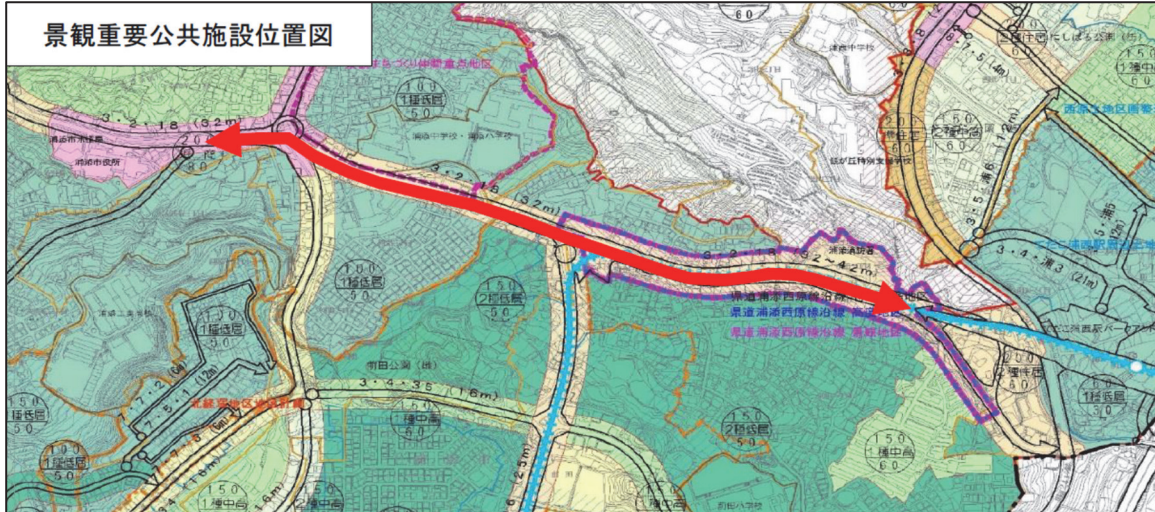


出典：沖縄県地図情報システム（都市計画図総括図（用途地域））

景観法に基づく景観重要公共施設の指定について

路線名 主要地方道 浦添西原線
 対象区間起点 浦添市安波茶二丁目93
 対象区間終点 浦添市安波茶二丁目1837番1
 距離(m) 約1,450m

本市のシンボルロードである県道浦添西原線の当該区間は、平成28年9月30日から景観法に基づく景観重要公共施設に指定されている。



◇景観重要公共施設の整備方針

景観法第47条は、「景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない」と規程しており、例えば道路については、舗装の素材や街路樹、街灯、柵など沿道の地域景観に合わせた整備を図ることができることになっている。

また、景観重要公共施設の指定では、整備方針以外に、道路等の占用許可基準についても定めることができる。

なお、景観行政団体及び景観重要公共施設として指定された施設の管理者は、自治体の景観計画に定められた当該施設の整備方針について必要な協議を行うため、景観法第15条の規程により景観協議会を組織することができる。

◇整備に関する事項

- ・浦添グスク周辺地区（バッファゾーン）として、歴史・文化特性に配慮した良好な道路景観づくりに配慮する。
- ・道路の付属物については、浦添グスクの歴史文化特性に配慮し、落ち着いた色彩・デザイン等とする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - 1) 安全性の確保などのため、他の法令等で色彩が規程されているもの
 - 2) その他、施設管理者が必要と認めるもの
- ・歩行者等の快適性確保やうまいある沿道景観の形成のため、道路機能等による緑化に努め、緑の連続性を確保する。
- ・周辺住民をはじめ、来訪者等の利便性・快適性確保のため、道路機能と景観の両面において、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理及び改善に努める。

◇占用等の許可の基準

- ・占用物は、浦添グスクやモノレール車窓、歩道部・車窓部等からの良好な眺望を確保し、魅力ある沿道景観の形成に資するよう配慮する。
- ・占用物の基調となる色彩は、浦添グスクの周辺地区として、歴史・文化特性に配慮した落ち着いた色彩を基本とし周辺景観に配慮した色彩とする。
- ・占用物のデザイン、素材等は、浦添グスクの周辺地区として歴史文化特性に配慮するとともに、沿道のまちなみとの一体感や賑わいの創出に配慮したものとする。
- ・賑わいを創出する道路空間の積極的な活用については、道路管理者、景観行政団体、景観協議会など関係機関と協議の上、設置を検討する。

出典:「景観重要公共施設の指定について」(浦添市 HP)

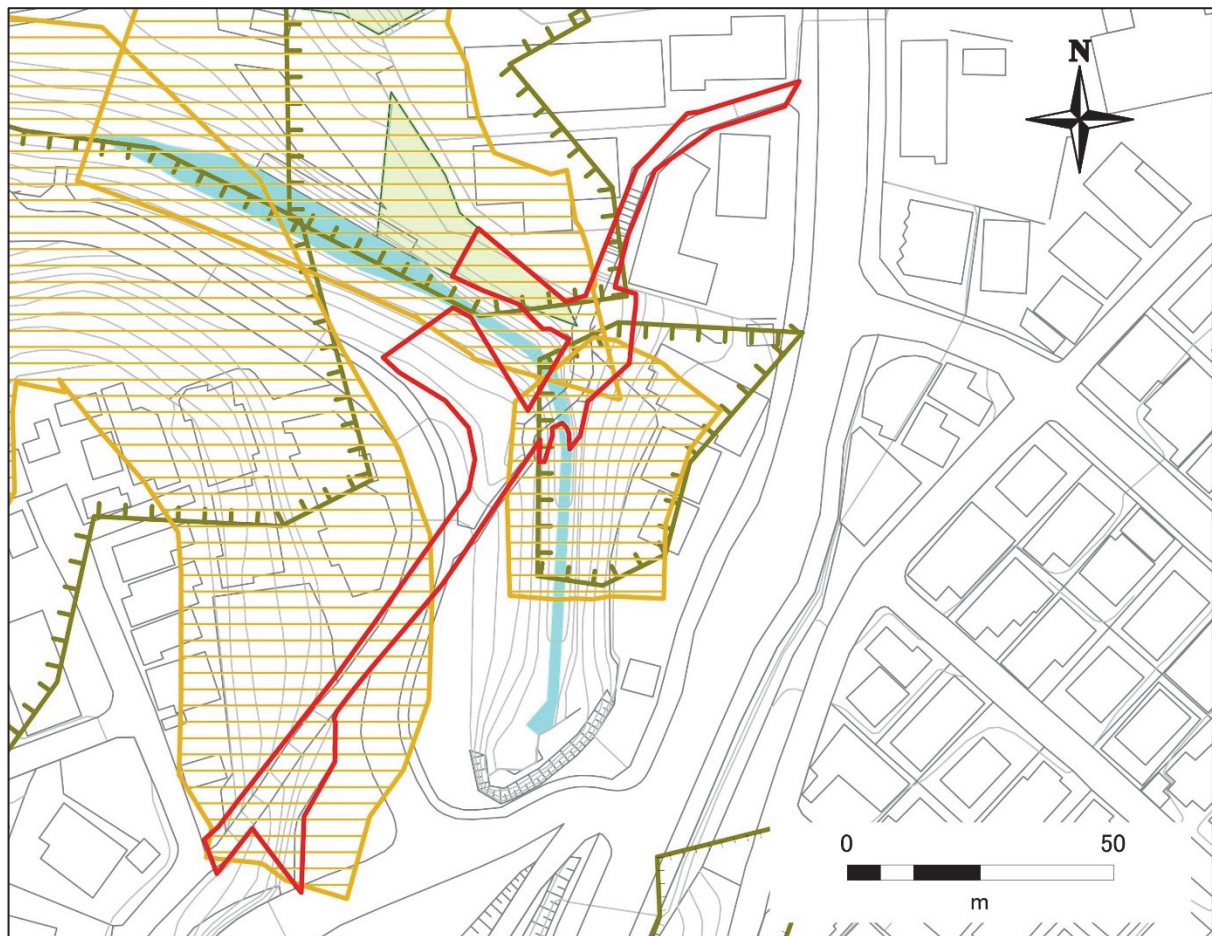
②森林・河川・防災関係

安波茶橋一帯及び当山の石畳道の一部が森林地域に指定されている。

両地区をまたぐ小湾川と牧港川は、「河川法」に基づく県管理河川（二級河川）となっている。

安波茶橋一帯の一部が、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されており、また、安波茶橋一帯の一部及び当山の石畳道の一部がそれぞれ、沖縄県の調査による急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所となっている。

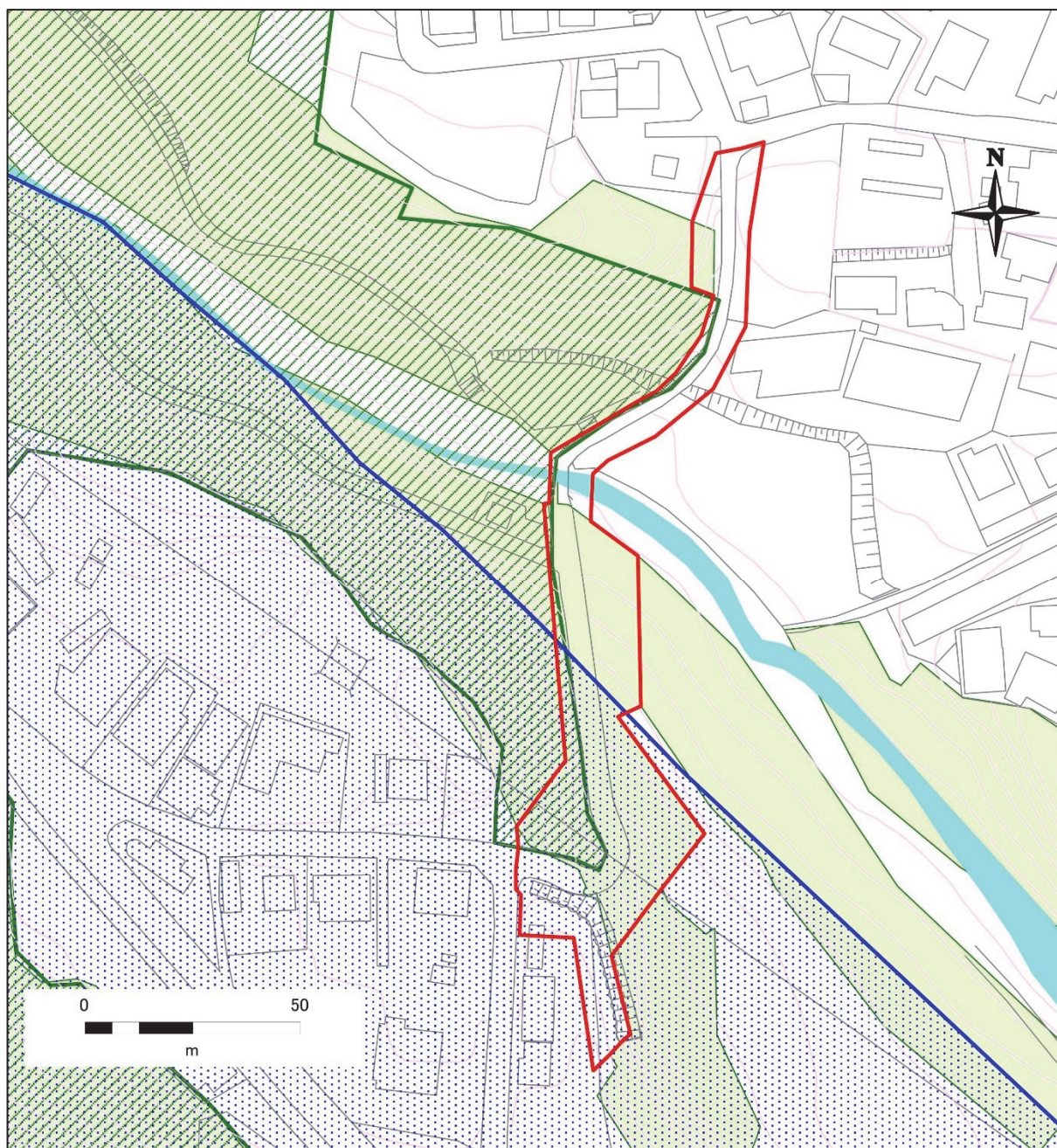
安波茶橋一帯の土地利用規制現況（平成 31 年）



防災	土砂災害警戒区域	公園・森林
急傾斜地崩壊危険区	土石流	都市公園
砂防指定地	地滑り	森林地域
地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊	国有林
河川	土砂災害危険箇所	保安林
文化財	土石流危険区域	
史跡指定範囲	地すべり危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所	

出典：土地利用規制現況図(H31.3.15 更新)及び「国土数値情報(平成 22 年土砂災害危険箇所)」(国土交通省)を使用し、浦添市教育委員会が作成

当山の石畳道の土地利用規制現況（平成 31 年）



防災	土砂災害警戒区域	公園・森林
急傾斜地崩壊危険区	土石流	都市公園
砂防指定地	地滑り	森林地域
地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊	国有林
河川	土砂災害危険箇所	保安林
文化財	土石流危険区域	
史跡指定範囲	地すべり危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所	

出典：土地利用規制現況図(H31.3.15 更新)及び「国土数値情報(平成 22 年土砂災害危険箇所)」(国土交通省)を使用し、浦添市教育委員会が作成

「中頭方西海道及び普天満参詣道」とその周辺に適用されている法令等の制度概要

根拠法令・地区等	原則	許可 届出 等	規制の 対象行為	罰則 規定
景観法				
浦添市景観まちづくり条例 ○景観計画区域 ・市全域 (一定規模以上の行為) ・仲間重点地区 (すべての行為)	地域の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する協働の景観まちづくりを推進するため、諸行為に基準が設けられている。	届出	・ 建築物、工作物の位置、形態、意匠、素材、敷地の緑化・垣・柵・塀 等 ・ 開発行為 等	—
浦添市景観地区条例 ・ 県道浦添西原線沿線地区	環境まちづくりを推進した質の高い市街地の形成を図るため、諸行為について制限が設けられている。	許可	—	懲役 又は 罰金
景観重要公共施設 ・ 主要地方道 浦添西原線	道路区間において、景観計画にて「整備に関する事項」及び占用等の許可の基準を定める。	協議	—	—
森林法 地域森林計画対象民有林	森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	許可 届出	・ 立木の伐採 ・ 開発行為	懲役 又は 罰金
河川法 二級河川	河川による公共の福祉の増進のため、諸行為について規制される。	許可	・ 工作物の新築・改築・除去 ・ 流水の占用 ・ 土地の占用 ・ 土石などの採取 ・ 掘削・盛土・切土	懲役 又は 罰金
土砂災害防止法 土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域については開発行為の許可制、建築物の構造規制あり)	土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、諸行為の規制を推進する。	—	—	—

(6)地域住民との関わり

中頭方西海道（安波茶橋一帯）と普天満参詣道（当山の石畳道）は、現在も周辺地域の住民の生活道路として活用されている。特に朝夕については近隣学生の通学路となっている。

浦添市教育委員会では、発掘調査に関する現地説明会の開催、文化財に関する情報発信（リーフレットやガイドブックの発行）を行っている。

NPO 法人うらおそい歴史ガイド友の会は、浦添グスクを中心としたガイド活動を行っているが、グスクと関連し近隣の安波茶橋や当山の石畳道の解説もあわせて実施している。11月3日には、「尚寧王の道を訪ねる」をテーマに、浦添グスクから首里城までの行程を徒歩で巡るガイドツアーを毎年実施している。

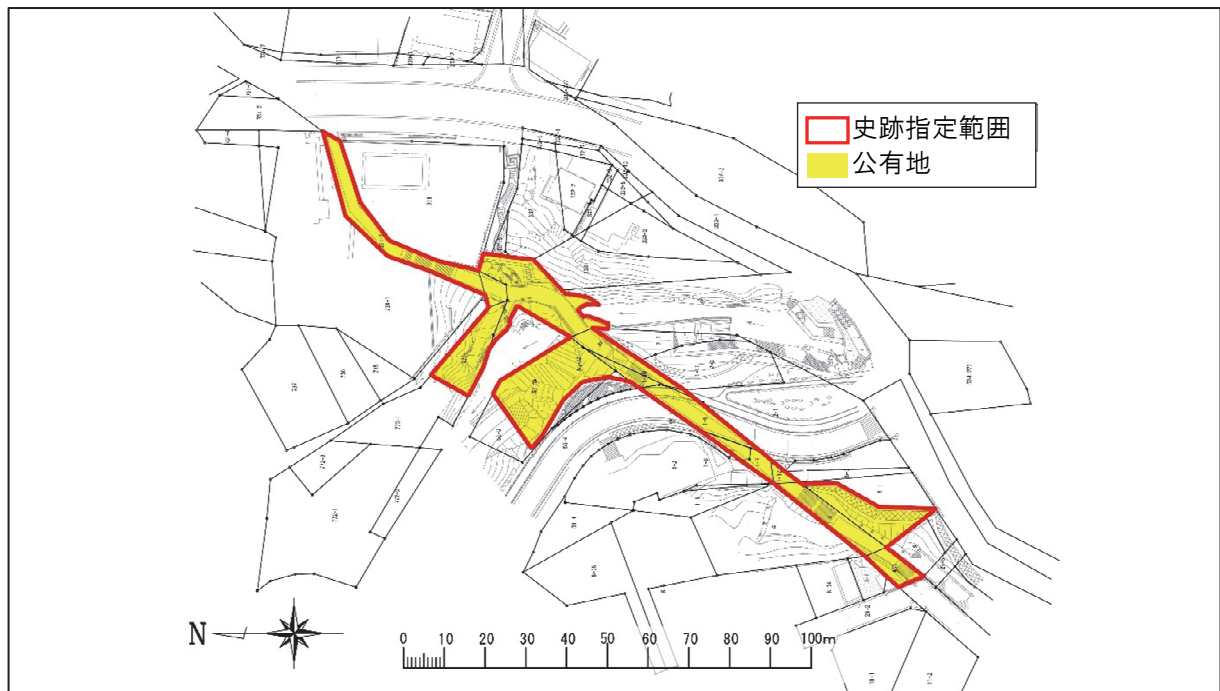
また、当山自治会による除草・清掃も毎年行われている他、近隣の浦添小、前田小、浦添中、浦西中が地域学習に活用している。

6. 指定地の状況

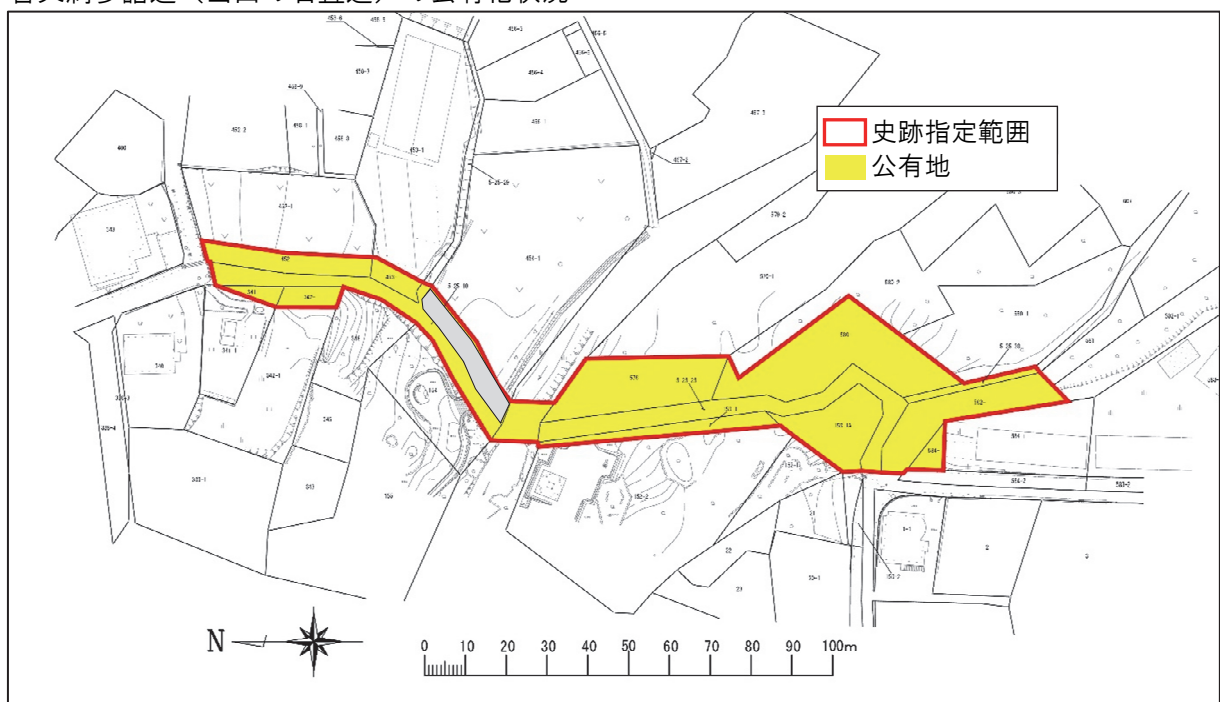
(1) 土地所有や公有化の経緯

史跡指定地は、平成 25 年度より土地の公有化事業を実施している。中頭方西海道（安波茶橋一帯）については、指定面積 1,766.09 m²の全ての公有化が完了している。普天満参詣道（当山の石畳道）については、指定面積 3,629.29 m²のうち、民有地 1 筆(174.24 m²)を除く 3455.02 m²の公有化が完了している。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の公有化状況



普天満参詣道（当山の石畳道）の公有化状況



(2)保存活用の体制

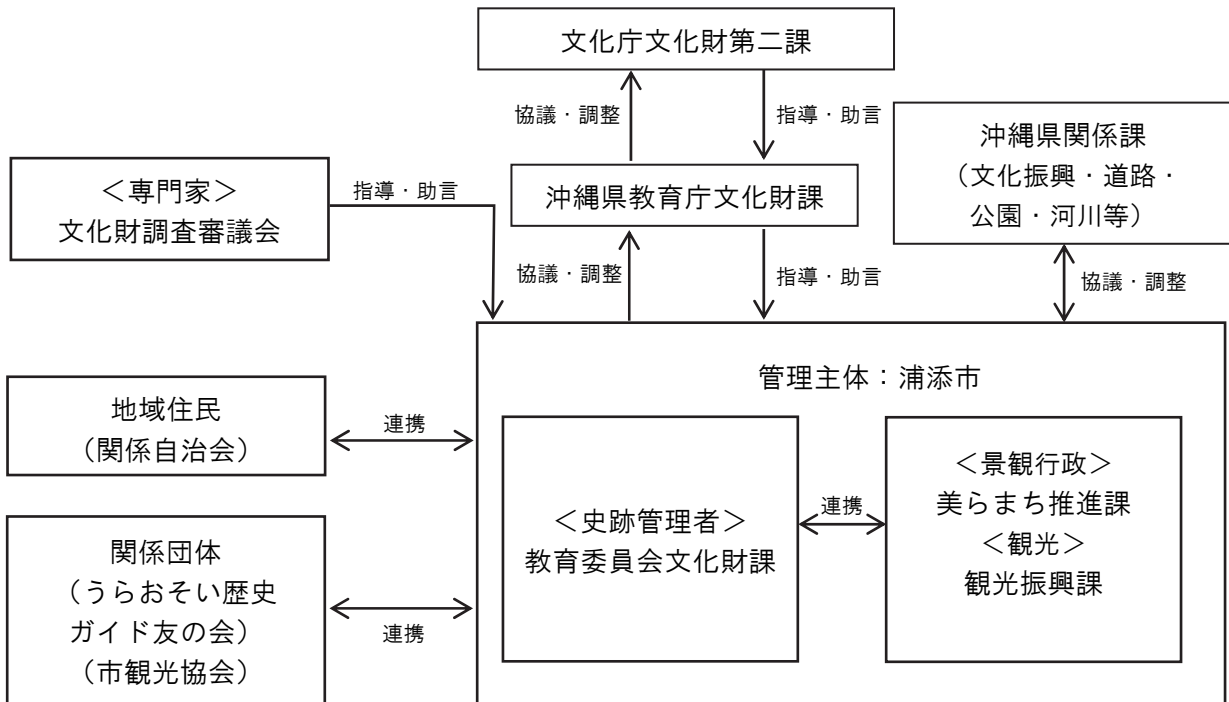
中頭方西海道及び普天満参詣道の文化財保護法に基づく保存管理は、平成25年1月30日付文化財告示第1号により、浦添市が管理団体として指定されており、市教育委員会文化財課が担当している。

発掘調査や整備については、文化財調査審議会の指導・助言を受けながら適切な手法等を検討し、現状変更等にあたっては、沖縄県教育庁文化財課と協議・調整し、文化庁長官の許可を受けた上で実施している。

史跡の清掃等の日常的な維持管理は、文化財課が実施している他、関係する自治会による除草・清掃活動などが行われている。史跡指定地外の周辺環境や景観の保全・形成、歩道等の石畳風舗装整備等については、県や市の各担当部局と連携のもと実施されている。

活用については、NPO法人うらおそい歴史ガイド友の会や市観光振興課、市観光協会と連携し実施している。

中頭方西海道及び普天満参詣道の保存活用の体制



第3章 史跡等の本質的価値

1. 史跡の本質的価値

①琉球王府によって幹線整備された街道

中頭方西海道及び普天満参詣道は、ともに琉球王府が幹線道路として整備した街道である。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）は、15世紀後半以降に首里を起点に浦添・北谷・読谷を通過するために整備された幹線道路（宿道）のひとつであり、王命の伝達や役人の往来、租税や他の物資の運搬などの機能を果たした街道である。一方、普天満参詣道（当山の石畳道）は、浦添間切番所の北側より東に分岐する道筋であり、琉球国王が普天満宮へ向かう参詣道として、さらに宜野湾間切番所を結ぶ宿道として整備された。

②石畳道や橋梁遺構といった石造建造物

指定地である安波茶橋一帯と当山の石畳道には、ともに石畳道や橋梁遺構といった石造建造物が良好に残されており、わが国の交通・土木の歴史を知るうえで貴重である。

安波茶橋は、谷部を流れる小湾川に架かる南北二基の石造アーチ橋であり、その前後に石畳道が連続する。北橋は単芯の円弧で3個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18世紀～19世紀頃に改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、単芯の円弧で7個の琉球石灰岩を連結した橋中央が駝背状に盛り上がる構造である。また、石畳道は琉球石灰岩を用いた幅約3.1メートルの規模だったことが確認されている。当山の石畳道は、牧港川に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に残存する。

③琉球国王に由来する史跡

中頭方西海道及び普天満参詣道は、琉球王国の公的行事に関わる道（くうじみち公事道）として、国王に関連する史跡等が周辺に分布する。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）のうち、首里・浦添間の道筋は、1597年に浦添出身の尚寧王によって石畳道として整備され、安波茶橋においてもその頃に木橋から石橋に改修されたと考えられている。道の整備経緯は「浦添城の前の碑」等に記載され、同碑は浦添城跡内に復元整備されている。また、普天満参詣道（当山の石畳道）は、尚賢王の1644年以降に国王の普天満宮参詣が王府の公事となったため、中頭方西海道（首里・浦添間）とともに琉球王国の公的行事に関わる道（くうじみち公事道）と呼ばれた。安波茶橋の北西には、国王が行幸時に赤い皿で水を飲んだという伝承を持つ赤皿あかざらガー（湧水）が存在する。

④宿道の特徴づけるかつての景観

本市の歴史の道は、いくつか地形の起伏がある箇所を辿るが、なかでも指定地の安波茶橋一体や当山の石畳道は、川底まで下る谷間を横断する険しい道であり、当山の石畳道においては「馬ドゥケーラシ」又は「馬転ばし」と呼ばれる難所がある。その一方で、急峻な地形と谷底の河川を背景として、石畳道、石橋やリュウキュウマツ等で構成される風致景観は琉球

王国時代の宿道の特徴づけるものであり、本史跡の本質的な価値ととらえられる。

2. 構成要素の特定

(1) 構成要素を特定するにあたっての類型

中頭方西海道及び普天満参詣道における本質的な要素とは、街道の成立に関わるもの、街道を形づくっていた遺構、当時の様相を示す琉球王国時代の遺物などが挙げられる。

① 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

中頭方西海道における構成要素（史跡範囲内）

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	中頭方西海道の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【地上遺構】石橋（北橋、南橋）、石畳道（石製側溝含む）、護岸石積、赤皿ガー 【地下遺構】石畳遺構、護岸石積、排水溝、敷石、石列など 【遺物】壺屋焼の碗片など 【景観要素】街道を特徴づける景観（小湾川、緑地や植栽、谷地形）
イ. 本質的価値に関連する要素	中頭方西海道にちなんで後世に付加された要素。アとともに保存管理を行う必要があるもの。	・整備で植栽されたリュウキュウマツ
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	本質的価値の維持管理、あるいは公開・活用のための施設。史跡の本質的な価値との関係性をふまえ、適切な保守、更新等を行う必要があるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・排水施設 ・境界杭 【公開・活用に関わる要素】 ・赤皿ガーに至る斜面 ・歩道（石畳風またはカラーアスファルト舗装、石階段、木製階段・手摺） ・標柱、説明板、誘導サイン ・柵、車止め ・オオイタビ等植物
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	中頭方西海道としての歴史的変遷と直接関係しない要素。史跡への影響を与えないよう撤去や規制・誘導が必要なもの。	・道路（浦添工業高校） ・外来植物

史跡範囲外の周辺地域における関連要素の類別

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	中頭方西海道の本質的価値を表す物証となるもので、追加指定等により、今後、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【景観要素】街道を特徴づける景観（小湾川、谷地形、斜面緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	中頭方西海道との一体的な保全により史跡の本質的価値の発揮に資するもので、今後適切な保全が求められるもの。	・リュウキュウマツの街路樹 ・浦添城跡、浦添ようどれ、浦添城の前の碑（浦添グスクの石畳道復元箇所含む）、龍福寺跡、茶山、浦添番所跡、浦添御殿の墓、七番毛、経塚の碑
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	中頭方西海道の歴史的変遷と直接関係しないが、周辺地域にふさわしい景観形成が求められるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・擁壁 ・護岸 ・排水施設（導水トンネル、側溝） 【公開・活用に関わる要素】 ・散策歩道（石畳風舗装、石階段等） ・標柱、説明板、誘導サイン ・東屋
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	中頭方西海道の歴史的変遷と直接関係しない要素。景観等への影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	・住宅（色など） ・道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む） ・外来植物
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	中頭方西海道の歴史的変遷を裏付ける要素で、史跡範囲及びその周辺地域に物理的に存しないもの。	・首里城、太平橋、古地図、古道ルート

②普天満参詣道(当山の石畳道)

普天満参詣道における構成要素（史跡範囲内）

類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	普天満参詣道の本質的価値を表す物証となるもので、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【地上遺構】石畳道、当山橋、護岸石積 【地下遺構】石畳遺構（南側入口付近の斜面）、根拵え 【遺物】灰釉碗片 【景観要素】街道を特徴づける景観（牧港川、谷地形、琉球石灰岩岩盤、緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	普天満参詣道にちなんで後世に付加された要素。アとともに保存管理を行う必要があるもの。	・（該当なし）
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	本質的価値の維持管理、あるいは公開・活用のための施設。史跡の本質的な価値との関係性をふまえ、適切な保守、更新等を行う必要があるもの。	【保存管理に関わる要素】 ・排水施設（導水管・雨水枡等） ・敷地境界の柵、境界杭 ・法面保護ネット 【公開・活用に関わる要素】

類別	考え方	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 標柱、説明板 ・ 車止め、転落防止柵（手摺）
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	普天満参詣道としての歴史的変遷と直接関係しない要素。史跡への影響を与えないよう撤去や規制・誘導が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、電線 ・ 畑 ・ コンクリート舗装（南側入口付近の斜面） ・ 外来植物

史跡範囲外の周辺地域における関連要素の類別



類別	考え方	内容
ア. 本質的価値を構成する諸要素	普天満参詣道の本質的価値を表す物証となるもので、追加指定等により、今後、厳密な保存管理を行う必要があるもの。	【景観要素】街道を特徴づける景観（牧港川、谷地形、緑地）
イ. 本質的価値に関連する要素	普天満参詣道との一体的な保全により史跡の本質的価値の発揮に資するもので、今後適切な保全が求められるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当山ガー
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	普天満参詣道の歴史的変遷と直接関係しないが、周辺地域にふさわしい景観形成が求められるもの。	<p>【保存管理に関わる要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ー（該当なし） <p>【公開・活用に関わる要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設（石垣、広場・東屋・照明など） ・ 標柱、説明板、誘導サイン ・ 駐車場
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	普天満参詣道の歴史的変遷と直接関係しない要素。景観等の影響を与えないよう規制・誘導が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑（ビニールハウス含む） ・ 住宅（色など） ・ 道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む） ・ 外来植物
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	普天満参詣道の歴史的変遷を裏付ける要素で、史跡範囲及びその周辺地域に物理的に存しないもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天満宮、古地図、古道ルート、宜野湾松並木



(2)構成要素の概要

①中頭方西海道における構成要素

■史跡範囲内


ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域内)

No.	名称	概要
1	石橋（北橋、南橋）	<p>安波茶橋は、小湾川に架かる南北二基の石造アーチであり、それぞれ北橋、南橋とされている。北橋は単芯の円弧で3個の幅の長い琉球石灰岩を連結する構造であり、18～19世紀頃に改修された痕跡が残る。南橋は沖縄戦で破壊されたが、単芯の円弧で幅の狭い7個の琉球石灰岩を連結した、橋中央が駝背状に盛り上がる構造である。平成14～18年に復元整備された。</p> 
2	石畳道	<p>安波茶橋の前後に連続する石畳の道であり、尚寧（1589～1620）の時代に大改修工事が行われ、1597年に竣工したことが「浦添城の前の碑」に記されている。この道路工事により、両側に松並木が続く、幅員9尺の石畳道が整備されたといわれている。平成14～18年に復元整備され隣接する排水溝や敷石も修復された。</p> 
3	護岸石積	<p>平成12年の安波茶橋修復工事の際に、安波茶橋周辺の護岸石積が、河床石張も含めて修復された。</p>


No.	名称	概要
4	赤皿ガー	<p>安波茶橋近くの斜面にある井泉である。国王行幸の際にこの井泉の清水を赤い椀（赤皿）で差し上げた由来がある。規模は小さく、幅約 1.4m で、人工的石積みは見られず、ほとんど自然の状態を残している。</p> 
5	地下遺構	<p>平成 8 年度の発掘調査では石畳、護岸石積、排水溝、敷石、石列等の地下遺構が確認されている。</p> <p>石畳：安波茶橋から経塚方面に追及したところ、石畳道が確認された。これにより、安波茶橋から経塚への石畳道のルートが明らかになった。</p>  <p>護岸石積：赤皿ガー沿いの護岸石積は石積の技法によって上下 2 段に分かれる。また、北橋付近と赤皿ガー付近では石積に若干の違いがあることから、北橋付近は橋の改修工事の際に積まれたものと推察できる。</p> <p>排水溝：北橋の脇から排水溝が確認された。石畳道からの雨水が石橋に流れないように、護岸側へ向けられる。一方、南橋では暗渠排水溝が確認されており、両橋とも排水処理機能が付帯されていたことがわかる。</p> <p>敷石：護岸石積に沿って、スロープのついた敷石が出土している。川へ降りるための取り付け道だったか、あるいは現在の石畳道以前の門だったかなど、どのように使われていたかは不明である。</p> <p>石列：北橋北側の石畳道にほぼ並列して、石列が約 2 メートル確認されている。この石列は、石畳道の路盤となっている小礫混じりの土の下位にあることから、現在の石畳道以前の石畳道の縁石である可能性がある。</p>
6	遺物	<p>発掘調査により、北橋の中込め（石畳直下の土の部分）から壺屋焼の破片が出土した。このことから、18～19 世紀頃に修復工事が行われたと推察される。</p>

No.	名称	概要
7	街道を特徴づける景観	<p>小湾川から展開する谷地と、その谷地に広がる斜面緑地によって、変化に富んだ水辺景観を創出している。</p> 



イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
8	整備で植栽されたリュウキュウマツ	<p>石畳道の復元整備の際にリュウキュウマツが一部復元されている。</p> 


ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
9	赤皿ガーに至る斜面	<p>歩道等は整備されておらず、自然の状態の斜面がそのまま赤皿ガーへのアプローチとなっている。北側隣地及び川縁は崖状の法地で、川縁に簡易的なロープ柵が設置されている。現在は仮設フェンスが設置され、立ち入りができなくなっている。</p> 

No.	名称	概要
10	歩道	<p>石畳風またはカラーアスファルト舗装の歩道・階段、及び木製階段・手摺が史跡内に整備されている。石畳道の景観に配慮した仕様（素材、意匠）となっている。</p> 
11	標柱、説明板、誘導サイン	<p>史跡来訪者のために、中頭方西海道の歴史概説を示す説明板と標柱、誘導サインが設置されている。</p> 
12	柵、車止め、境界杭	<p>柵：石畳道に沿うようにロープ柵が設置されており、危険な場所に利用者が立ち入らないようにしている。</p>  <p>車止め：南側入口に車止めが設置されており、史跡内への車両の進入を防止している。</p>  <p>境界杭：隣地との間に境界杭が設置されている。</p>



No.	名称	概要
13	排水施設	歴史の道整備活用事業により、排水施設が整備されている。 
14	オオイタビ等植物	擁壁など現代的な構造物を覆うようにオオイタビ等が植えられ、景観に配慮されている。 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
15	道路（浦添工業高校）	浦添工業高校へ至る道路が史跡範囲を横断し、沿道にはガードレールも並走している。市道のうち、史跡範囲内はカラーアスファルトが敷設されており、史跡の連続性を保っている。 
16	外来植物	史跡指定範囲内で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や、歴史的景観の阻害等の恐れがある。

■史跡範囲外

ア. 本質的価値を構成する諸要素


No.	名称	概要
17	街道を特徴づける景観	<p>小湾川：河川敷の緑や豊富な水量により、良好な水辺の景観を創出している。</p>  <p>谷地形、斜面緑地：中頭方西海道（安波茶橋一帯）は、小湾川周辺の谷地形がなす斜面緑地に囲まれて所在しており、その斜面緑地と一体となった景観を形成している。</p> 

イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
18	リュウキュウマツの街路樹	<p>周辺散策歩道に沿って、リュウキュウマツの街路樹が史跡指定範囲と一体的に整備されている。</p>
19	尚寧王及び琉球国王に関連する要素	<p>浦添城跡：13世紀末に造られたグスクで、14世紀後半～15世紀前半頃に大きなグスクとなった。第二尚氏第三代の尚真王の長男である尚維衡が住み、それ以降は彼の子孫が屋敷を構えた。</p> <p>浦添ようどれ：13世紀に造られた英祖王の墓といわれており、1620年に尚寧王により改修された。東側の東室に尚寧王とその一族が安置されている。</p> <p>浦添城の前の碑：1597年に、尚寧王が首里から浦添グスクまでの道を整備したときの竣工記念碑である。沖縄戦で破壊されたが、平成11年に復元された。一部、石畳道も復元整備されている。</p> <p>龍福寺跡：英祖王の時代に創建された琉球最初の寺院といわれるが、詳細は不明。禅鑑なる僧侶が琉球に漂着し、浦添グスクの西に寺院を建立して極楽寺と名付けたという。尚円王代には火災にあい龍福寺と改め現在の浦添中学校の運動場に移ってきた。1609年薩摩侵入事件で灰燼と化すも、尚寧王によって再建されたといわれている。</p> <p>茶山：首里王府が1733年に茶種、杉檜などを植栽して茶園をつくったことに由来する地名。戦前までは、「茶山御殿」と呼ばれた尚家（王家）の別邸があり、浦添グスクやようどれ、龍福寺に参拝する尚家一</p>



No.	名称	概要
		<p>族が休憩したと伝わる。</p> <p>浦添番所跡：浦添番所の設置は、いつかはっきりしないが、1611年頃と考えられている。尚巴志王（1422年～1439年）の時代に「駅」の名称で番所の前進がつけられたと伝えられる。国王の普天満参詣の際には休憩所に利用されたと言われている。</p> <p>浦添御殿の墓：第二尚氏14代国王尚穆の第二子尚図を祖として浦添間切総地頭をつとめた浦添家の墓。18世紀頃の造営と推定され、市内でも最大級の亀甲墓である。</p> <p><small>しちばんもー</small> 七番毛：北の坂の頂上付近にある広場で、かつて国王が普天満参詣に向かう際に休憩場所としていたと伝わる。</p>
20	経塚の碑	昔、ここに巣くう妖怪が道行く人をたぶらかしていたといわれている。経塚の地名の由来にもなっている。

ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素


No.	名称	概要
21	擁壁	<p>史跡範囲北側隣地の集合住宅及び、浦添工業高校へ至る道路それぞれの擁壁が、史跡範囲内から認識できる。</p> 
22	護岸	<p>小湾川護岸のうち、指定範囲内から確認できる部分については石積で整備されており、景観上の一体感を創出している。</p> 

No.	名称	概要
23	排水施設	<p>小湾川増水時の水流により、安波茶橋が受ける衝撃を緩和させるため、安波茶橋上流に導水トンネルがバイパス施設として整備されている。</p> 
24	散策歩道	<p>カラーアスファルトや石畳舗装による周辺散策歩道が整備されている。</p>  
25	標柱、説明板、誘導サイン	<p>歴史の道各所に標柱、説明板、誘導サイン等が設置されている。</p>  
26	東屋	<p>散策歩道とあわせて利用できる東屋が付近に整備されている。石畳道の景観に配慮した赤瓦の意匠となっている。</p>  

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
27	住宅（色など）	史跡範囲の隣地に中高層の集合住宅が建設されており、史跡範囲内からもその存在が認識できる。 
28	道路（歩道、ガードレール、手摺、電柱、信号機、街路樹等含む）	浦添工業高校へ至る道路が史跡範囲を横断し、沿道にはガードレールも並走している。 
29	外来植物	史跡指定範囲周辺で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や、歴史的景観の阻害等の恐れがある。



オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素



No.	名称	概要
30	首里城、太平橋、古地図、古道ルート	人々や文物の交流を担ってきた中頭方西海道の起点となる首里城、尚寧王が首里から浦添グスクに至る道を整備した際、木製橋から石橋に改められた太平橋、かつての道筋を示した古地図・古道ルートは、史跡の価値のバックボーンとなる要素である。  

② 普天満参詣道における構成要素

■ 史跡範囲内

ア. 本質的価値を構成する諸要素(史跡指定区域内)


No.	名称	概要
1	石畳道	<p>牧港川に架かる当山橋を挟んで、幅約3メートルの石畳が良好に現存している。正確な整備年代は明らかではないが、1644年以降、国王の普天満宮参詣が毎年の王府の公事となったことや、1671年に宜野湾間切が新設されたことなどにより、参詣道として整備されたと考えられている。</p> 
2	当山橋	<p>石造アーチ橋で、橋脚は自然の岩石を利用しながら立ち上がり、僅かに勾配がついた切石積みである。大正初期までは木橋であったが、石橋に造り換えられ、昭和に補修されている。</p> 
3	護岸石積	<p>当山橋付近の護岸は石積によってなされている。</p> 

No.	名称	概要
4	地下遺構	<p>南側入口付近の斜面：当山の石畳道は、勾配が急なため、「馬転ばし」または「馬ドウケーラシ」と呼ばれる難所であったがその中でも南側入口付近はひと際勾配が急である。現在は耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されているが、舗装下には石畳遺構が確認されている。</p>  <p>根拵え：石畳下には根拵えの土（3層）が、版築は行われずに20cmの厚さで盛られていることが、発掘調査から確認されている。</p>
5	遺物	<p>縁石下より、底部から口縁へ立ち上がりやや内湾する灰釉碗片が出土した。この形式は、灰釉碗の編年で17世紀後半から18世紀前半に位置づけられ、当山の石畳道が宜野湾間切創設後しばらくして築造されたとする従来の説に合致する。</p>
6	街道を特徴づける景観	<p>牧港川から展開する谷地と、その谷地に広がる緑地空間、さらに沿道に露出した琉球石灰岩の岩盤が景観上の特徴となっている。</p> 

ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
7	排水施設（導水管、雨水枡等）	<p>当山の石畳道に沿って導水管、雨水枡が設置されており、当山橋の下流で牧港川に排水される経路となっている。</p> 

No.	名称	概要
8	標柱、説明板	<p>来訪者のために、普天満参詣道の概要を示す説明板と標柱が設置されている。旧名称の「普天間街道」と表記している標柱がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
9	車止め、転落防止柵（手摺）	<p>車止め：北側入口、南側入口ともに、車止めが設置されており、史跡内への車両の進入を防止している。</p>  <p>転落防止柵（手摺）：南側入口付近は急勾配で、一部崖状になっていることから、転落防止柵が設けられている。</p> 
10	敷地境界の柵、境界杭	<p>敷地境界の柵：畑と隣接している部分には、隣地境界付近に簡易的な柵が設置されている。</p>  <p>境界杭：隣地の畑との間に境界杭が設置されている。</p> 

No.	名称	概要
11	法面保護ネット	岩盤がオーバーハングした箇所には危険防止のため、法面保護ネットが設置されている。 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要
12	電柱、電線	史跡内の現代構築物として電柱、電線が設置されている。 
13	畑	史跡範囲内の一部が隣地と事実上同一利用され、現況では畑となっている。 
14	コンクリート舗装（南側入口付近の斜面）	地下に石畳遺構が確認されているが、耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されている。 
15	外来植物	史跡南側入口付近及び当山橋付近で、毒性のある外来植物である「エンゼルトランペット」が自生している。

■史跡範囲外

ア. 本質的価値を構成する諸要素

No.	名称	概要
16	街道を特徴づける景観	<p>牧港川：当山橋周辺の水辺景観の形成を担っている一方、増水時には橋を被るほどの流量となる。</p>   <p>谷地形、緑地：史跡範囲を取り囲むような斜面緑地が、本地域の景観を形成する要素となっている。</p> 



イ. 本質的価値に関連する要素

No.	名称	概要
17	当山ガー	当山の石畳道の南側には小規模ながら石積が美しく整った当山ガーがある。


ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素

No.	名称	概要
18	公園施設・説明板	<p>当山の石畳道と隣接した公園施設があり、施設は広場、東屋、石垣、サイン、照明等の要素で構成されている。広場には石畳が敷設され、東屋は赤瓦の意匠となっており、石垣とあわせて当山の石畳道に馴染んだ景観となっている。また、公園利用者のためのサインと、現代構築物の照明は、史跡範囲内からも確認できる。</p> 
19	標柱、説明板、誘導サイン	<p>史跡南側入口付近に標柱が設置されている。また、御待毛など歴史の道各所に標柱、説明板、誘導サイン等が設置されている。</p> 
20	駐車場	<p>一般車両がおよそ 4 台駐車できるスペースである。</p> 

エ. 本質的価値に直接関係しない要素

No.	名称	概要	
21	畑（ビニールハウス含む）	史跡範囲の隣地に畑として利用されている土地があるが、用途地域は第一種低層住居専用地域であるため、将来的には住宅等が建築される可能性がある。その場合、史跡範囲内から建築物が確認できる状態になると推察される。	
22	住宅（色など）、道路	史跡範囲内から隣接する住宅地や低層住宅等また、一般道の存在が認識できる。	
23	外来植物	史跡指定範囲周辺で外来植物の存在が判明した場合、在来種との競合や、歴史的景観の阻害等の恐れがある。	

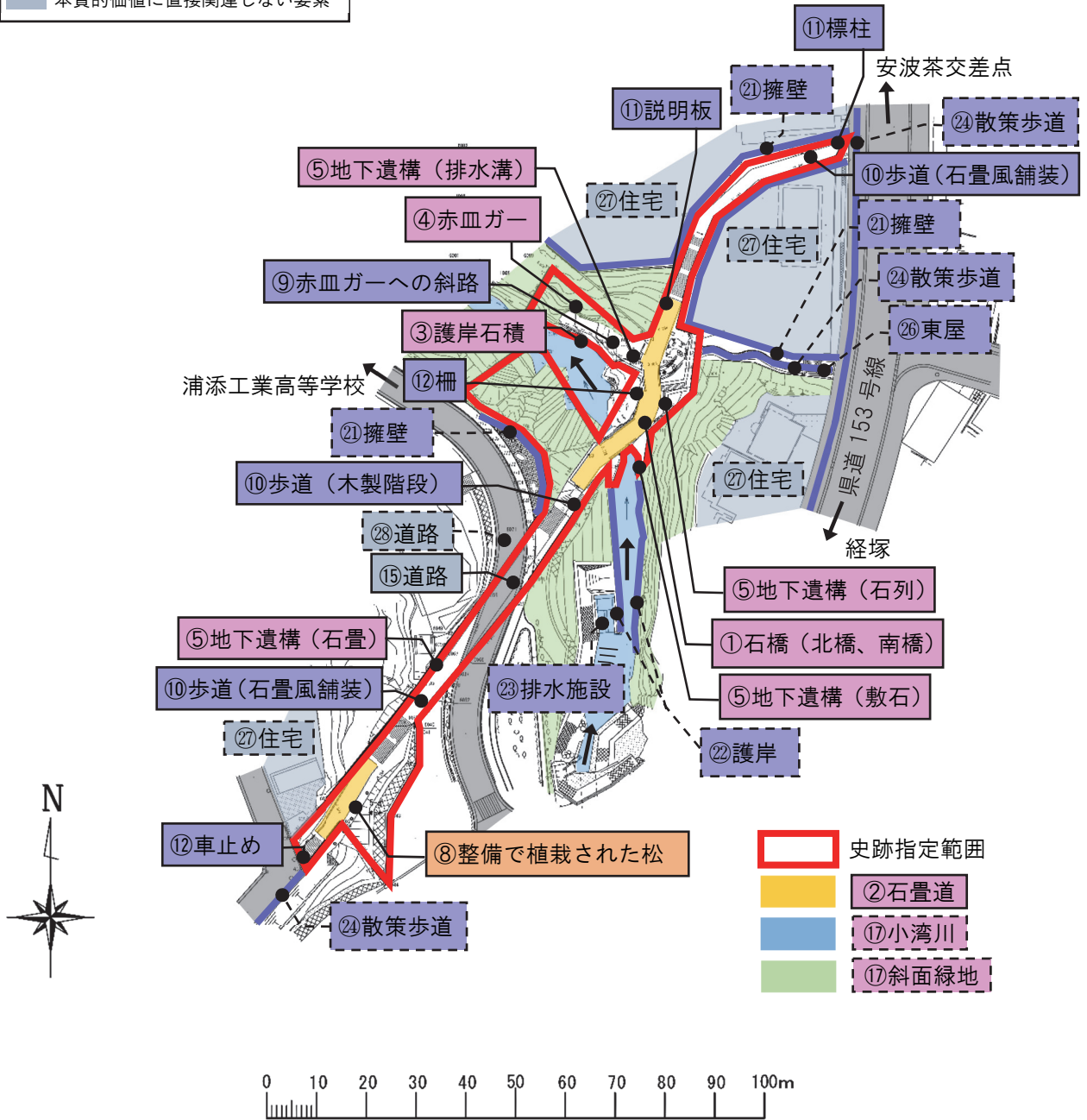
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素

No.	名称	概要	
24	普天満宮、古地図、古道ルート、宜野湾松並木	毎年の王府の公事として国王が参詣したとされる普天満宮や、かつての道筋を示した古地図・古道ルート、さらに本計画範囲と一体的な街道景観を創出していたとされる宜野湾松並木は、史跡の価値のバックボーンとなる要素である。	

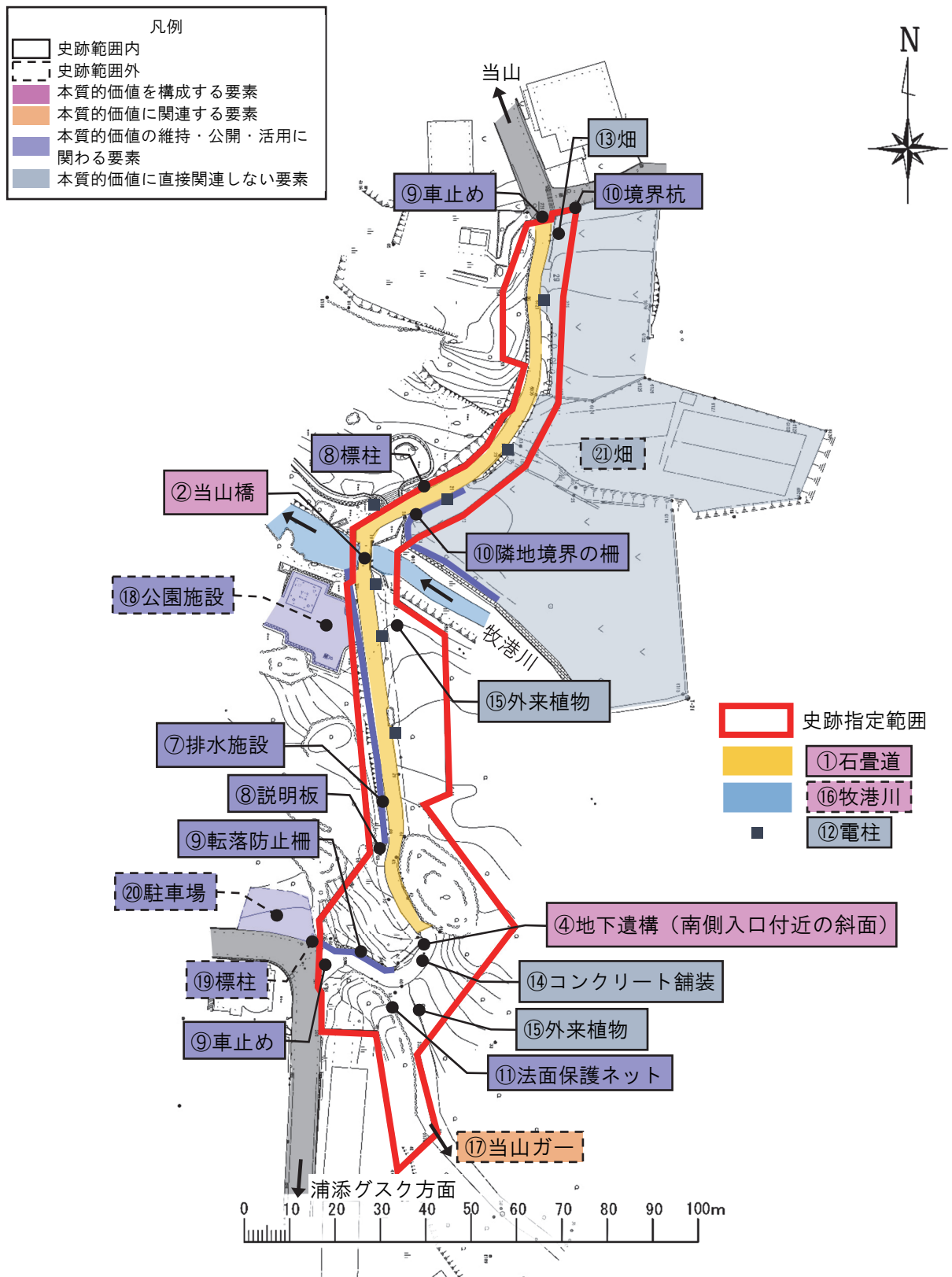
出典：沖縄県歴史の道調査報告書Ⅱ

中頭方西海道の構成要素位置図

凡例	
	史跡範囲内
	史跡範囲外
	本質的価値を構成する要素
	本質的価値に関連する要素
	本質的価値の維持・公開・活用に 関わる要素
	本質的価値に直接関連しない要素



普天満参詣道（当山の石畳道）の構成要素位置図



第4章 保存活用にあたっての課題

1. 中頭方西海道

(1) 史跡の保存・管理の課題

① 土地の公有化

- 史跡指定地は、平成 25 年度より土地の公有化事業を実施している。中頭方西海道(安波茶橋一帯)については、指定面積 1,766.09 m²の全ての公有化が完了している。

② 史跡そのものの保存

- 安波茶橋一帯の整備は完了しているが、史跡内にある井泉・赤皿ガーは未整備であり、石畳道から分岐し赤皿ガーに至る動線の整備や隣接する斜面地の崩落防止対策などが必要である。なお、赤皿ガーは、国王行幸の際に赤い皿でその清水を差上げた由来のある井泉である。本質的価値を構成する要素のひとつとして、安波茶橋と一体的に整備する必要がある。



赤皿ガーの現況



赤皿ガーへの動線および斜面地の現況

③ 周辺環境、防災

- 増水時に安波茶橋が受ける衝撃を緩和させるため、導水トンネルがバイパス施設として整備されているが、ゴミなどがトンネル入口に付着し、流れをせき止めることがあるため、日常的な管理が必要である。
- 安波茶橋上流には大雨の際に転がってきた土砂が堆積し、なかには大型の石もみられる。河川管理者と連携し、今後も引き続き対策を図る必要がある。
- 安波茶橋一帯の一部が、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域(急傾斜地)に指定されており、沖縄県の調査でも急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所となっている。関係機関と連携し、対応を図る必要がある。



導水トンネル入口



安波茶橋（導水トンネル）上流に堆積する土砂、石

④調査研究

- 歴史の道の整備に伴い発掘調査は適宜実施されているが、自然環境にかかる調査は行われていない。今後、赤皿ガー周辺の整備が予定されていることから、植生・動植物相調査などの自然調査を行う必要がある。

(2)活用における課題

- 中頭方西海道は、浦添城跡と首里城を結び、周辺史跡を連環させる歴史の道として、歴史ガイドによる史跡巡り、市ウォーキング大会、リーフレットの発行など、活用や情報発信が進められている。また、安波茶橋周辺は、市街地にあつて良好な歴史的景観を残していることから、写真撮影スポットとして認知されつつある。モノレールの開通に伴い、観光利用も多くなることから、歴史の道としての歴史的景観を効果的に高めるとともに、内外にその価値や魅力をアピールする必要がある。

(3)公開・活用のために行う整備の課題

①公開・活用のための整備

- 史跡の標柱、説明板が立てられているが、仮設サインも置かれており、今後、乱立しないよう注意し、必要に応じて段階的に取りまとめて行く必要がある。



設置時期の異なる誘導サインと標柱



史跡の説明板と注意喚起の仮設サイン

- 現代においては、歴史の道の大部分がアスファルト敷きの生活道路となっており、一般道と判別し難い。歴史の道全体としての活用を促進させるためには、歴史の道であることを感じさせる連続性を確保し、一般道との差別化を図る必要がある。
- 前述の歴史の道としての連続性を確保するため、既存の計画に基づき、石畳ルート舗装整備が実施されている。また、琉球王国時代の幹線道路にリュウキュウマツが植樹されたことから、街路樹にリュウキュウマツを積極的に使用するといった、本質的価値の関連要素による差別化も有効である。未整備箇所については、今後も引き続き関係部局へ働きかけを行ってゆく必要がある。



石畳ルート舗装整備状況（経塚）

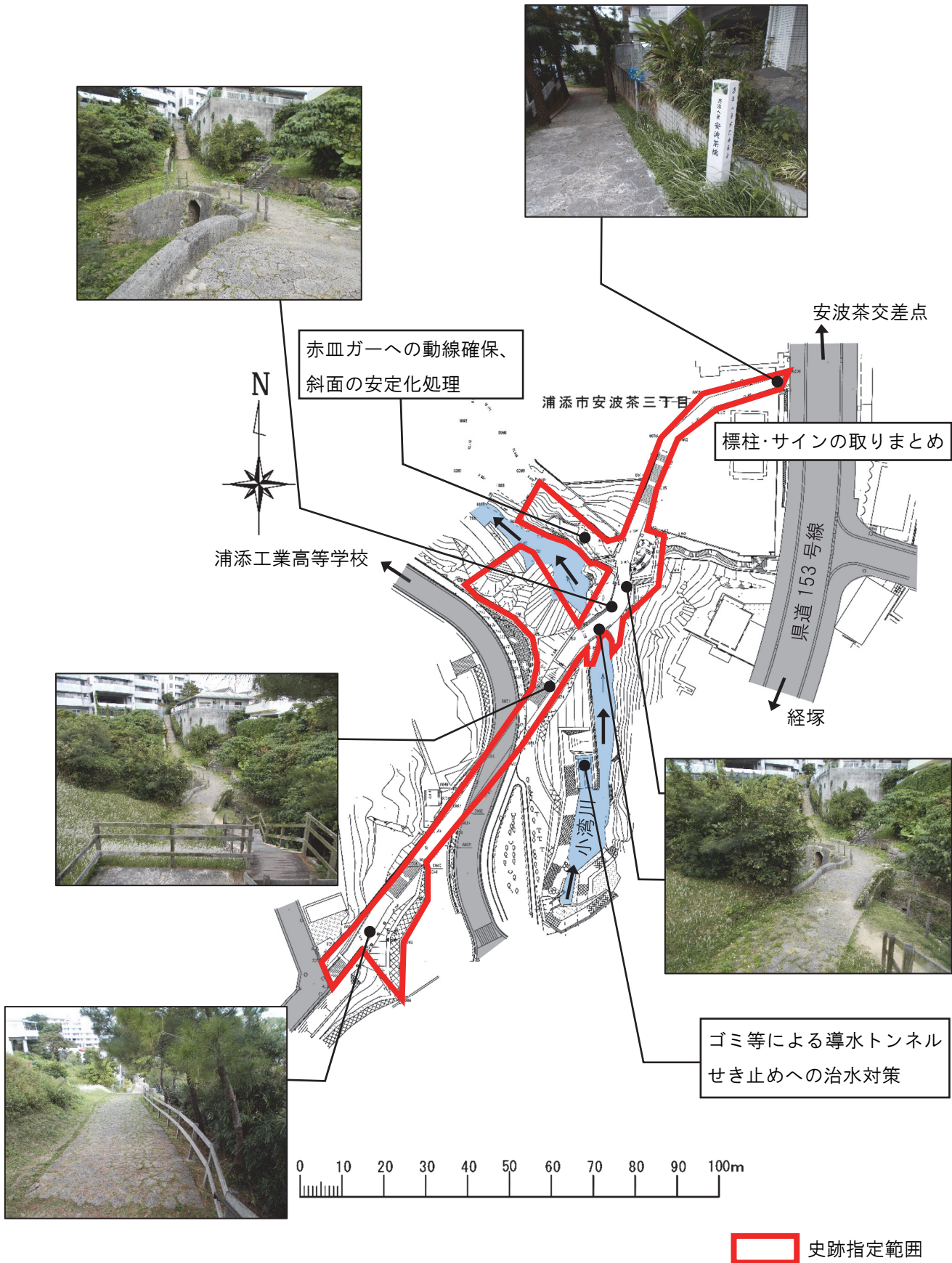


中頭方西海道と普天満参詣道の分岐点
（御待毛跡）

（4）その他の課題

- 史跡の維持管理や整備は、市文化財課が中心に担っており、活用は市当局や観光協会、自治会、うらおそい歴史ガイド友の会など多くの個人・団体が担っている。また、史跡周辺は大部分が市街地であり、公園、道路、河川などが立地するため、周辺環境を含めた保全を図るためには、前述の様々な関係部局、地域との連携が必要となる。
- 歴史の道と交差する県道 38 号線（浦添西原線）は、市のシンボルロード（景観重要公共施設）であることから、これらの取組みと連携した保存、活用、整備への取組みが必要である。
- 道としての性格上、史跡範囲は市の南北を縦走し、広域にわたる。そのため、多くの市民にとって、身近な史跡として認知され、日常的に活用される可能性を有している。今後、都市計画において策定される市の各種計画に確実に組み入れ、存在感を高めていく必要がある。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の現況と課題



2. 普天満参詣道

(1) 史跡の保存・管理の課題

① 土地の公有化

- 史跡の将来にわたる保存と管理を図るため、史跡指定地内を公有化する必要がある。平成25年度より国庫補助を受け、公有化がほぼ完了しており、残り1筆の取得に努める。

② 史跡そのものの保存

- 歴史の道としての往時の景観形成を図るため、文献資料等に基づき、沿道にリュウキュウマツを整備し、歴史的風致景観の向上を図る必要がある。
- 当山の石畳道は馬も転げ落ちる(坂)という意味の「馬転ばし」または「馬ドゥケーラシ」と呼ばれる難所であったが、ひと際勾配が急な南側入口付近は、急勾配・急カーブが特徴のある地形となっている。現在は耕作地への通行のため、コンクリート舗装が施されているが、舗装下には石畳遺構が確認されていることから、これらの石畳の復元整備を行う必要がある。また、整備にあたっては、新たな乗り入れ道路などを検討する必要がある。
- 当山の石畳道に沿って設置されている雨水枡(グレーチング)からの雨水の吹き出しによって、縁石下の土部分が洗掘されており、対応を図る必要がある。



石畳道と排水施設の状況



石畳上に舗装されたコンクリート
(南側入口付近の斜面)

③ 周辺環境、防災

- 史跡内の現代構築物として電柱と雨水枡があり、歴史的景観を損ねている。移設や地中埋設化、周辺に溶け込ませるなどの検討が必要である。

- 牧港川の増水時に当山橋への越流が起こっている。石橋や石畳道といった史跡そのものの損壊にもつながる恐れがあることから、中頭方西海道(安波茶橋周辺)と同様な導水トンネルの設置など、抜本的な対策が求められる。今後、牧港川の流量調査を行い、河川管理者と協議し、連携した対応を図る必要がある。



牧港川の状況（増水時は当山橋への越流）



当山橋下流の状況

④調査研究

- 歴史の道の整備に伴い発掘調査は適宜実施されているが、自然環境にかかる調査は行われていない。計画地は市内でもまとまった自然環境を有することから、植生・動植物相調査などの自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う必要がある。

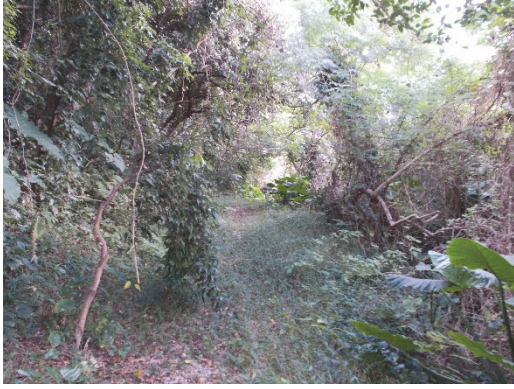
(2)活用における課題

- 当山の石畳道は、浦添大公園内に隣接し、当地より浦添城跡の城壁も確認できるが、城跡を含む広大な公園との一体利用の促進も図る必要がある。そのため、浦添大公園内の文化財や各拠点間の周遊ルートの検討も必要である。
- 当山の石畳道は、市街地にあって良好な歴史的景観を残していることから、写真撮影スポットとして認知されつつある。モノレールの開通に伴い、観光利用も多くなることから、歴史の道としての歴史的景観を効果的に高めるとともに、内外にその価値や魅力をアピールする必要がある。

(3)公開・活用のために行う整備の課題

①公開・活用のための整備

- 当山の石畳道の南側には、小規模ながら石積み美しく整った当山ガーがあり、歴史の道と連携させた活用を図る必要がある。
- 史跡の標柱、説明板が立てられているが、古い名称の「普天間街道」などの表記が見られるため、取り替える。また、仮設サインも置かれており、今後、乱立しないよう段階的に取りまとめる必要がある。



当山ガーへの道筋の現況



設置時期の異なる標柱

- 現代においては、歴史の道の大部分がアスファルト敷きの生活道路となっており、歴史の道全体としての活用を促進させるためには、史跡指定地外においても、歴史の道としての連続性の確保(石畳ルート舗装・カラーアスファルト敷設、誘導サイン・看板設置等)を図る必要がある。



当山の石畳道より当山集落への道筋の状況
(普天満参詣道)



石畳ルート舗装整備状況(経塚)

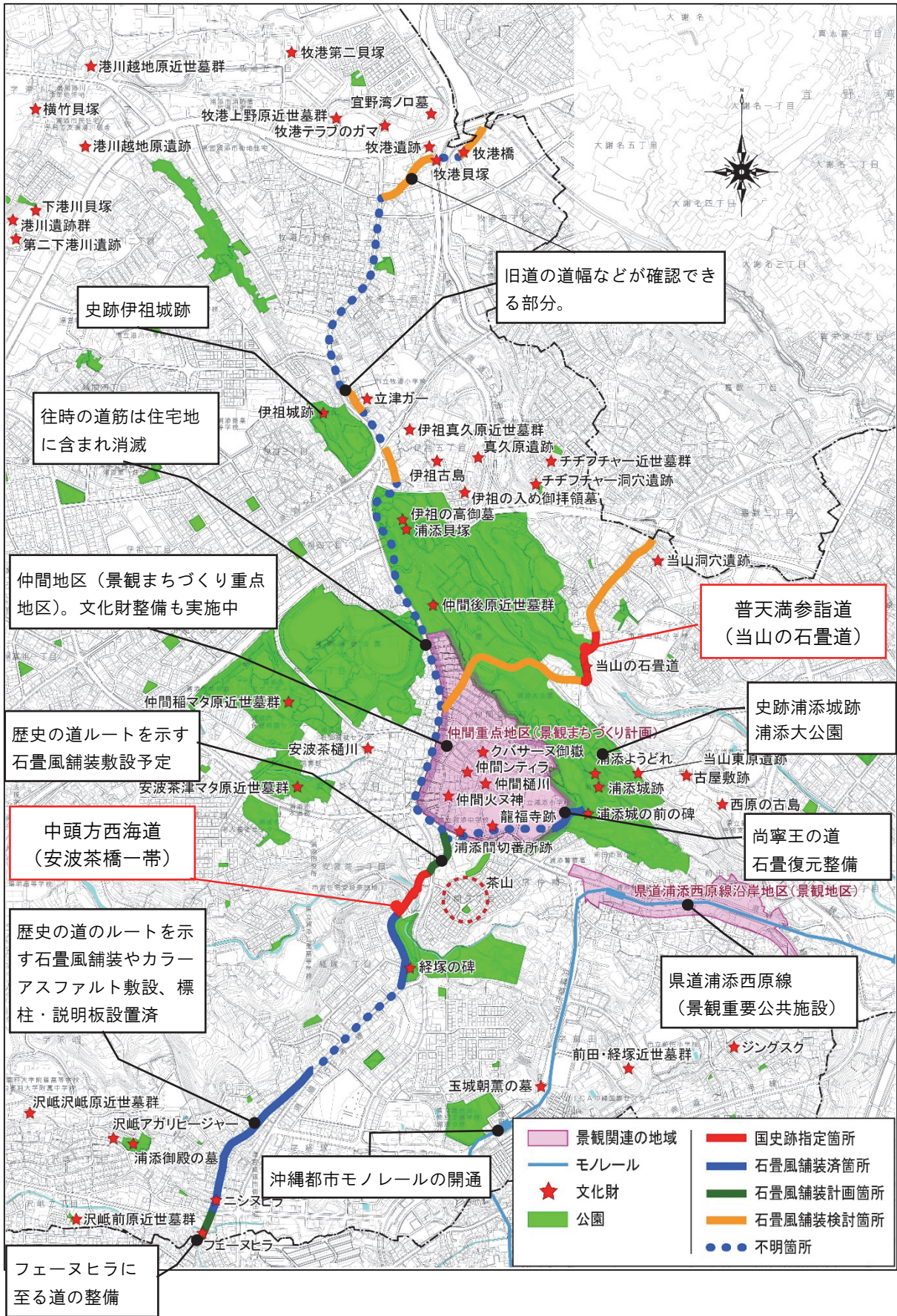
(4)その他の課題

- 史跡の維持管理や整備は、市文化財課が中心に担っており、活用は市当局や観光協会、自治会、うらおそい歴史ガイド友の会など多くの個人・団体が担っている。史跡周辺は大部分が市街地であり、公園、道路、河川などが立地するため、周辺環境を含めた保全を図るためには、前述の様々な関係部局、地域との連携が必要となる。

普天満参詣道（当山の石畳道）の現況と課題



「中頭方西海道及び普天満参詣道」及び歴史の道の整備状況



第5章 大綱・基本方針

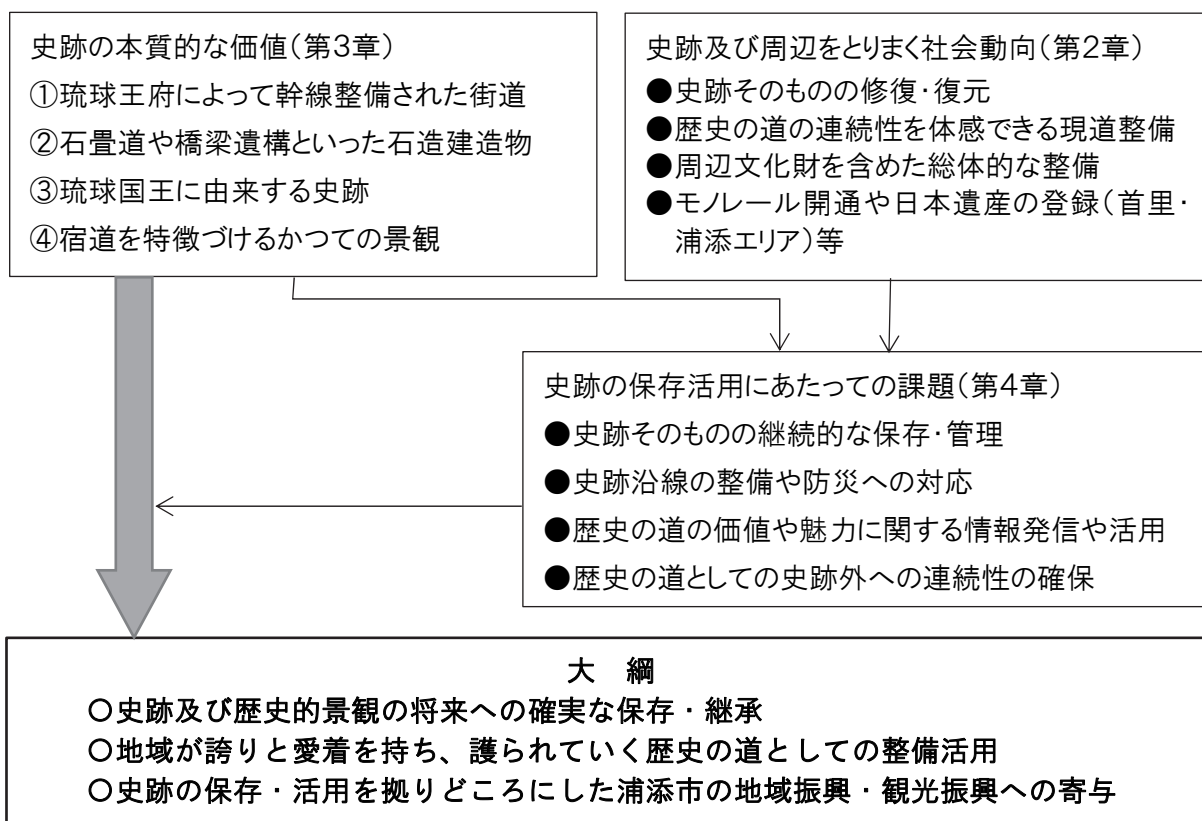
1. 大綱

ここでは、第3章で明らかにした史跡の本質的価値や史跡を取り巻く社会的環境を踏まえ、史跡等の保存活用のための大綱を設定し、その実現のための基本方針を定める。

中頭方西海道及び普天満参詣道は、浦添市に所在する貴重な文化財として、これまで調査や修復及び復元整備を行い、史跡としての保存管理を行ってきた。その後、浦添市では、史跡のみならず、歴史の道の連続性の創出や周辺文化財との連携を図るため、史跡範囲外の宿道ルート（一般道）の修景整備、玉城朝薫の墓や浦添御殿の墓、仲間の拝所群などの周辺文化財の調査・整備へと発展させてきた経緯がある。

歴史の道の整備が一定程度完了し、活用も行われている現段階においては、歴史の道の風致景観を確実に保存し、維持向上させるとともに、更なる活用を進める必要がある。その上で、琉球王国時代の街道についての歴史的背景の理解を深めるとともに、その時代を追体験することができるような活用や風致景観を市民とともに継承することが求められる。令和元年にはかつての歴史の道を踏襲するように首里～浦添を結ぶモノレールが開通し、同年、那覇市（首里）・浦添市の文化財群が、文化庁の日本遺産に認定されるなど、一体的な認知が進む中、これらの結節点となる中頭方西海道及び普天満参詣道は今後、観光振興、地域活性化の拠りどころとなることが期待される。

上記の経緯を踏まえ、中頭方西海道及び普天満参詣道を、市民とともに将来に継承するため、史跡及び史跡周辺の文化財を含めた総体的な魅力の発信、地域振興、観光振興への寄与を加味し、保存活用計画の大綱として設定する。



2. 基本方針

(1)保存(保存管理)

①本質的価値を構成する要素及び関連する要素を着実に保存する

史跡における道としての現在の利用形態を維持しつつ、石畳道や石橋といった構成要素や、緑地や樹木、歩道等の関連する要素の適切な維持管理を行うとともに、河川環境や風致景観の改善を図る。

②本質的価値を把握するための調査研究を進める

史跡の本質的価値を把握するため、発掘調査などの調査研究を継続的に行う。また、史跡の本質的価値のひとつであるかつての街道の景観を回復するため、琉球王国時代の景観に関する調査研究をはじめ、現況の自然環境の調査等を行う。

③史跡周辺を含めた広域保存を原則とする

史跡の本質的価値を構成する要素（石畳道や石橋）と関連要素（河川）とが一体となった風致景観に視覚的影響を及ぼす周辺地域について、道路や河川事業をはじめ、景観の規制・誘導に関わる関連部局と緊密に連携して保全措置を講じる。

(2)公開・活用

①歴史の道に関する情報発信

史跡の保存をふまえた適切な公開・活用により、市民並びに県内外の人々への、史跡への理解や愛着の醸成・向上に資する情報発信に努める。

②歴史の道としての連続性を体感する活用

中頭方西海道及び普天満参詣道の全体像を把握し、王国時代の追体験を図れるような、史跡と史跡範囲外を含めた、歴史の道全体としての活用を促進する。また、関係機関との連携し、道の連続性を確保するような整備を促進する。

③史跡及び周辺文化財を含めた総体的な魅力の発信

浦添市の歴史の奥行きを体感するため、史跡及び周辺地域に分布する指定文化財を含めた総体的な魅力の発信に努め、市内を周遊できるような活用を促進する。またその周遊を支援できるような文化財及び周辺の整備を促進する。さらに、史跡及び周辺地域を活用する多面的な取り組みをとおして、地域の歴史や文化を継承する人材の育成に寄与する。

(3)整備

①歴史の道にふさわしい環境の形成に配慮した整備

本質的価値の構成要素の存続に必要な整備、史跡及び周辺環境の一体的な保存・活用に資するため、石畳道をはじめ周辺斜面・緑地、河川などの適切な維持・改善を図る整備を関係機関とともに進める。また本質的価値に負の影響を与える諸要素の改善を図る。

②史跡の本質的価値の理解や公開・活用のための整備

史跡の本質的価値を理解するために必要な情報提供、統一的なサイン計画並びに公開・活用を促進するため、利用しやすい施設等の整備を周辺地域と連携して取組む。

(4)運営・体制

史跡の適切な保存・活用を推進していくため、周辺を含めた所有者や管理者間の保存・活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制を構築する。

3. 地区設定

本計画においては、史跡範囲とその周辺を対象として、保存管理のための計画対象範囲（保存管理地区）、公開・活用のための計画対象範囲（公開・活用地区）をそれぞれ設定する。特に保存管理地区においては、史跡及び周辺環境を保全する観点から、重点的に取り組むべきゾーン（重点保全ゾーン）を設定する。

地区設定の考え方

地区設定	概要
保存管理地区	史跡指定範囲と史跡の本質的価値となる沿線一帯を「保存管理」の対象とする。地区設定にあたっては、第2章で評価を行った、道を移動するときの景観（シークエンス）の確保をふまえて行う。
重点保全ゾーン	保存管理地区のうち、景観に影響を及ぼす変更が今後起こる可能性のある部分については、特に重点的に環境の保全や修景の促進について取り組むべきゾーンとして設定する。
公開・活用地区	歴史の道としての連続性や周辺の文化財とのネットワークも重視する必要があるため、広域連携の視点で、歴史の道全域を公開・活用地区とする。

①保存管理地区

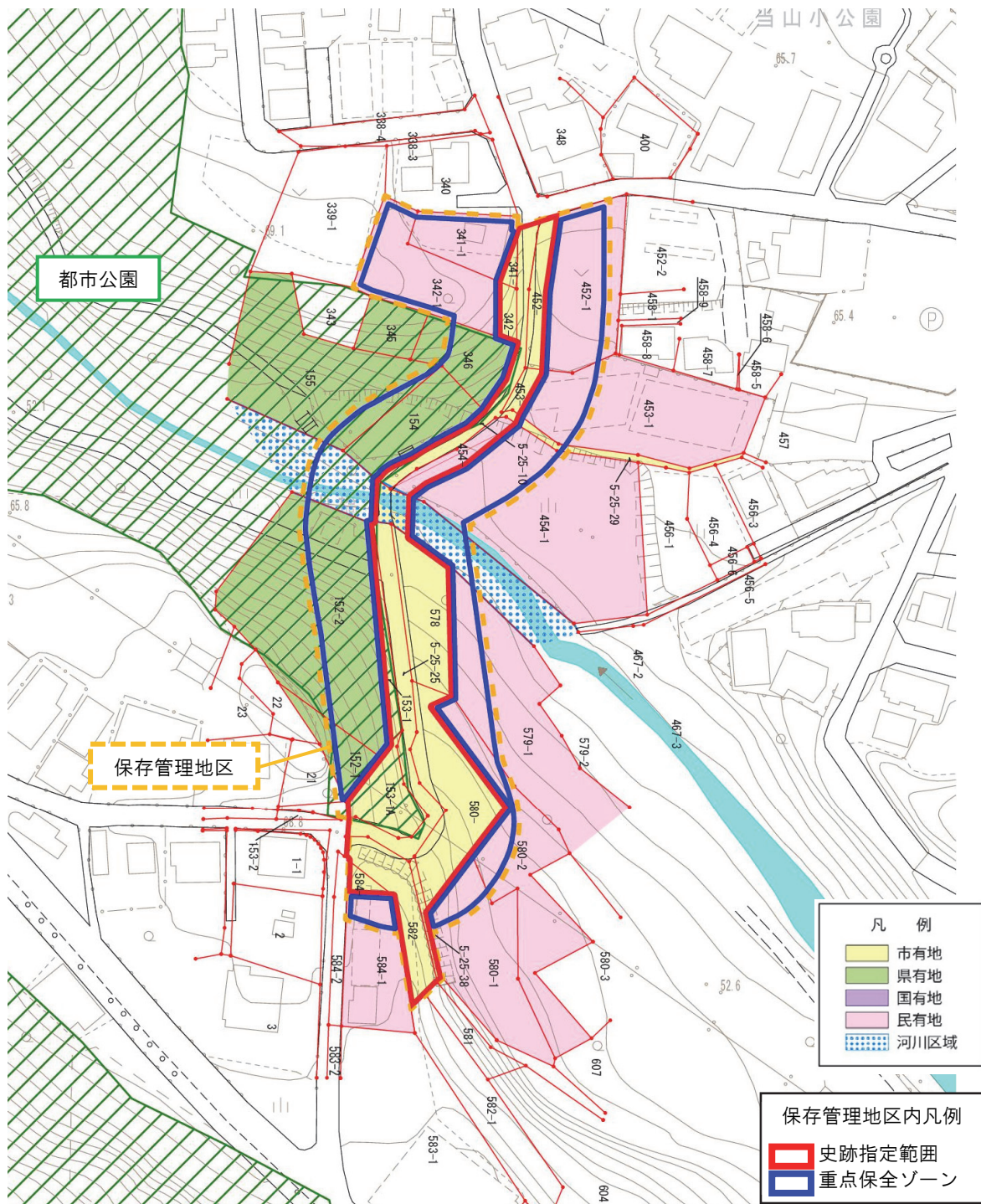
ア. 中頭方西海道(安波茶橋一帯)

- 原則として史跡範囲内の道路敷部分から 20m を保存管理地区とする。
- 安波茶橋より小湾川上流の範囲は斜面緑地となっているため、地形に合わせた保存管理地区とする。
- 安波茶橋より小湾川下流の範囲は畑であるが、宅地開発の可能性を加味し、保存管理地区とする。
- 将来的な景観保全のため、中高層集合住宅が林立している史跡北側入口付近は、一帯を保存管理地区とする。またそのうち、小湾川及び斜面緑地一帯においては、「重点保全ゾーン」とし、水辺環境の維持や修景等に取り組む。

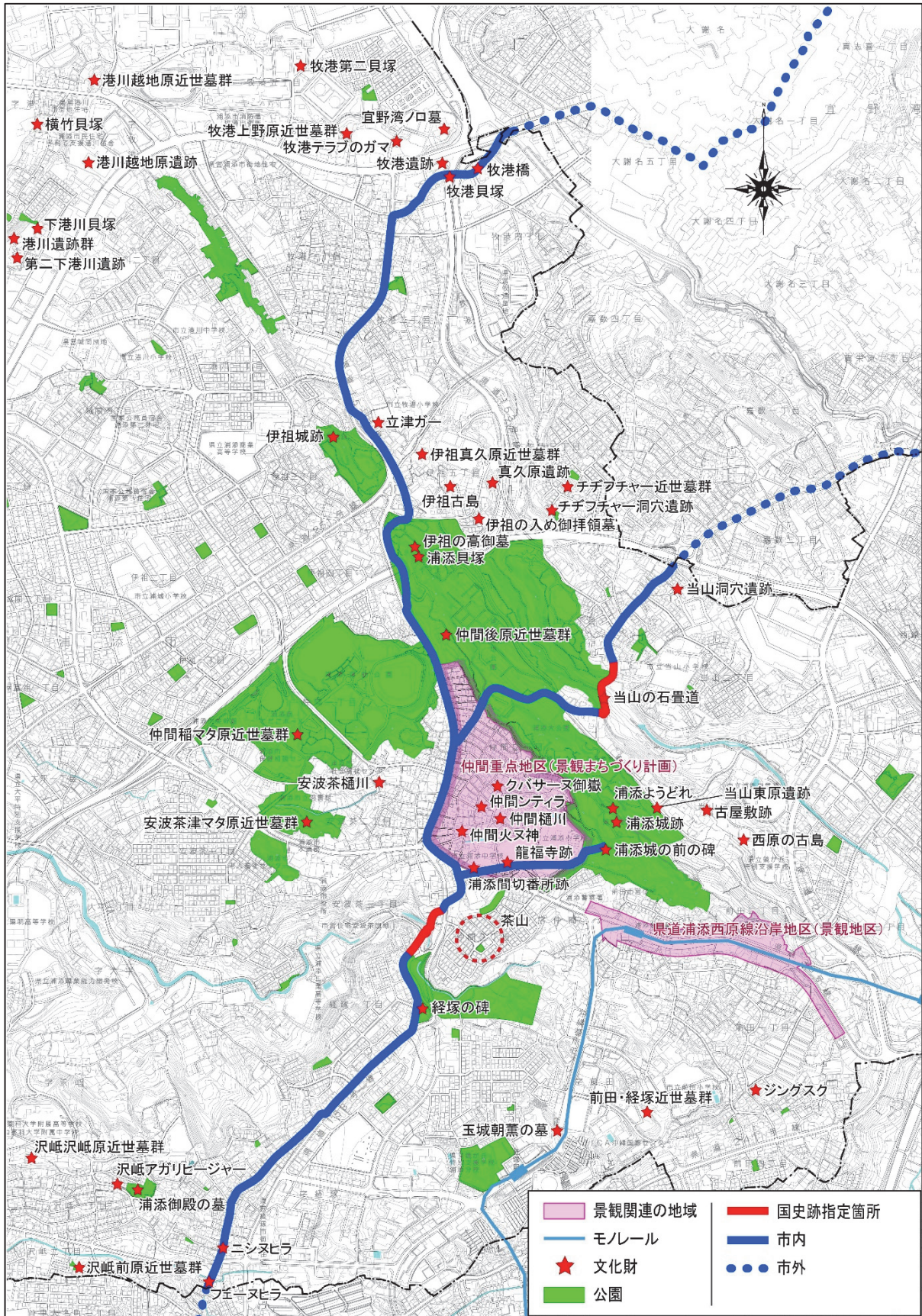


イ. 普天満参詣道(当山の石畳道)

- 原則として史跡範囲内の道路敷部分から20mを保存管理地区とする。
- 史跡範囲北側の民有地(現況駐車場)は、一体利用されている敷地全体を保存管理地区とする。
- 道路敷部分から20mを超える史跡範囲(当山ガ-への道筋付近)は、保存管理地区の中に含める。
- 史跡西側は浦添大公園の緑地であり、開発等が進む可能性は低いが、環境の保全を強化するため、重点保全ゾーンに設定する。
- 史跡東側は、畑等民有地の今後の開発の可能性を考慮し、斜面緑地、牧港川とあわせて重点保全ゾーンに設定する。



②公開・活用地区



第6章 保存(保存管理)

1. 保存管理の方向性

保存管理については、第5章の地区区分にもとづき、以下のとおり方向性を定める。

(1)中頭方西海道(安波茶橋一帯)

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の範囲別の方向性

範囲	保存管理に係る現状	保存管理の方向性／ 保全の方向性
史跡指定 範囲	<ul style="list-style-type: none"> これまで石畳道や石橋を中心に発掘調査が行われ、概ね遺構の全体像は明らかになっている。 石畳道や石橋、護岸石積や排水溝の修復及び復元整備等が完了している。 安波茶橋から赤皿ガーに至る斜面地が未整備である。安全面に配慮しロープ柵や仮設フェンスが設置されている。 本質的価値を構成する要素である谷地形が保存されている他、関連する要素として石畳道沿いにリュウキュウマツが整備されている。 指定範囲全域が公有化され、歩道として活用されているが、一部は道路（高校への接道）が横断している。 学生の通学路や地域学習の場として、地域住民から利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中頭方西海道の本質的価値を構成する諸要素を着実に保存し、維持管理を行う。 石畳道等の露出遺構及び復元箇所の適切な保存を図る。 史跡の本質的価値に影響を与える要素に対策を講じる。 本質的価値への関連性が高い分野を中心に、各種調査研究を推進する。 周辺環境も含めた広域保全を関係部局、地域住民と調整する。
史跡指定 範囲外 保存管理 地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡及び周辺は、第一種低層住居専用地域であり、河川や道路を除くとほとんどが私有地である。 小湾川と斜面緑地が創出する景観は、本質的価値のひとつだが、付近の住宅や擁壁が、景観に影響を与えている。 小湾川や石畳道周辺の緑地等は本質的価値を構成する要素だが、動植物の現況調査等は未調査である。 小湾川の治水整備が行われたが、上流部での土砂やゴミ等の堆積がみられる。 	

(2) 普天満参詣道(当山石畳道)

普天満参詣道（当山石畳道）の範囲別の方向性

範囲	保存管理に係る現状	保存管理の方向性／ 保全の方向性
史跡指定範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 発掘調査によって北側石畳下の遺構の状況が把握されている。 • 石畳道の修復・復元はほぼ完了しているが、南側入口付近の斜面の急こう配地では石畳遺構が確認されている。 • 擁壁や排水施設の整備等は完了している。 • 石畳縁石下の土の洗掘や当山橋の越流など、雨水による遺構のき損が懸念される。 • 本質的価値を構成する要素である谷地形が保存されている。 • 電柱・雨水枡などの工作物が景観を損ねている。 • 指定範囲のほとんどが公有化されており、残る民有地は1筆である。 • 学生の通学路や、地域学習の場として、地域住民から利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 普天満参詣道の本質的価値を構成する諸要素を着実に保存し、維持管理を行う。 • 石畳道等の露出遺構及び復元箇所の適切な保存を図る。 • 史跡の本質的価値に影響を与える要素に対策を講じる。 • 本質的価値への関連性が高い分野を中心に、各種調査研究を推進する。 • 周辺環境も含めた広域保全を関係部局、地域住民と調整する。
史跡指定範囲外 保存管理地区	<ul style="list-style-type: none"> • 小湾川や街道周辺の緑地等は本質的価値を構成する要素だが、動植物の現況調査、橋の越流に係る流量調査等は未調査である。 • 牧港川と斜面緑地が創出する景観は、本質的価値のひとつである。 • 史跡指定範囲付近の住宅や畑等が、景観に影響を与えている。 • 史跡西側は主に公園、東側は主に民有地である。 	

2. 史跡指定範囲の保存管理の方法

(1)保存管理の方法

①史跡の保存管理方法について

『史跡等整備のてびき』によると、史跡の本質的価値を構成する要素の保存管理の方法は、「保存・管理」「防災」「遺構保存」「修復」の4つに分類される。

また、本質的価値の維持・公開・利用管理に関わる要素については、その効果を発揮させるための保存・管理に加え、より効果的かつ遺構や景観への影響が少ない手法への「維持改善」が求められる。さらに、保存管理上、支障となる要素については「撤去」を行うことが望ましい。

保存管理の分類

分類		概要	備考
全貌把握		本質的価値を把握するための調査研究	
保存のための管理	保存・管理	日常的な除草・清掃や保存施設（標識・説明板・境界標・囲さく・覆屋等）の設置、応急的に行う復旧・小修理など	主として本質的価値を構成する諸要素に適用する手法
	防災	耐風・耐震のための補強や急傾斜地等の崩落防止処置など	
復旧	遺構保存	遺構の劣化及び風化、破損の進行の防止・抑制のための処置や、保存環境の改善など	
	修復	劣化及び風化、破損している遺構の全体又は部分に対して行う、もとの材料及び工法を用いた復旧・修理	
維持改善		本質的価値の保存管理のために設置した各種施設の維持・更新・改善	主として本質的価値の維持・公開・利用管理に関わる要素に適用する手法
撤去		保存管理の阻害となる要素の撤去	主として本質的価値と直接関係しない要素に適用する手法

出典：「史跡等整備のてびき—保存と活用のために— 総説編」を参考に整理

保存を目的とする技術分類の詳細内容

分類		手法	内容
保存のための管理	保存・管理	日常的な除草、清掃	日常的な除草・清掃など維持的措置に関わるもの。
		保存施設(標識・説明板・境界標・囲さく・覆屋等)	史跡等の存在を周知させその内容等に関する情報伝達を行うための標識、説明板のほか、史跡等の範囲を明示し、指定地内を確実に保存管理するための境界標及び施設の設置、遺構の保存を目的とする覆屋等の設置に関する技術がある。
		応急的に行う小規模な地形の復旧又は小修理	経年変化による土壌の浸食流亡又は材料の腐朽等に対し、維持の措置の範囲において行う小規模な地形等の復旧又は腐朽した材料の部分的な交換等に関する技術がある。
	防災	耐風・耐震のための補強	史跡等の重要な構成要素を成す建造物等について強風・地震による被害を最小限にするために行うもので、石積本体の構造補強及び周辺に所在する樹木の倒木防止等に関する技術がある。
		急傾斜地等の崩落防止	史跡等の重要な地形、地貌を構成する急傾斜地及び遺構等の保存上防護の必要な急傾斜地のほか、軟弱地盤等の風水害による崩落を防止するために行うもので、土留擁壁、法面緑化、地盤の安定化等に関する技術がある。
復旧	遺構保存	保存処理	遺構を構成している土壌、石材、木材などの材料の劣化及び風化、破損に対する抵抗力を高めるために行うもので、主として材料の強化処理及び撥水处理、亀裂の充填等の保存科学的な処理技術がある。
		保存環境の改善	遺構のき損又は衰亡の原因となる環境の諸条件の制御を目的とするもので、遺跡を被覆するために行う盛土造成、水環境を制御するために行う排水処理、樹根による遺構の破損を抑制するために行う除根等の技術がある。また、遺構展示など野外に露出した遺構の劣化及び風化の制御を目的とする覆屋等の保存施設の建設に関する技術も含まれる。
	修復	保存修理	劣化及び風化、破損している遺構の全体または部分に対し、もとの材料及び工法を用いて復旧(修理)を行うことである。保存修理には、修復する直前の状態に復するものと、高い精度で判明した旧規の状態に復するもの(復元修理)の2つがある。 部材の腐朽及び劣化が進み全体的に不安定化した石垣等の建造物を解体し、劣化及び風化、破損した材料を取り換えつつ再度組み上げ又は積直しを行う解体修理の技術がある。
		復元修理	保存修理の過程において、亡失又は改変した遺構の部分について高い精度で当初の意匠・構造・技術が判明した場合に、当初と同様の材料及び工法を用いて復元を行うことである。崩壊の進んだ石積等の建造物を解体し、当初の形態に戻す修理の技術がある。
	その他	保存修理の過程において、欠失又は改変した遺構の部分について当初の形態が判明しにくい場合に、周囲に残存する遺構の意匠・材料・工法を十分考慮しつつ、遺構全体の遺構の確保及びおさまりのために整備を行うことがある。	

出典：「史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー 総説編」より、中頭方西海道及び普天満参詣道に関連する技術を抽出・整理。

②中頭方西海道及び普天満参詣道における保存管理の方法

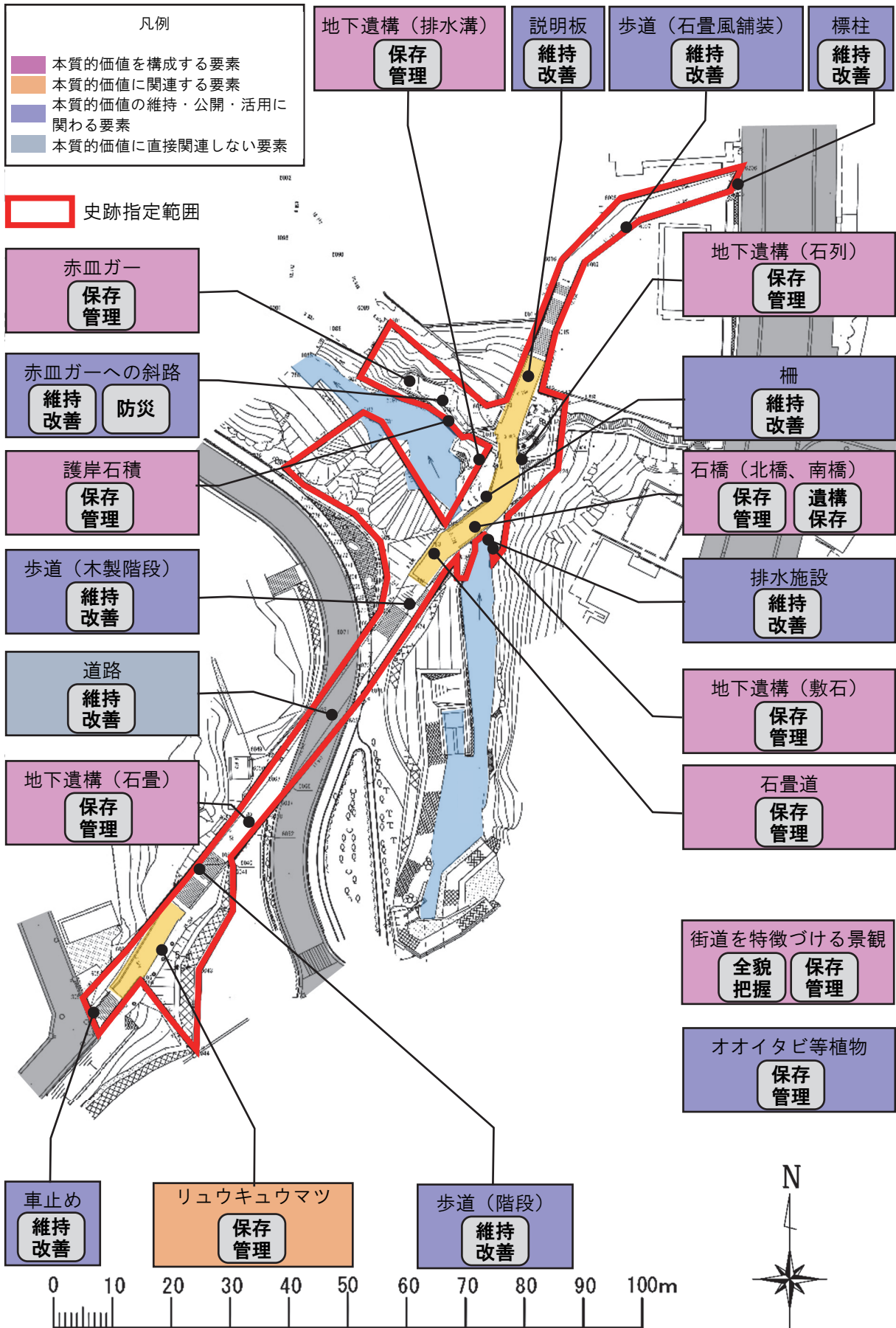
中頭方西海道及び普天満参詣道の構成要素ごとの基本的な保存管理の方法を定める。本史跡は河川と谷地形に立地するため、自然災害等によるき損の影響を常に考慮しなければならない。また、今後道路改良工事などでこれまで未調査の部分に石畳道等が発見される可能性がある。その場合も確実な遺構の保存、追加指定や活用を行う。なお、今後の調査研究の進捗や構成要素の保存状況に応じて、詳細な対応は個別に検討を行うものとする。

●中頭方西海道(安波茶橋一帯)

構成要素		保存管理の方法
ア. 本質的価値を構成する諸要素	石橋（北橋、南橋） 石畳道 河床石張、護岸石積 赤皿ガー 地下遺構（石畳、護岸石積、排水溝、敷石、石列） 遺物 保存管理 遺構保存	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を構成する諸要素（石橋、石畳道、河床石張、護岸石積、赤皿ガー、各地下遺構、遺物）については遺構や地形を適切に保存する。 保存状態の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。き損、劣化が確認された場合は、当時と同じ素材・工法による修復を基本とする修繕措置を講じる。 小湾川増水時に石橋に負担がかからないよう、河川管理者と連携し維持管理を行う。
	街道を特徴づける景観 全貌把握 保存管理	<ul style="list-style-type: none"> 現況地形(谷地)や景観の保全を目的とした維持管理、経過観察を行う。経過観察により環境の悪化等が確認された場合は、関係機関と連携し、適切な対策を検討していく。
イ. 本質的価値に関連する要素	整備で植栽されたリュウキュウマツ 保存管理	<ul style="list-style-type: none"> 復元整備された松並木の保護・育成に努め、植え替えも実施しながら適切な景観を維持する。 松並木景観を阻害する外来植物等については、適宜、除草や伐採を行うなど、維持管理を行う。
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	赤皿ガーに至る斜面 防災 維持改善	<ul style="list-style-type: none"> 赤皿ガーに至る斜面の動線整備にあたっては、景観性や安全性に配慮する。 防災整備を実施する場合は、崩落防止等の保存措置を講じる。景観に与える影響を十分に考慮し、周辺と調和した工法を採用する。
	歩道（石畳風舗装、階段、木製階段） 標柱、説明板、誘導サイン 柵、車止め、境界杭 排水施設 維持改善	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設等については適切な維持管理を行い、き損や劣化がみられる場合は修繕し、利用者の安全性や利便性を確保する。新たに整備する際は、景観性や意匠の統一性、他との差別化を考慮する。 各種サインの修理・更新等を行う場合は、解説の情報更新の必要性、より効率的な配置、意匠の統一性等の検討を行う。新たに整備する際には、遺構に影響を与えない工法、景観に配慮した規模・意匠を採用する。

構成要素		保存管理の方法
	オオイタビ等植物 保存管理	<ul style="list-style-type: none"> • 修景、遺構保護、眺望確保のため、適切な植物管理として、日常的な除草・清掃を行う。
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	道路（浦添工業高校） 維持改善	<ul style="list-style-type: none"> • 学校・周辺住民の利便性を維持しつつ、必要に応じ、歴史的景観等に配慮した修景等を促進するよう協議・調整する。

中頭方西海道の構成要素位置と保存管理の分類

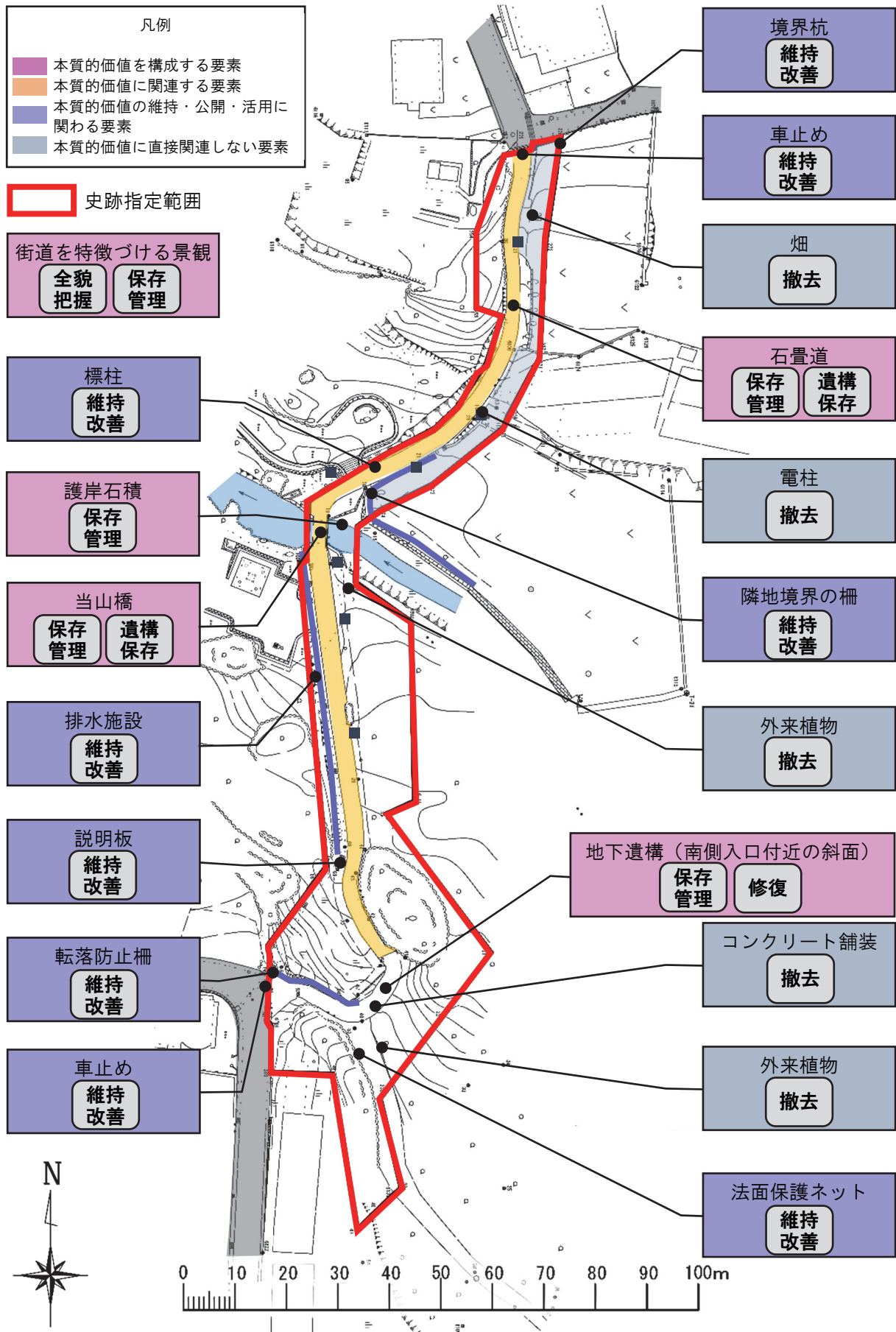


●普天満参詣道(当山の石畳道)

要素	保存管理の方法
<p>ア. 本質的価値を構成する諸要素</p> <p>石畳道 当山橋 護岸石積 地下遺構（南側入口付近の斜面、根拵え） 遺物</p> <p>保存管理 遺構保存 修復</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値を構成する諸要素（石畳道、当山橋、護岸石積、各地下遺構、遺物）については遺構や地形を適切に保存する。 • 保存状態の悪化が見られないよう維持管理、経過観察を行う。き損、劣化が確認された場合は、当時と同じ素材・工法による修復を基本とする修繕措置を講じる。 • 防災対策を適切な手法で行い、災害による史跡等の被害を最小限に抑える。 • 石畳道については降水時に縁石下の土が洗堀されないよう経過観察と修繕に努め、保存環境の適切な改善を行う。 • 当山橋については牧港川増水時に石橋に負担がかからないよう、河川管理者へ越流防止の対策を要望する。 • 南側入口付近の斜面の急こう配対策として、現状を踏襲しコンクリート舗装及び手摺で安全性や利便性を確保する。将来的には舗装撤去を検討する。
<p>街道を特徴づける景観</p> <p>全貌把握 保存管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現況地形(谷地)や景観の保全を目的とした維持管理、経過観察を行う。経過観察により環境の悪化等が確認された場合は、適切な対策を講じる。 • 必要に応じて植生・動植物相及び、地質等の自然環境に関する調査研究を実施する。 • 整備にあたっては、往時の景観に配慮したリュウキュウマツの整備を実施する。
<p>ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素</p> <p>排水施設（導水、雨水枡等） 標柱、説明板 車止め、転落防止柵（手摺） 敷地境界の柵、境界杭 法面保護ネット</p> <p>維持改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 既存施設等については適切な維持管理を行い、き損や劣化がみられる場合は修繕を行って、利用者の安全性や利便性を確保する。整備にあたっては、景観性や他との差別化を考慮する。 • 標柱、説明板の修理・更新等を行う場合は、解説の情報更新の必要性、より効率的な配置、意匠の統一性等の検討を行ったうえで実施する。新たに整備する際には、遺構に影響を与えない工法、景観に配慮した規模・意匠を採用する。
<p>エ. 本質的価値に直接関係しない要素</p> <p>電柱、電線</p> <p>撤去</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公益性を伴う要素であるが、リュウキュウマツ整備の支障となるため、史跡への影響を鑑みて、撤去・移設等を推進する。
<p>畑</p> <p>撤去</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡指定範囲内の畑は撤去する。

要素		保存管理の方法
コンクリート舗装 （南側入口付近の 斜面） 撤去	<ul style="list-style-type: none"> 南側入口付近の斜面の急こう配対策として、コンクリート舗装及び手摺で安全性や利便性を確保する必要があることから当面現状のまま管理するものとする。今後、社会環境の変化などを勘案し、将来的には舗装の撤去を検討課題とする。 	
外来植物等 撤去	<ul style="list-style-type: none"> 修景、遺構保護、眺望確保のため、定期的な除草・清掃作業により撤去する。 	

普天満参詣道（当山の石畳道）の構成要素位置と保存管理の分類



③防災対策

自然・人的災害から史跡を守るため、想定される災害と必要な防災対策を下記のとおり示す。平時は日常的な対策を行い、発生時は状況把握を行ったうえで沖縄県に報告し、適切な措置をとる。

●自然災害

台風や大雨による遺構のき損や急傾斜地の崩落、暴風による樹木の倒壊等の被害が予想される。事前の気象情報で台風や大雨が予想される場合、対象物の保護措置や通行止めの対策をとる。その後は迅速に被害箇所の把握や応急措置等を適切に行う。

●犯罪

き損、盗難、盗掘、放火などの犯罪の発生が考えられる。地元警察署や公園管理者（当山の石畳道）、地域住民と協力し、不法行為の防止対策に努める。

●病虫害

石畳道沿道のリュウキュウマツにマツクイムシの害虫発生が予想される。予防措置として関係機関・専門家・専門業者と協議し、適切な対策をとる。

(2)現状変更の取り扱い

①現状変更等に関する法的位置付け

国指定の史跡において、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」）を行おうとする際は、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）、それ以外の団体等は文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条）。ただしその一部については、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。その内容は、条件付きで、小規模建築物や工作物の設置、改修もしくは除却、道路の舗装もしくは修繕、埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、木材の伐採等である。

また、現状変更等を行うにあたっては、史跡の本質的価値等を十分にふまえたうえで検討、実施しなければならない。事業主体者は事前に市教育委員会に相談し、必要に応じて文化庁及び沖縄県と協議を行うこととする。

文化財保護法における現状変更等の位置付け（「文化財保護法」125条、184条より抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

2 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

浦添市が許可権限を有する事項（「文化財保護法施行令」第5条4項より抜粋）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。（以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、同1号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ロに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下の条において同じ。）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

②現状変更等の取り扱い基準

中頭方西海道及び普天満参詣道における現状変更等の取り扱い基準を、以下の通りとする。

ア. 現状変更を認めない行為

史跡指定範囲においては史跡の本質的価値の構成要素（第3章）に影響を及ぼす下記の現状変更は原則認められない。

- 史跡の滅失、き損または衰亡のおそれがある行為
- 史跡の本質的価値、景観または眺望を著しく減じると認められる行為
- 石碑・記念碑・歌碑などの建立（史跡指定を示す標識は除く）
- 本計画に定められた基準に反する行為

イ. 現状変更等の許可が必要な行為

現状変更を行う場合、下記に該当する行為については、文化庁長官（一部は市教育委員会）による現状変更の許可が必要である。現状変更等を認める場合には、事前に発掘調査を行い、重要な遺構が確認された場合にはその保存を図るものとする。ただし、史跡の保存に影響を及ぼさない小規模工作物の設置等の場合は立ち合い等で対応する。

中頭方西海道及び普天満参詣道における各行為の取り扱い基準は次のとおりである。

中頭方西海道及び普天満参詣道における各行為の取り扱い基準

項目	取り扱い基準	備考
調査研究 遺構の保 存・整備	<ul style="list-style-type: none"> 中頭方西海道及び普天満参詣道の全貌を明らかにするための発掘調査や遺構状態の把握にかかる調査等は、原則として市教育委員会が実施し、明確な目的及び適切な範囲において行うものについて認める。 発掘調査の成果をふまえて市が実施する保存を目的とした整備（遺構の復旧・修理、保存のための施設・設備の設置等）は、方法等について十分に検討をしたものについて認める。 公開活用のための施設・設備（復元構造物、遺構表示、解説ツール等）の新設については、設置の目的及び必要性を明確にし、設置場所、遺構や景観に与える影響、維持管理の主体・方法等を十分に検討したものについて認める。 	
地形の改 変	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない。 遺構の復元や復旧を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。 	
建築物の 新築・増 築・改築・ 移転また は除去	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築・増築・改築、史跡指定範囲への移転は原則として認めない。 史跡と関係のない施設等の除去は、遺構や景観を損なわない範囲で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では史跡範囲内に建築物はないが、追加指定等史跡範囲に変更がある場合等を想定。（住宅、東屋等）
工作物ま たは構造 物の設 置・改修・ 除去	<ul style="list-style-type: none"> 工作物または土木構造物の設置・改修・除去は、原則として認めない。 史跡と関係のない施設等の除去は、遺構や景観を損なわない範囲で認める。 既存の工作物・構造物の改修・除去については、地域の生活に必要であり、かつ、遺構・景観に影響がないと判断される場合に限り認める。 転落等危険防止措置が必要な場合は、遺構や景観を損ねない範囲で認める。 災害防止施設の設置・改修については、史跡指定範囲外では代替不可能で、かつ遺構や景観及び眺望に与える影響を十分に検討したものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値に直接関係しない要素の撤去を想定。（電柱、ビニールハウス等） 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素（柵、車止め、歩道、排水施設等）及び史跡範囲を横切る道路の改善等を想定。

項目	取り扱い基準	備考
仮設物の設置	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない。 史跡等の保護の目的で一時的に設置するものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査及び保存修理時の仮設物設置等を想定。
史跡等管理施設の設置・改修・撤去	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の利便性・安全性を確保する目的のものについては、史跡に影響がなく景観を著しく損ねるものでない場合、必要最小限の規模・数量で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の公開・活用時の施設を設置する場合等を想定。
埋設物の改修	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない。 遺構の復元や復旧を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構、遺物等を想定。
樹木の伐採・伐根・植樹	<ul style="list-style-type: none"> 原則として認めない。 史跡・景観の保存・管理・活用や、動植物の生態系保全の観点から、必要と判断される場合は認める。 伐根については、遺構に影響がないと判断される場合は認める。 新たに植樹する場合は、当地の植生に合致した種からの選択を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外来植物等の撤去を想定。 リュウキュウマツの復元等を想定。

ウ. 現状変更等の許可を要しない行為

「文化財保護法」第 125 条では、現状変更等の行為について、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合はその限りではないとされている。申請にもとづいて市が判断する。

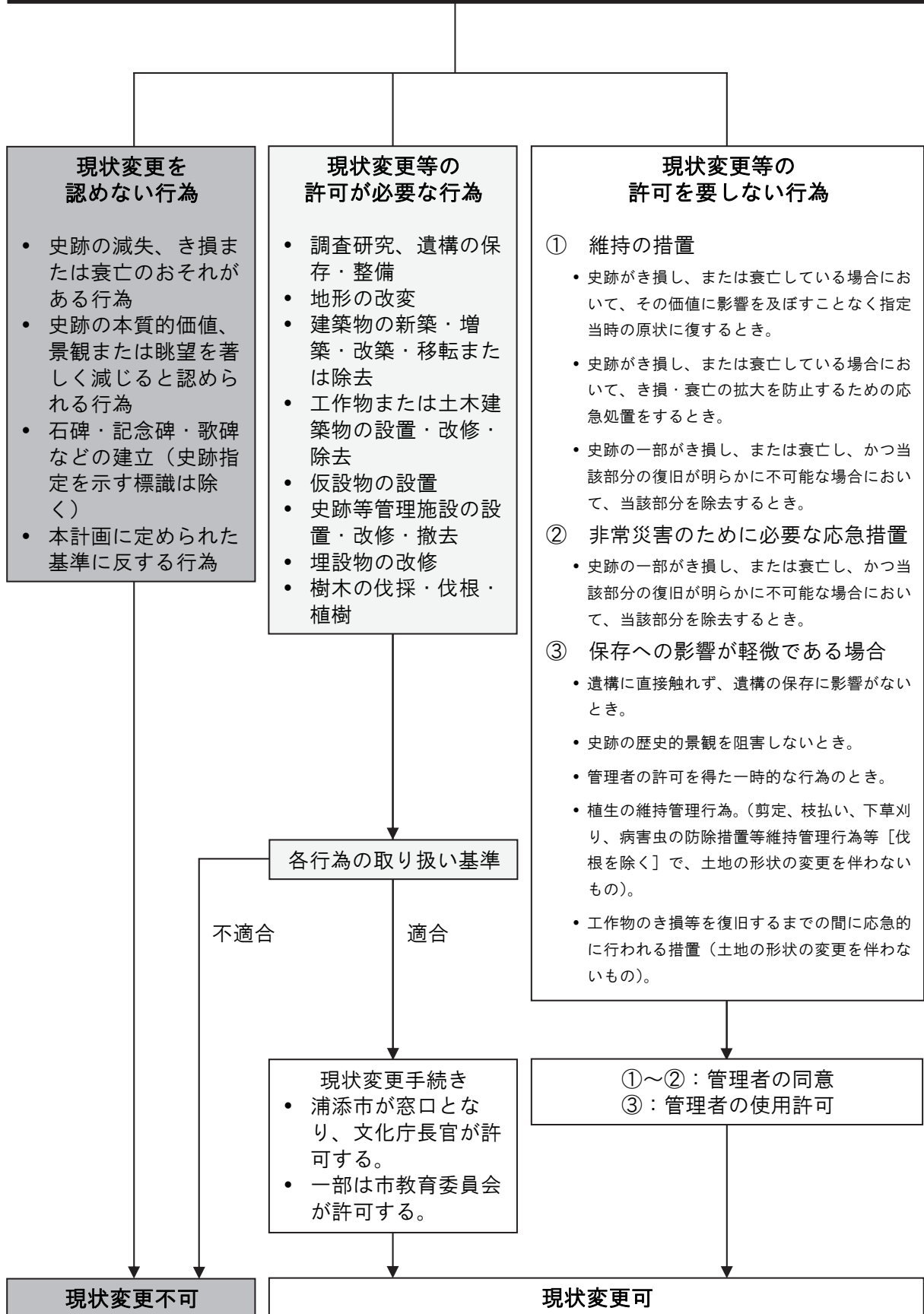
「維持の措置」については、文化財保護委員会規則第 10 号（特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝と天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則）第 4 条に、その範囲が規定されている。

「影響が軽微である場合」の範囲については、省令に具体的な定めがないため、中頭方西海道及び普天満参詣道における範囲は次頁に示した通りとする。

現状変更等の許可を要しない行為

項目	範囲
維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき。 • 史跡がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急処置をするとき。 • 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生時または予測される場合のき損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。
保存への影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> • 遺構に直接触れず、遺構の保存に影響がないとき。 • 史跡の歴史的景観を阻害しないとき。 • 管理者の許可を得た一時的な行為のとき。 • 植生の維持管理行為。(剪定、枝払い、下草刈り、病害虫の防除措置等維持管理行為等〔伐根を除く〕で、土地の形状の変更を伴わないもの)。 • 工作物のき損等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置(土地の形状の変更を伴わないもの)。

現状変更等



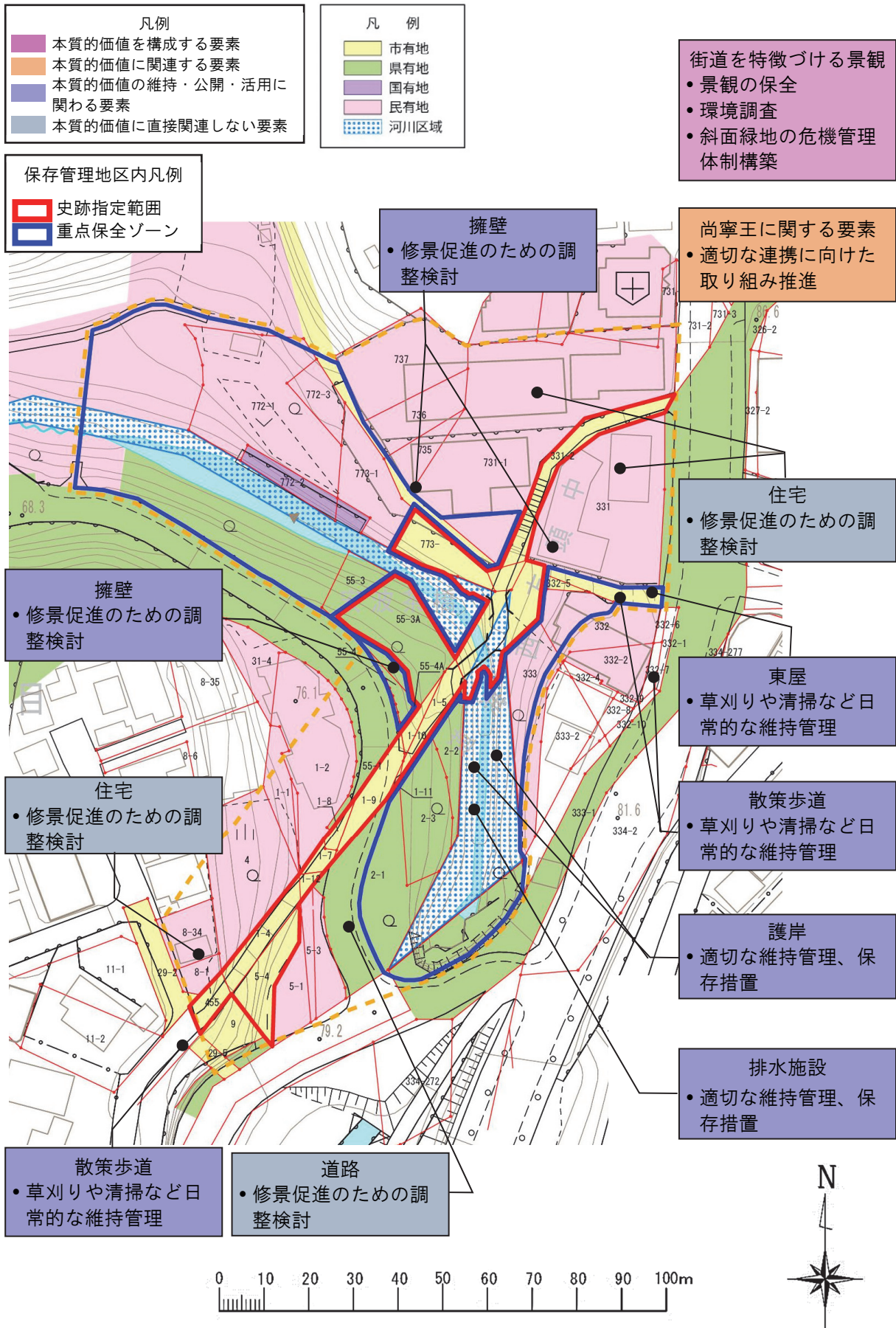
3. 史跡指定範囲外の保存管理の方法

史跡指定地外については文化財保護法の適用外であるため、土地の利用を制限することや景観維持に行政が主体的に関与することが難しく、土地所有者や管理者の自発的な取組みに期待しなくてはならない。開発に際し、景観に配慮した色彩を用いることや緑化による修景などは有効な方法である。関係機関や地域住民と連携し景観の維持や保全・管理のあり方を検討していく必要がある。

●中頭方西海道(安波茶橋一帯)

構成要素		保全方法
ア. 本質的価値を構成する諸要素	街道を特徴づける景観 小湾川、斜面緑地	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定範囲との地形的・植生的な景観の連続性の保全を図る。 斜面緑地は一部土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されているため、崩落等が確認された場合は関係機関と共に早期の対策を図る。
イ. 本質的価値に関連する要素	尚寧王に関連する要素 浦添城跡、浦添ようどれ、浦添城の前の碑、龍福寺跡、茶山、浦添番所跡	<ul style="list-style-type: none"> 浦添城跡、浦添ようどれ、浦添城の前の碑は国史跡として、適切な保存管理に努める。
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観等に配慮した修景等を促進するよう関係者と協議・調整する。
	護岸 排水施設 散策歩道 東屋	<ul style="list-style-type: none"> 護岸、排水施設、散策歩道、東屋については、史跡の本質的価値に影響を及ぼすことが無いよう、適切な維持管理を行う。き損、劣化が確認された場合は、景観性に配慮した適切な修繕措置を講じる。 散策歩道、東屋については、本質的価値の維持・公開・活用に関わる観点から、草刈りや清掃など日常的な維持管理を行う。
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	住宅（色など） 道路（浦添工業高校）	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住宅や道路については、歴史的景観等に配慮した建物色彩や修景等を促進するよう協議・調整する。
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	首里城、太平橋、古地図、古道ルート	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値の維持・公開・活用に関わる観点から、適切な連携に向けた取り組みを推進する。

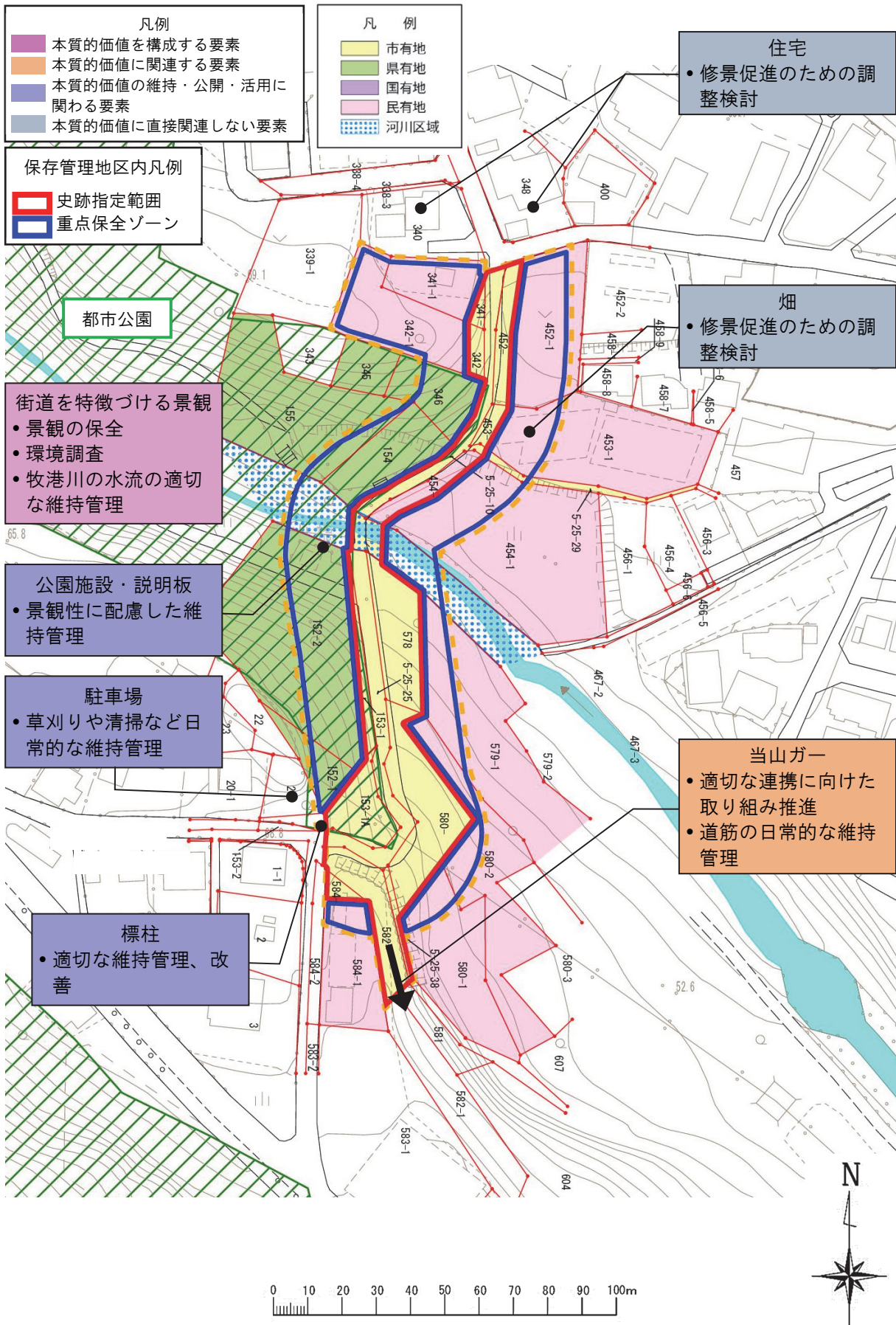
中頭方西海道（安波茶橋一帯）の史跡範囲外の構成要素と保存管理の方法



●普天満参詣道(当山の石畳道)

要素		保存管理の方法
ア. 本質的価値を構成する諸要素	街道を特徴づける 景観 牧港川、緑地	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡指定範囲との地形的・植生的な景観の連続性の保全を図る。 • 増水時の牧港川の水流が、史跡の本質的価値に影響を及ぼすことが無いよう、河川管理者による適切な維持管理を行う。
イ. 本質的価値に関連する要素	当山ガー	<ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点から、適切な連携に向けた取り組みを推進する。
ウ. 本質的価値の維持・公開・活用に関わる要素	公園施設・説明板	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡の景観性に配慮した適切な維持管理を行う。
	標柱	<ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点から、適切な維持管理、改善を行う。修理・更新等を行う場合は、解説の情報更新の必要性、より効率的な配置、意匠の統一性等の検討を行ったうえで実施する。 • 新たに整備する際には、遺構に影響を与えない工法、景観に配慮した規模・意匠を採用する。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点から、草刈りや清掃など日常的な維持管理を行う。
エ. 本質的価値に直接関係しない要素	畑（ビニールハウス含む） 住宅（色など）	<ul style="list-style-type: none"> • 畑や住宅については、歴史的景観等に配慮した修景等を促進するよう協議・調整する。
オ. 史跡の価値を語るうえで必要な要素	普天満宮、古地図、古道ルート、宜野湾松並木	<ul style="list-style-type: none"> • 本質的価値の維持・公開・利用に関わる観点から、適切な連携に向けた取り組みを推進する。

普天満参詣道（当山の石畳道）の史跡範囲外の構成要素と保存管理の方法



4. 追加指定及び公有化の方向性

中頭方西海道及び普天満参詣道において、川沿いの谷間に形成された水辺や緑地等の関連要素が、史跡の本質的価値を構成する要素と一体となって創出する風致景観は、街道を特徴づけるものであり、史跡指定範囲と一体的に保存することが望ましい。

しかしながら、第5章で示した保存管理地区は広大であり、河川の谷間は崩落危険地域となっている箇所も存在するなど、現実的には課題が多い。

史跡指定地内の公有化については、現在は普天満参詣道（当山の石畳道）において、民有地が1筆のみ存在する状況であり、現状で遺構の保存は確実に行われている。

中頭方西海道（安波茶橋一带）の水辺・緑地は、斜面地を中心としており、その風致景観を維持するため、積極的な保全が望ましい。また、すでに隣地や近隣に開発された、中高層集合住宅や道路、畑等が景観に影響を与えているため、修景の促進が大きな課題である。

普天満参詣道（当山の石畳道）は、史跡西側の大部分で浦添大公園の緑地と接しているため、開発等が進む可能性は低いが、景観維持の強化のため保全が望まれる。東側は主に民有地に接しており、現況は農地としての利用であるため、現状を維持するが、将来的な開発等の可能性を考慮した対策が望まれる。

したがって、史跡指定範囲と周辺環境が一体的に創出する風致景観を保存するため、第5章で示した保存管理地区の重点保存ゾーンについては、追加指定の可能性を含め所有者及び関係機関との調整を進めていくこととする。また、保存管理地区の民有地についても、将来的に公有化の必要が生じた場合、公有化の検討を行うものとする。

第7章 活用

1. 活用の方向性

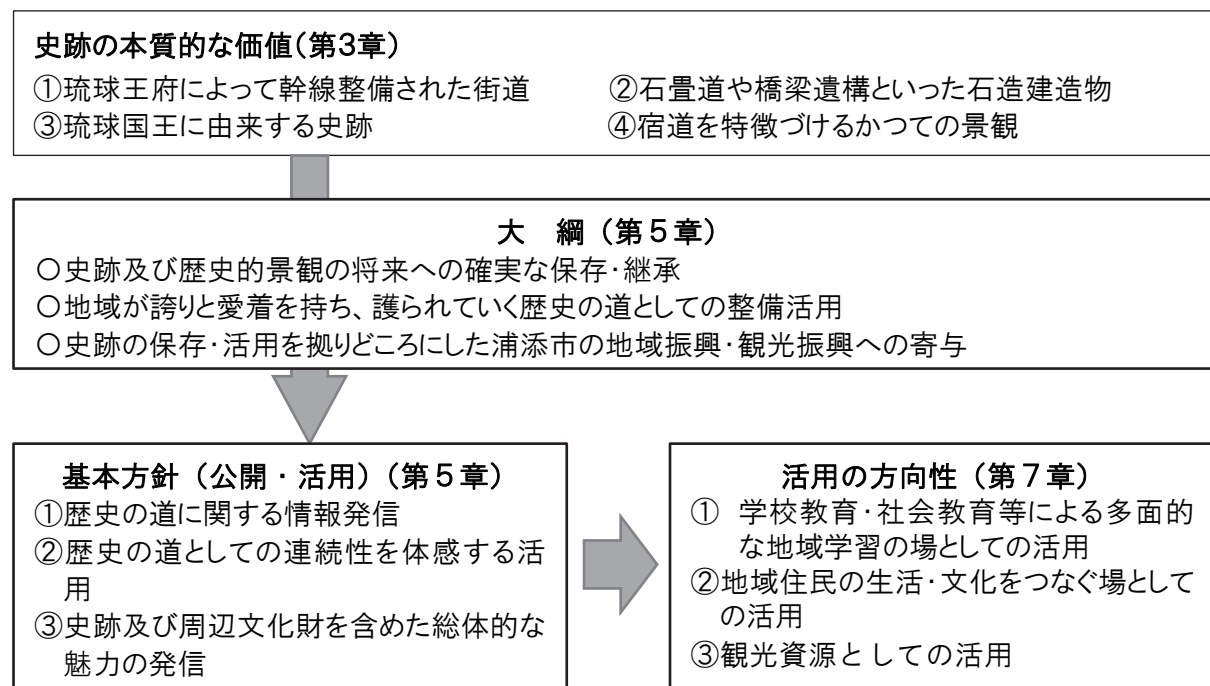
中頭方西海道及び普天満参詣道は、地域住民の生活道路や児童生徒の通学路として日常的に利用されており、生活に密着した場所である。また、近隣小中学校の地域学習、一般来訪者の見学、イベントでの利用等が行われている。また、街道周辺には本市の代表的な史跡がコンパクトに点在し、街道を散策しながら足を延ばすことができる。

歴史の道の整備が一定程度完了し、活用も行われている現段階においては、歴史の道の風致景観を維持向上させ、活用を進める必要がある。その上で、琉球王国時代の街道についての歴史的背景の理解を深めるとともに、その時代を追体験することができるような活用や風致景観を市民とともに継承することが求められる。

第5章では、市民とともに歴史の道を将来に継承するため、史跡及び史跡周辺の文化財を含めた総体的な魅力の発信、地域振興、観光振興への寄与を加味し、大綱及び基本方針を定めた。

史跡の持続的な保存や本質的価値の発信の観点から、地域に根ざした史跡としてよりいっそうの活用がなされ、史跡の本質的価値の理解の下で、保存活用に多数の市民が関心を寄せ、参画する社会を目指すことが望ましい。また古琉球から近世琉球の歴史に関心を寄せる多くの方々が首里と浦添を結ぶ歴史の道と周辺文化財を訪れ、本市の歴史に理解を深めていただくことが、浦添地域全体の活性化のために望まれる姿である。

以上を基に、学校教育及び社会教育、地域活用、観光活用の観点から、活用の方向性を定める。



(1)学校教育・社会教育等による多面的な地域学習の場としての活用

近隣子どもたちや地域住民が中頭方西海道及び普天満参詣道の本質的価値を知り、親しみや誇りを持つことは、史跡の保存や利活用を担う人材の育成にもつながる重要な要素である。

そのため、学校教育における総合的な学習の時間や地域学習の中に位置づけられるよう、連携した活動を進めていくほか、市内の各種団体・機関と連携し、史跡や景観を活用した講座や歴史ガイドブックの作成、配布、歴史ガイドの養成など社会教育、生涯学習における活用を促進する。

(2)地域住民の生活・文化を紡ぐ場としての活用

中頭方西海道（安波茶橋一帯）と、普天満参詣道（当山の石畳道）は、現在も地域住民の生活道路や学生の通学路として活用されており、地域の自治会による除草、清掃も定期的に行われている。また、中頭方西海道（安波茶橋一帯）においては、経塚自治会による赤皿ガーへの拝みも行われるなど、地域信仰の対象にもなっている。

さらに、史跡周辺の河川や公園・緑地は、地域のコミュニティやレクリエーションの場となっている。

このような地域のアイデンティティ・誇りの醸成に繋がる活用は今後も尊重するとともに、王家が茶園を設け、行幸の際には一族でお茶をたてて過ごしたとされる茶山御殿など、歴史の道に由来する地域伝承などの収集・記録を行うことで、地域により密着した場所となるよう、自治会などによる地域活性化の取組への史跡の活用を推進する。

(3)観光資源としての活用

中頭方西海道（安波茶橋周辺）と普天満参詣道（当山の石畳道）は、浦添グスクを中心としたガイドツアーや市内のウォーキングイベントと関連しながら、これまでも活用されてきた。そのほか、浦添市教育委員会では、リーフレットやガイドブックの発行等による対外的な情報発信も行っている。今後も継続して、浦添グスク等関連する周辺の文化財と連携し、中頭方西海道及び普天満参詣道の本質的価値の普及発信に努めるとともに、その他の浦添市内の様々な歴史・文化資源や、モノレール浦添前田駅のにぎわい等と幅広く連携し、観光資源として市内を周遊できるような活用を観光部局や関連団体などとともに適切に進める。

また、「歴史の道」としての広域的な連続性としてみると、関連する文化財は浦添市内のみならず周辺市町村にも存在している。今後は浦添市より歴史の道を積極的に周知し、これら周辺市町村の文化財とも広域的に連携し、連続性を確保することで、歴史の道全体の活用を促進する。

2. 活用の方法

ここでは、活用の方向性で示した3つの方向性について、取り組み内容を例示する。

中頭方西海道及び普天満参詣道では、第5章で示した大綱及び基本方針に基づき適切な活用を進め、市民並びに市内外の人々と本史跡のつながりを深めていくものとする。

今後は、多くの人々とともに史跡の活用に取り組めるよう、普及啓発や人材育成についての多面的・総合的な視点での企画の検討や調整を図る。

(1) 学校教育・社会教育等による多面的な地域学習の場としての活用の方法例

- 市専門員が講師となり、地域へ出向く「出前講座」などで、中頭方西海道及び普天満参詣道に関連する歴史講座を行い、本史跡の本質的価値の発信を行う。
- 近隣の小中学校及び高校において、中頭方西海道及び普天満参詣道の総合学習での見学会や、美化・清掃活動などのボランティア体験等を通して、地域の子どもたちとの関わりをより深いものとする。
- 子どもたちに関わる地域ボランティアや社会教育関係団体を対象に、地域学習教材の作成や情報提供の機会を検討する。
- 浦添市内の文化財のガイドを行っている NPO 法人の活動を支援し、各種講座や地域における学習会等での歴史ガイドの活用を促進する。
- 歴史の道とともに伝承された文化財や地名などの背景について、遊びのなかから親しむ機会をとおして、王国時代の追体験を図るような取組を検討する。

活用イメージ（例示含む）

- 近隣小中学校による地域学習【既存】
- NPO 法人による史跡を中心としたガイド活動【既存】
- 市内史跡の学習用教材や、指導者向け学習会【例示】
- 歴史の道および周辺文化財（地名・旧跡含む）の伝承に基づく物語の発信（アプリや動画などの使用）【例示】

既存の取組の例示

前田小学校風景学習

前田小学校の児童を対象に、景観に対する意識や、地域の風景づくりの取り組みに参加する意識を高めることを目的とした風景学習を行っている。まち歩きや調べ学習を通して、地域の歴史・文化・風景を学び、将来的な地域の景観形成を担う人材育成を図っている。

(2)地域住民の生活・文化を紡ぐ場としての活用の方法例

- 生活道路(歩道)として地域住民が日常的に史跡にふれる機会を維持し、地域の拌みの行事に利用する際にも十分な配慮を行う。
- 地域住民の愛着の醸成や、史跡の利用環境維持の観点から、近隣自治会が実施する除草・清掃等の環境美化活動を支援する。
- 史跡だけでなく、周辺の地形や河川、公園・緑地等と連携した活用や環境学習等で活用することで、史跡と周辺環境との総合的な魅力を知る機会を促進する。

活用イメージ (例示含む)

- 生活道路、通学路としての日常的な利用【既存】
- 自治会による除草・清掃活動(普天満参詣道)【既存】
- 自治会による赤皿ガーへの拌みの行事(中頭方西海道)【既存】
- ホタルなどの周辺環境の生物の観察会【例示】
- 公園と歴史の道を活用した散策利用【例示】
- てだこ環境調査団による史跡周辺の動植物等調査、環境マップの作成【既存】
- 歴史の道に由来する地域伝承などの収集・記録【既存】

(3)観光資源としての活用の方法例

- 石畳道や石橋など石造建造物の造形美、周辺の緑地や河川を背景とした街道景観美をアピールしながら、広く市民や来訪者に対し史跡の本質的価値をわかりやすく伝える。
- 浦添城の前の碑、浦添城跡、浦添ようどれ等といった、尚寧王に由来する関連文化財と連携したイベント等の実施を行い、史跡の周知普及に努める。
- モノレール浦添前田駅が創出する新たなにぎわいと連携し、浦添前田駅を拠点として本史跡や周辺の文化・観光資源、飲食店などを巡る周遊ルートの構築や、フォトスポットをまとめたマップの作成など、魅力的な観光資源として、観光部局と連携し市内を周遊できるような幅広い活用を推進する。
- 日本遺産や「歴史の道 100 選」等、関連する他市町村と連携し、歴史の道の全体像を把握できるパンフレットの作成や、統一したサイン整備など、道の連続性の追体験を図れるような、歴史の道全体としての活用を促進することで、来訪者のより深い理解に寄与する。

活用イメージ (例示含む)

- 浦添グスクから首里城までのガイドツアー【既存】
- リーフレットやガイドブックの発行、ホームページでの情報公開【既存】
- 「てだこウォーク」などのウォーキングイベント【既存】
- モノレール浦添前田駅を起点とした周遊ルートの構築【例示】
- SNS などによるフォトコンテスト、フォトスポットの公開【例示】
- 歴史の道関連市町村と連携した統一パンフレット、サインの整備【例示】
- シェアサイクリング、デマンド型コミュニティバスを利用した散策【既存】
- 「日本遺産」や「歴史の道 100 選」等を通じた PR 活動【既存】

既存の取組の例示

てだこウォーク

例年2月頃に開催される沖縄最大級ウォーキングイベント。令和2年2月のイベントには、歴史の道を活用したコースが設定された。また、コース途中の史跡ではうらおそい歴史ガイド友の会による無料歴史ガイドが開催。



図版出典：浦添市 HP (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)

琉球文化日本遺産としてのPR

中頭方西海道及び普天満参詣道は、琉球文化日本遺産の構成要素のひとつとなっている。琉球文化日本遺産推進協議会では、web サイト・アプリの構築、映像コンテンツ等といったPR 事業を予定している。日本遺産のストーリーのひとつとして、歴史の道の価値もPR される予定。

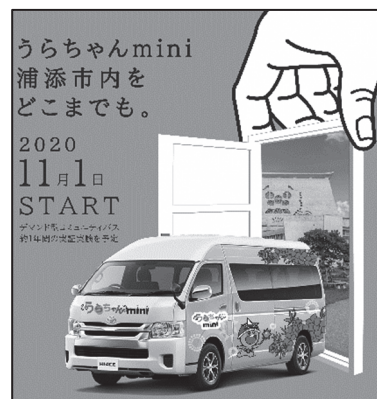


図版出典：琉球文化日本遺産 琉球料理と泡盛そして芸能 HP (<http://ryukyunihonisan.jp/>)

デマンド型コミュニティバス実証実験（うらちゃん mini）

浦添市総合交通戦略推進事業に関する実証実験として、公共交通空白エリアの解消や市民利便性向上、既存の公共交通（モノレール、路線バス、タクシー）との連携による相乗効果や各交通事業に与える影響を検証し、相互の公共交通の利用を目指すために実施。令和2年11月1日より1年間の予定での運行で、浦添市内全域（ドア to ドア）で市内一律料金を行う。予約すると市内のどこでも駆け付け、目的地まで運送可能である。

図版出典：浦添市 HP (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)



シェアサイクル事業

シェアサイクル事業については、「あらゆる人が利用しやすい交通環境の実現」のもと、移動環境の向上と充実を図るため、令和2年11月20日より実施している。電動電動アシスト付き自転車のため多少の坂でも心配がない。また、複数個所に駐輪ステーションを設置し、借りる場所と返却場所を自分で選択可能となっている。また、「HELLO CYCLING」のステーションであれば市外でも利用可能としているのが特徴である。

歴史の道周辺においては、モノレール駅（てだこ浦西駅、浦添前田駅、経塚駅）や浦添市役所、牧港交差点付近、サンエー経塚シティ等に、駐輪ステーションが設置されており、自転車による周遊も今後期待される。



図版出典：浦添市 HP (<http://www.city.urasoe.lg.jp/>)

電子紙芝居

浦添にゆかりのある舜天、英祖、察度の3人の王を紹介する「電子紙芝居」動画。Youtubeの市観光協会うらそえナビチャンネルで公開されている。現代アニメ風の絵柄ナレーション付き。3人の王の歴史や個性のほか、12~14世紀の浦添の風景も描かれる。浦添城跡周辺の観光促進のため、当時の浦添や王のイメージを持ってもらうための取組。英語、中国語の字幕付きの動画もある。



第8章 整備

1. 整備の方向性

(1) 基本的な方向性

全体の整備の方向性を第5章で整理した基本方針のとおりとし、中頭方西海道及び普天満参詣道における保存管理地区の方針を下記のように定める。

① 歴史の道にふさわしい環境の形成に配慮した整備

本質的価値の構成要素の存続に必要な整備、史跡及び周辺環境の一体的な保存・活用に資するため、石畳道をはじめ周辺斜面・緑地、河川などの適切な維持・改善を図る整備を行う。また、本質的価値に負の影響を与える諸要素の改善を図る。

② 史跡の本質的価値の理解や公開・活用のための整備

史跡の本質的価値を理解するために必要な情報提供、統一的なサイン計画並びに公開・活用を促進するための施設等の整備を周辺地域と連携して取り組む。

(2) 保存管理地区における方向性

① 中頭方西海道(安波茶橋周辺)

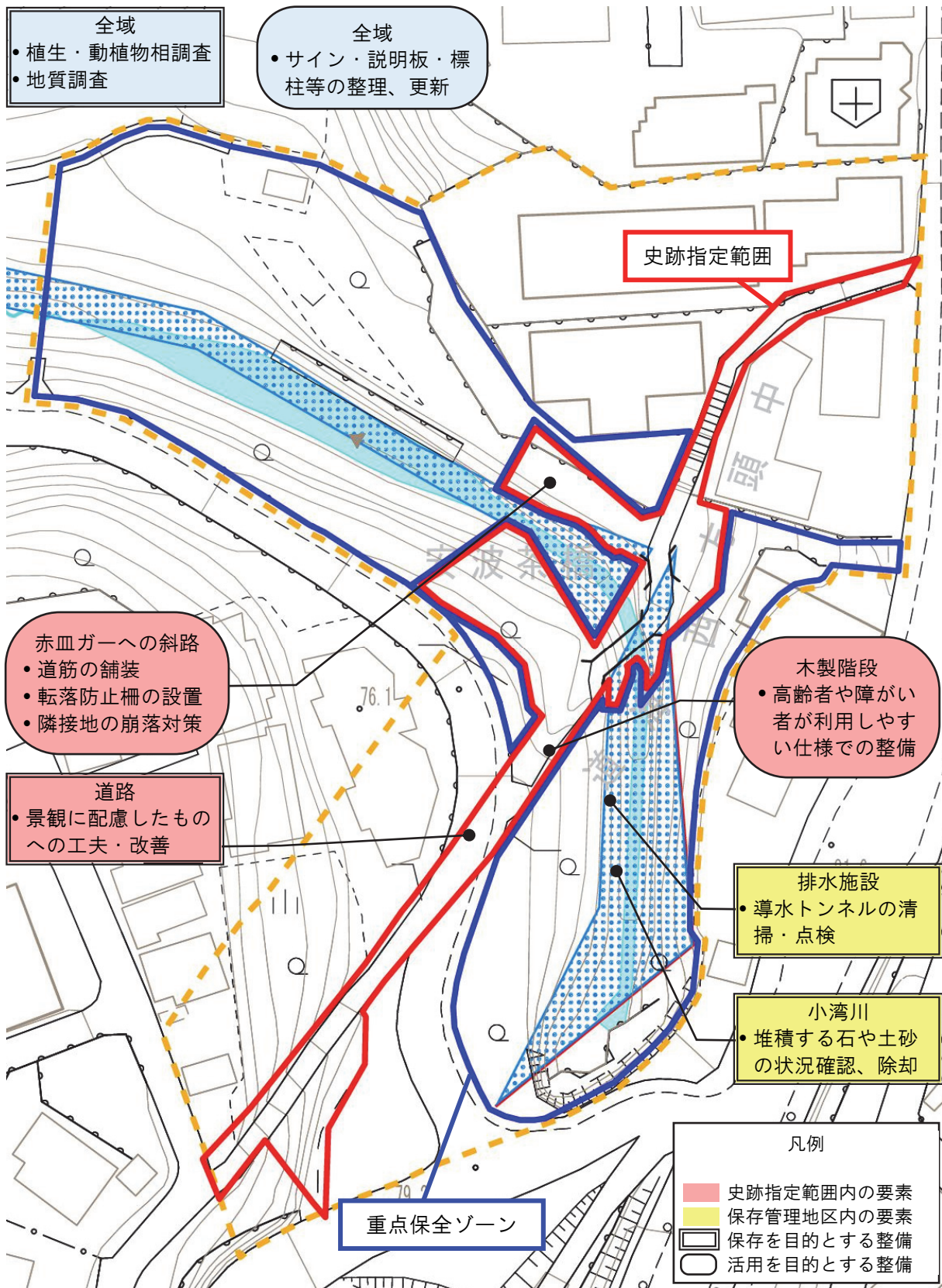
中頭方西海道(安波茶橋周辺)は、「歴史の道整備活用事業」(平成7～13年度)及び「世界遺産周辺整備事業」(平成14～18年度)において、復元整備を実施した。また、史跡範囲外においても「地域資源復元推進事業(沖縄振興特別推進交付金)」等を活用し、街道沿いにルートを示す石畳風舗装を整備し、歴史の道としての顕在化に努めてきた。今後も復元した遺構や整備した施設を「整備完了時」の状態を基準として維持しつつ、地域住民の意向や活用の状況を踏まえ、必要に応じ関係部局とも連携して検討を行い整備や修景を実施する。一方で、中頭方西海道(安波茶橋周辺)において未整備箇所となっている赤皿ガー周辺整備やルート石畳舗装整備を進め、更なる本質的価値の向上を図る。

なお、今回設定した重点保全ゾーンは、史跡指定地から川辺に広がる眺望景観の将来に渡る保全と向上を念頭に置いたものである。県の河川施策や防災対策等の動向も踏まえ、今後関係者並びに関係機関、関係課と連携しながら整備を推進する。

●中頭方西海道(安波茶橋周辺)

	保存を目的とする整備	活用を目的とする整備
史跡範囲内	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査、安波茶橋の復元、石畳等の修復、排水施設、植栽等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる箇所の維持管理を行う。劣化、き損などが確認された場合は修復する。 植生・動植物相調査、地質調査等の自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う。 史跡範囲内に整備されている道路については、景観に配慮した仕様への工夫・改善を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁、安全柵、サイン等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる施設の維持改善を行う。 石畳道から赤皿ガーへの動線整備のため、道筋の舗装や転落防止柵の設置及び、隣接する斜面地の崩落防止対策を行う。 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的に整理・更新を行う。 木製階段等は、高齢者や障がい者が利用しやすい仕様での整備を検討する。
重点保全ゾーン内	<ul style="list-style-type: none"> 史跡範囲内と一体となった風致景観の創出のため、斜面緑地・水辺景観の保全を図る。 景観に影響を与える建物や構造物等については、修景を検討する。 小湾川増水時に石橋に負担がかからないよう、導水トンネルの日常的な清掃・点検等、適切な管理を行う。 大雨の際に小湾川に堆積することのある、大きな石や土砂の状況確認、除却等の対策を検討する。 植生・動植物相調査、地質調査等の自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的に整理・更新を行う。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道ルートを示す石畳風舗装整備が済んでいる箇所の維持管理を行う。劣化、き損などが確認された場合は、修繕する。 石畳風舗装の未整備箇所は、舗装整備を行う。

中頭方西海道（安波茶橋一帯）の整備の方向性



②普天満参詣道(当山の石畳道)

普天満参詣道の当山の石畳道は、かつては生活道路として電柱や排水路などが並置されている状況であったが、市指定後に度々修復され、「歴史の道整備活用事業」(平成7～13年度)において本格的な復元整備を経て、現在の状態となったものである。今後も復元した遺構や整備した施設を「整備完了時」の状態を基準として維持しつつ、施設等の撤去・更新・修景のなどを進め、更なる本質的価値の向上を図る。未整備箇所となっているリュウキュウマツについては、マツの健全な生育にふさわしい環境の形成を含めた整備を推進し、良好な街道景観の創出を図る。また、災害予防の観点から当山橋の抜本的な越流対策を行い、本質的価値の着実な保存を図る。合わせて地域住民の意向や活用の状況を踏まえ、必要に応じ関係部局とも連携して検討を行い整備や修景を実施する。

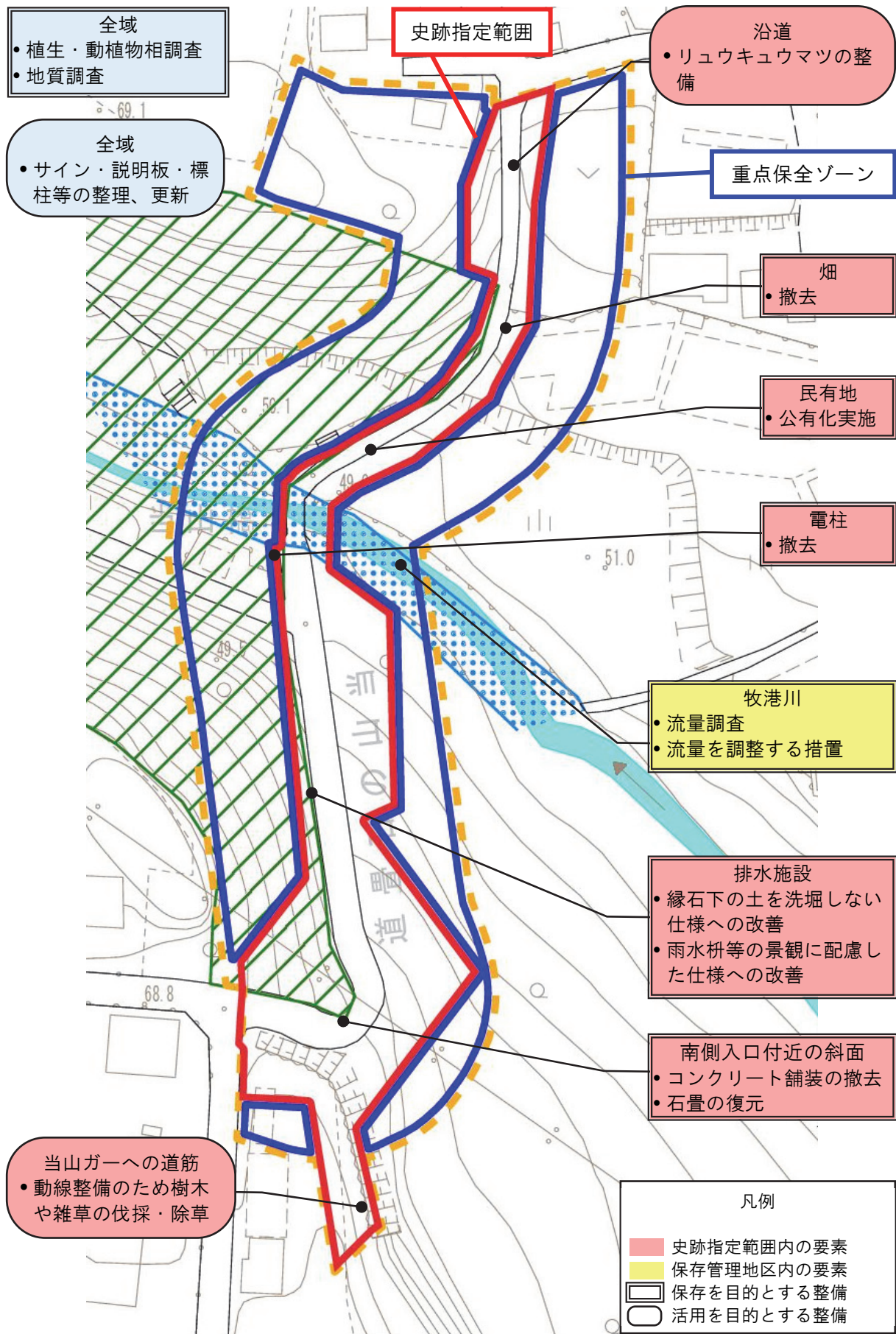
なお、今回設定した重点保全ゾーンは、中頭方西海道と同様に史跡指定地から川辺に広がる眺望景観の将来に渡る保全と向上を念頭に置いたものである。県の河川施策や公園整備の動向並びに周辺の宅地開発等の状況も踏まえ、今後も関係者並びに関係機関、関係課と連携しながら、整備を推進する。

●普天満参詣道(当山の石畳道)

	保存を目的とする整備	活用を目的とする整備
史跡範囲内	<ul style="list-style-type: none"> 残り1筆の私有地の公有化を行う。 発掘調査、石畳等の修復、排水施設、植栽等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる箇所の維持管理を行う。劣化、き損等が確認された場合は修繕する。 植生・動植物相調査、地質調査等の自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う。 南側入口付近のコンクリート舗装の撤去、石畳の復元を検討する。 降水時に縁石下の土が洗堀されないよう修繕し、排水施設の改善を行う。 雨水枡等の排水施設は、景観に配慮した仕様への工夫・改善を検討する。 電柱や畑等、本質的価値に直接関係しない要素の撤去を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> サイン等の整備が実施済みであり、既に整備が済んでいる施設の維持改善を行う。 歴史的風致景観の創出のため、沿道にリュウキュウマツを整備する。 当山ガーと連携した活用を図るため、当山ガーへの動線の樹木や雑草の伐採・除草を行う。 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的に整理・更新を行う。

	保存を目的とする整備	活用を目的とする整備
重点保全ゾーン内	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡範囲と一体となった風致景観創出のため、斜面緑地・水辺景観の保全を図る。 • 景観に影響を与える建物や構造物等については、修景を検討する。 • 増水時に当山橋への越流が生じる牧港川の流量調査を実施し、状況を把握するとともに、流量を調整する措置を検討する。 • 植生・動植物相調査、地質調査等の自然調査を行い、歴史的風致景観や水辺環境の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 設置時期や意匠の異なるサイン、説明板、標柱等は段階的に整理・更新を行う。

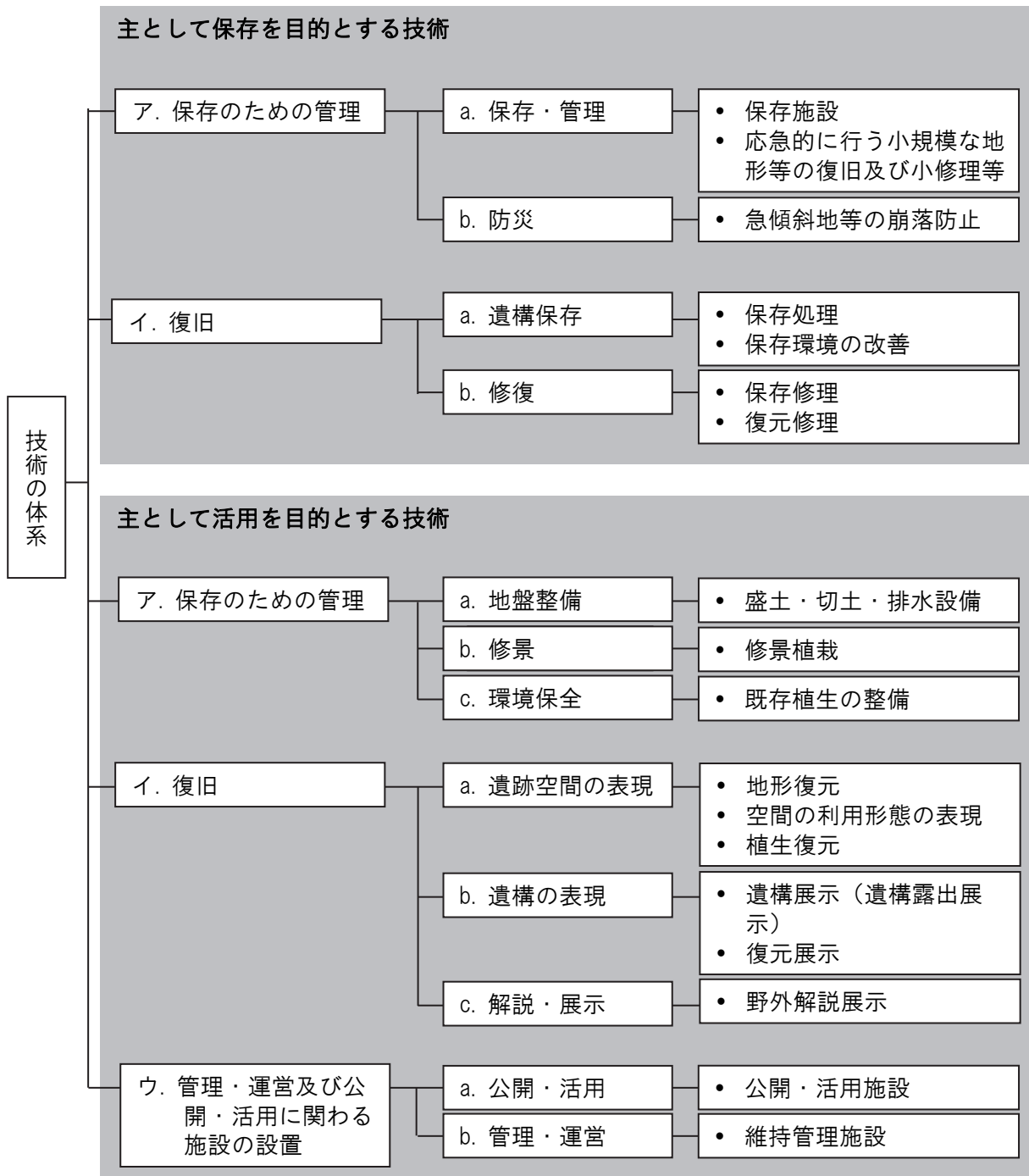
普天満参詣道（当山の石畳道）の整備の方向性



2. 整備の方法

中頭方西海道及び普天満参詣道の整備にあたっては、史跡の保存を第一としながら、保存及び活用のバランスが取れた整備を行う。整備にあたっては文化庁の「史跡等整備のてびき」等をふまえながら、関係機関や地域住民と連携を図りながら進めることとする。

技術の体系



出典：史跡等整備のてびき—保存と活用のために— 総説編（p.97）を参考に抜粋整理

3. 周辺環境整備の考え方

(1)「中頭方西海道及び普天満参詣道」における連続性の確保

第5章3 (p.104) で示した、「中頭方西海道及び普天満参詣道」活用エリアにおいて、歴史の道ルート的大部分が現代においてはアスファルト敷の生活道路となっている。部分的にルート上に石畳風舗装を敷設している箇所はあるが断続的であるため、ルートの連続性を確保し、歴史の道全体としての活用を促進する観点から、石畳風舗装の整備を進める。宅地開発等により歴史の道ルートが途切れた部分や、舗装整備が困難な箇所については、標柱や説明板等を設置し、できるだけ連続性を確保できるよう配慮する。

(2)浦添城跡、浦添大公園、その他景観資源等と連携した整備

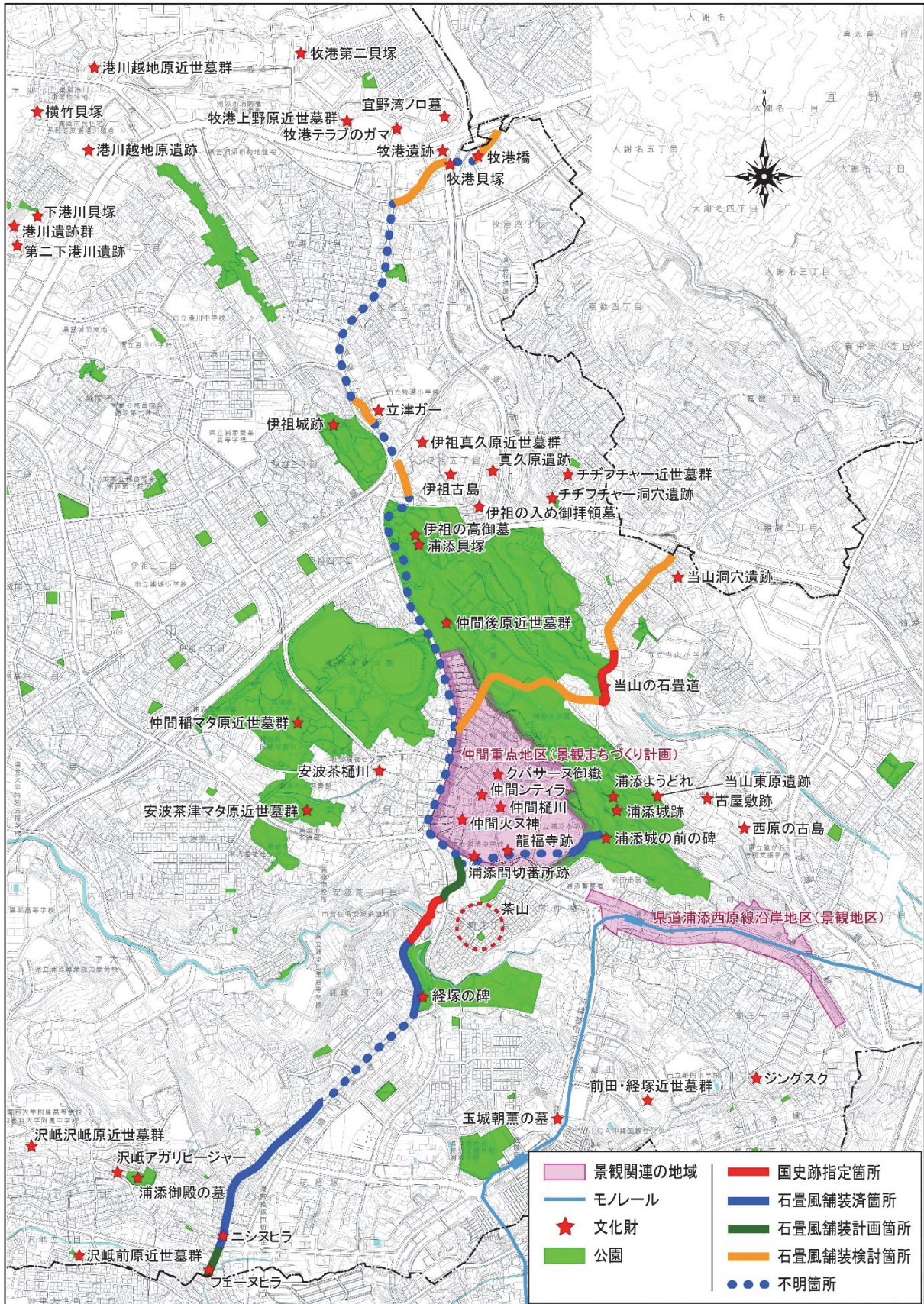
中頭方西海道及び普天満参詣道、浦添城跡の立地する浦添大公園と近接している（当山の石畳道の一部は公園区域）。また、史跡に近接してモノレール浦添前田駅が建設されたことから、駅を中心としたにぎわいが創出されつつある。史跡をとりまく周辺環境にあたっては、市の景観まちづくり計画に基づく取組をはじめ、デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等の実証実験も行われている。こうした関連する取組と連携しながら、歴史の道の活用に資するような整備についても促進する。

特に周辺環境との連携にあたっては、浦添大公園や浦添城跡から中頭方西海道及び普天満参詣道への周遊を促すような周遊ルートの検討、サインの設置など整備を促進する。

(3)市内文化財の総体的な魅力発信のための整備

歴史の道沿線及び周辺には、玉城朝薫の墓や浦添御殿の墓、伊祖城跡など様々な文化資源が分布する。浦添市の歴史の奥行を体感するため、歴史の道だけでなく市内の様々な文化財の魅力を総体的に活用するための整備を推進する。整備にあたっては、市の観光振興計画に基づきながら、文化財そのものの環境整備をはじめ、観光部局と連携し、各資源の持つ価値や背景をストーリーとしてとらえ、解説する方法を検討する。また、市全域での文化財の統一サインについても検討する。

史跡との連続性を持たせた周辺環境整備の方向性



第9章 運営・体制の整備

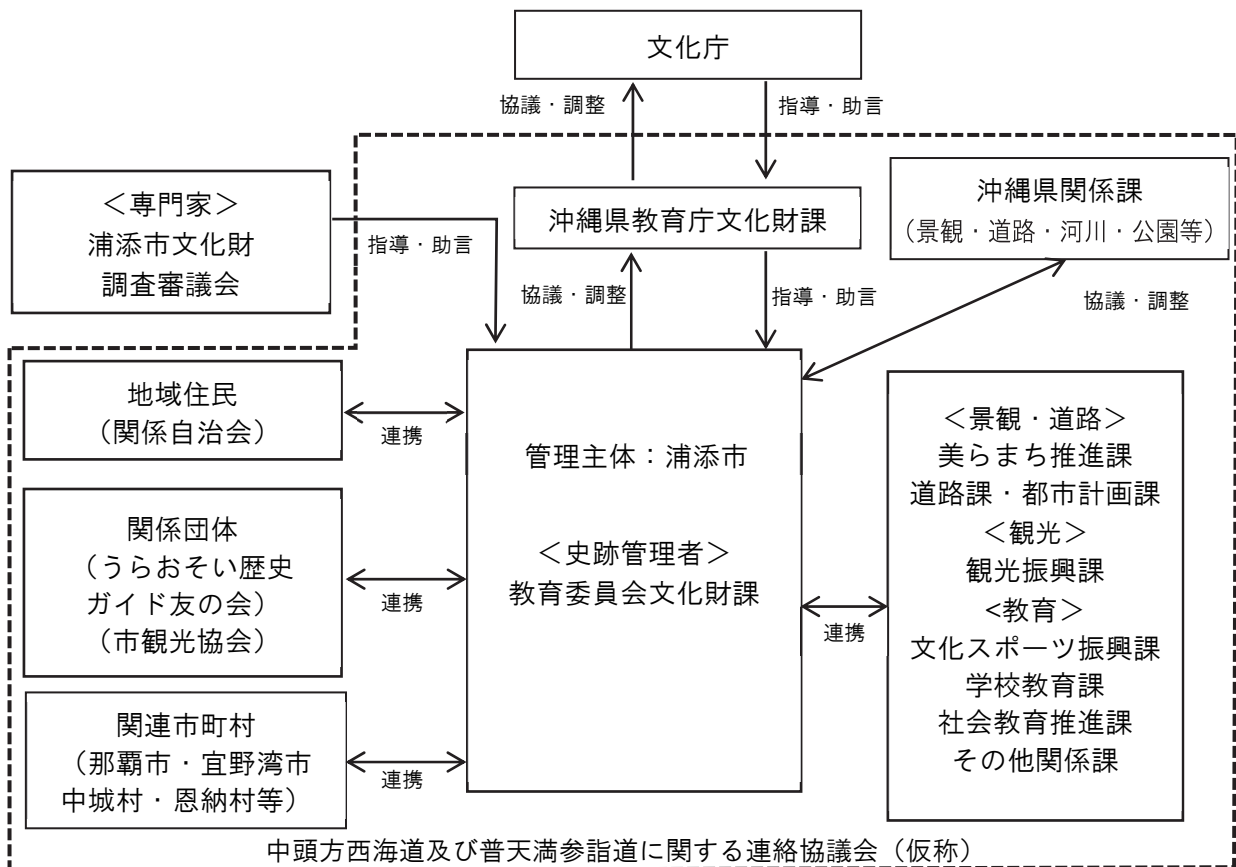
1. 運営・体制の方法

中頭方西海道及び普天満参詣道を将来にわたって持続的に保存活用するためには、行政、地域住民、関係団体並びに専門家が連携して、史跡及び周辺環境の保存・活用・管理を行っていくことが重要である。

中頭方西海道及び普天満参詣道の管理運営については、これまでどおり浦添市が管理主体となって文化庁や沖縄県教育委員会の指導・助言のもと本計画を推進する。浦添市教育委員会が中心となりながら、景観や都市計画、道路事業、観光、まちづくりを所管する関係セクションと連携し、貴重な文化財を後世に伝えるべく周辺環境を含めた適正な管理を行う。また、歴史の道の本質的価値を適切に学び活用する取組みを推進するため、学校教育や社会教育を所管する教育委員会各課と連携し、地域学習の機会を設けるなど、積極的な利活用を図る体制をつくる。

また、地域住民との連携も必要不可欠であることから、地域とともに管理運営を行う組織体制を整えるほか、市内のガイド団体など利活用に関わる関係者と連携し、史跡の魅力をより広く深く活用できる体制を整える。将来的には、上記の関係者が参加する「中頭方西海道及び普天満参詣道に関する連絡協議会（仮称）」の設置も検討する。

中頭方西海道及び普天満参詣道の保存活用の体制



管理運営に関する主な連携等の内容

組織名・課名		主な連携等の内容
浦添市	教育委員会 文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営組織の設置に関する調整、事務 史跡範囲における法的措置（指定・現状変更等）及び行政的措置（土地公有化、各種計画策定）、日常的な維持管理 歴史の道の調査・研究、保存管理と活用、整備 市内文化財の保存管理
	教育委員会 文化スポーツ振興課 学校教育課 社会教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能に関するイベントなどでの活用 歴史の道の価値をわかりやすく伝えるための地域学習等での活用 各種講座等、社会教育における取組みでの活用
	美らまち推進課	<ul style="list-style-type: none"> 史跡周辺の環境保全、景観保全
	道路課	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道（史跡範囲外）の整備に係る協力
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地利用の検討
	観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> 観光に係る施設整備・管理運営、イベント開催
文化庁	文化財第二課 文化資源活用課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用・整備に関する指導・助言
沖縄県	教育庁文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・活用・整備に関する指導・助言
	中部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 県道、河川（小湾川、牧港川）の維持管理、整備
	土木建築部 都市計画・モノレール課 都市公園課	<ul style="list-style-type: none"> 景観保全・形成に関する連携・支援 浦添大公園の維持管理、整備
地域住民	関係自治会・市民等	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道や井泉の日常管理（清掃等） 地域行事、イベント等への積極的な利用
関連団体	ガイド団体 （うらおそい歴史ガイド友の会）	<ul style="list-style-type: none"> 案内ガイドの実施 日本遺産を含めたガイド
	観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の情報発信、観光活用の推進
専門家（学識者・研究者等）		<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道の保存、活用、整備に関する科学的知見に基づく指導・助言
関連市町村（那覇市・宜野湾市・中城村・恩納村等）		<ul style="list-style-type: none"> 歴史の道に関する広域連携の取組み

※関係課・組織の事務分掌や課名が変更された場合は、当該事務を引き継いだ課・組織名に変更するものとする。

第 10 章 施策の実施計画及び経過観察

1. 施策の実施計画

本計画で取りまとめた保存・活用・整備・運営体制等に係る方向性及び方法を適切に実施するために、下記のとおり実施計画を位置付ける。




中頭方西海道及び普天満参詣道は整備が一定程度完了しており、今後は史跡を適切に保存管理しながら、未実施分の整備とともに、周辺環境の調査や防災対策、活用等についてすすめながら、関係する様々な関係部局や地域との連携に向けた体制の整備を進める。

ただし、本計画で取りまとめた方向性等については、先行して取り組む施策・事業を短期（5年程度）、それ以降に実施する施策等を中長期に設定する。短期満了時に計画の実現状況の把握や達成度の評価を行い、必要に応じて施策の実施内容の見直しを行うものとする。





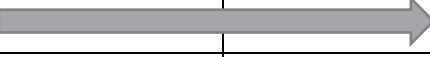





実施計画の総括表（保存管理）

分野	地区	短期（5年程度）	中期（10年）	長期（20年）
維持管理	中頭方	<ul style="list-style-type: none"> 露出遺構や復元箇所維持管理・点検の継続 	継続	
	普天満	<ul style="list-style-type: none"> 清掃・美化活動の推進 	継続	
調査	中頭方	<ul style="list-style-type: none"> 史跡及び自然環境の調査（植生・動植物相調査、地質調査） 	継続	
	普天満	<ul style="list-style-type: none"> 史跡及び自然環境の調査（植生・動植物相調査、地質調査） 	継続	
		<ul style="list-style-type: none"> 牧港川の流量調査の調整、実施 	牧港川の越流対策の県との調整	
現状変更	共通	<ul style="list-style-type: none"> 本計画に基づく適切な対応の実施 	継続実施	
史跡指定地外	共通	<ul style="list-style-type: none"> 水辺・緑地景観保全（調整） 開発行為の抑制、景観阻害施設への対応（関係課調整） 	継続	
	中頭方	<ul style="list-style-type: none"> 導水トンネルの維持管理 小湾川の堆積土砂等の確認、除去（県調整） 	継続	
	普天満	<ul style="list-style-type: none"> 牧港川の流量を調整する措置への対応（県調整） 	継続	
追加指定等	中頭方	<ul style="list-style-type: none"> 保存管理地区の追加指定の検討（必要に応じて） 	（必要に応じて）	
	普天満	<ul style="list-style-type: none"> 1筆の公有化 保存管理地区の公有化検討 	（必要に応じて）	


実施計画の総括表（活用）

分野	短期	中期	長期
地域学習の場	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校と連携した活動の実施 地域学習教材等作成の検討 ガイド活動の支援 	左記の取り組みの継続的な実施や展開（拡充）	
地域住民の生活・文化を紡ぐ場	<ul style="list-style-type: none"> 地域行事での活用の継続 環境美化活動への支援 環境学習会の実施 		
観光資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の価値のPR てだこウォーク等のイベント利用 観光と連携した取組の検討 		

実施計画の総括表（整備）

計画内容		短期	中期	長期
整備基本計画の策定	共通			
サイン、説明版等の整理、更新				
赤皿ガー周辺の斜路整備、斜面地整備	中頭方			
木製階段等の更新整備			更新時 	
南側入口付近の斜面整備	普天満			
排水施設の改善				
電柱等の撤去				
リュウキュウマツの整備				
当山ガーへの道の樹木・雑草の伐採・除草				
石畳風舗装整備	周辺			

実施計画の総括表（運営・体制）

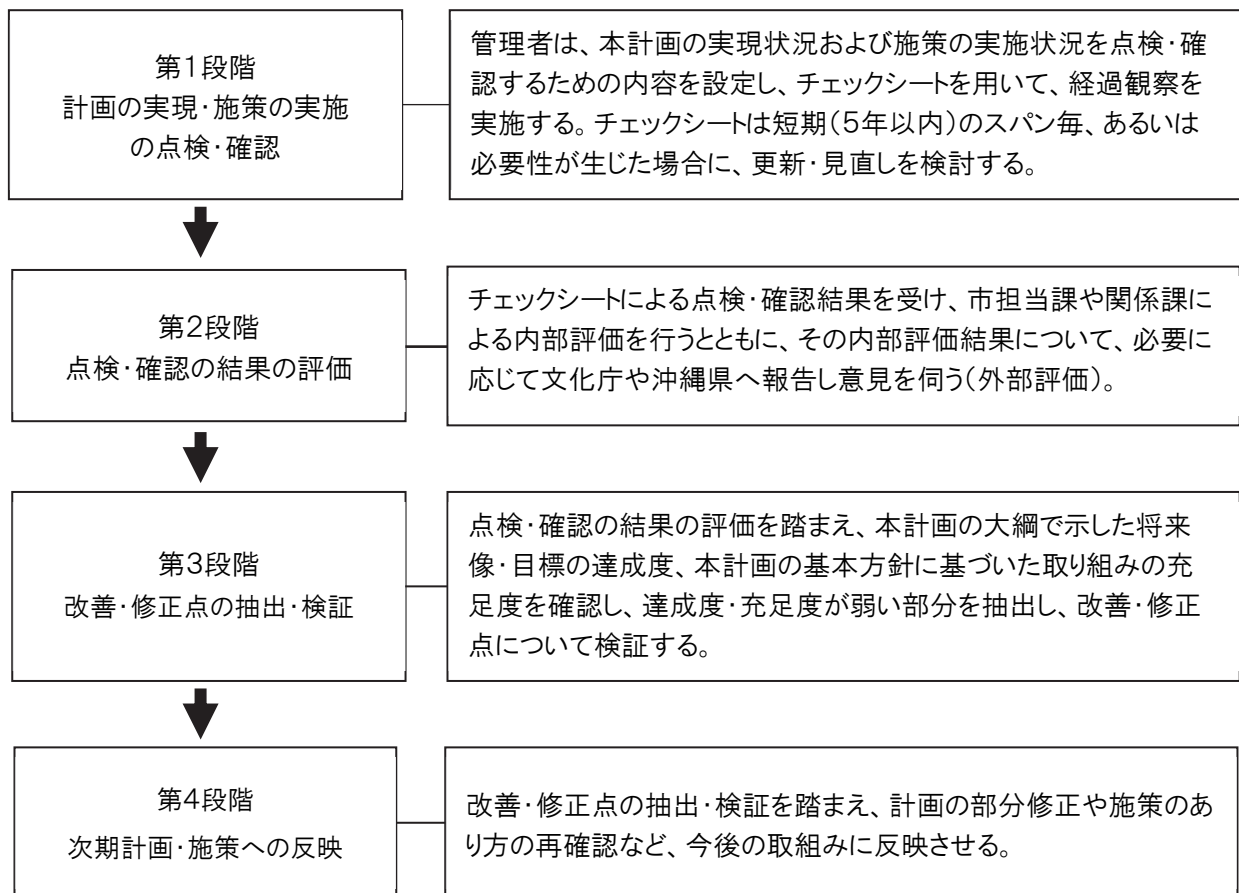
計画内容	短期	中期	長期
運営・体制の構築	地域住民・関係者・市関係課等との連携調整	組織づくり	

2. 経過観察

史跡の本質的価値の定義・把握を踏まえ、史跡を良好な状態で維持し続けるために、点検及び維持管理、経過観察及び基礎情報の継続的な更新の実施、検討を行う。

(1)経過観察の方向性

史跡の管理者（市文化財課）は、本計画で定めた保存、活用、整備、運営・管理の各事項を実施し、日常的・定期的な経過観察（モニタリング）により点検・確認することが必要である。本計画の実現状況や施策の実施状況を的確に把握し分析・評価することにより、問題点を改善していくことが求められる。経過観察で得られた問題の改善・修正部分があれば次の施策に反映させ、見直しを行うことも必要となる。



(2)経過観察の方法

第1段階の対応として、「1. 施策の実施計画」で設定した主要な施策や事業については、市文化財課が主体となり、年1回を目安とした定期的な経過観察を実施し、現況の把握及び達成度の評価を行い、問題点の改善を図ることとする。

経過観察の点検指標、実施時期

分野		経過観察の点検指標となる項目	実施時期
保存管理	維持管理	日常点検、定期点検等は適切に行っているか。	毎年度末
		遺構等の劣化状況や保存環境に係る検討はされているか。	毎年度末
	調査	史跡及び自然環境の調査（植生・動植物相調査、地質調査）の実施について、調査計画の検討、調査は適切に行われているか。	毎年度末
		牧港川の流量調査の実施に向け、河川管理者との調整は行っているか。	毎年度末
		調査研究の成果を整理しているか。	毎年度末
	現状変更	現状変更に対する対応が適切に行われているか。	毎年度末
	周辺環境の保全	関係者との調整は適切に行っているか。	毎年度末
		追加指定に向けた検討が実施されているか。	毎年度末
活用		市内外の教育機関や文化施設との連携が図られているか。	毎年度末
		地域学習に対応できる人材育成への取組みが行われているか。	毎年度末
		情報発信や公開が適切に実施され、その活用状況が把握されているか。	毎年度末
		自治会や地域住民が史跡を活用できるような機会の提供や連携が図られているか。	毎年度末
		史跡を活用したイベントは実施されているか。	毎年度末
		観光と連携した取組の検討が行われているか。	毎年度末
整備		整備基本計画に基づき整備が実施されているか。	毎年度末
		整備委員会を年1回以上開催し、現状の報告や、専門的意見を受けているか。	毎年度末
		整備委員会の指導に基づき適切に実施しているか。	毎年度末
		史跡の本質的価値を構成する要素の保存修理や整備は行われているか。	毎年度末
運営・体制		地域住民や関係団体との連携・協働の取組みが行われているか。	毎年度末
		市や沖縄県の関係部局との連携が図られているか。	毎年度末

(3)史跡の維持管理に関する経過観察

①史跡に影響を与える事項

中頭方西海道及び普天満参詣道の損傷を未然に防止するため、史跡指定範囲の保存に関する経過観察について下記のような方法を位置付け、必要に応じ影響を与える要因の除去等の対応を検討する。

保存管理に関する事項（影響要因）の把握方法

項目	想定される要因	想定される影響	把握方法	周期	記録組織
自然災害	台風・大雨・地震	石畳道、石橋等、地形の崩落・崩壊、倒木	石畳道、地形、植物等の状況に関するき損状況、崩壊の有無の観察、写真撮影による記録 復旧の状況の記録	発生直後	市文化財課
	病害虫	樹木等の枯損、倒木	病害虫の発生状況等の観察、写真撮影等による記録	日常	市文化財課
	河川の増水	越流による石橋の崩壊	牧港川の流量調査の実施	日常	市文化財課 県中部土木事務所
開発	人的要因	貴重な動植物の減少・滅失	希少動植物の生息・生育状況の観察、写真撮影等による記録	毎年	市文化財課
	周辺地域の開発	歴史的風致景観の阻害	史跡内からの定点観測（写真撮影）により、阻害要因の状況を把握	半年	市文化財課
人的被害	犯罪等	本質的価値を構成する要素等のき損及び劣化	落書き、盗難、不法投棄等の写真撮影による記録	毎年	市文化財課

②点検及び維持管理の実施

計画に対する経過観察とともに、以下のような点検及び維持管理を実施する。

点検及び維持的措置一覧

区分	手法	内容※1	実施主体
日常的な点検及び維持的措置 ※2	見回り	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の滅失、き損、衰亡、盗難等の発見、予防 保存施設（標識・説明板）の破損等の確認 樹木等の倒木、斜面崩落 	<ul style="list-style-type: none"> 市文化財課 関係課（史跡指定地外） 地域住民 関係団体も想定
	清掃、除草	<ul style="list-style-type: none"> 史跡内の美化 不要な植物の除草 	
	軽微な補修等	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の亡失または流失の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 市文化財課

区分	手法	内容※1	実施主体
		<ul style="list-style-type: none"> • 応急的な小規模の地形の復旧 	
定期的な点検及び維持的措置 ※3	工作物等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> • 標識、説明板、境界標の保守点検 • 園路、安全柵、公開・活用のための施設の保守点検 	<ul style="list-style-type: none"> • 市文化財課
	植物の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> • 樹木の剪定^{せんてい}、病虫害防除処理 	
経常的な点検及び維持的措置 ※4	石畳、石橋等のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 石畳の調査カルテの作成と継続的な記録 • モニタリング結果分析による適切な補修、対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 市文化財課
	利用状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • イベントやロケーション等の利用実績の記録 • モニタリング結果分析に応じた適切な対策の実施 	

※1 「内容」には、今後整備が想定されるものも含む。

※2 主に日々の公開・活用業務において、史跡等の主要な部分の保存と活用に支障がないかを把握し、軽微な作業によりこれを良好な状態に保つこと。

※3 史跡等の全域における状況の確認及び保存のための軽微な予防措置により、史跡等の保存と活用に支障がないかと総合的に把握するとともに、問題が生じないように適宜必要な措置を講じること。

※4 史跡等の本質的価値を構成する^{すうよう}枢要の諸要素に対する保存科学的処理及び保存工学的措置の効果並びに、保存施設及びその他の諸施設の機能の状況等について、一定の指標に基づいて経常的にデータを蓄積するとともに、保存と活用のための経常的な措置を実施すること。

史跡中頭方西海道及び普天満参詣道保存活用計画書

発行年: 令和3年3月

発行: 浦添市教育委員会 教育部 文化財課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

(TEL)098-876-1234(代表)